

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
1	拠点・市街地整備	土地情報管理事業	土地情報システムの管理（本庁及び支所） 地籍集成図の加除業務	集成図等の交付	件	4, 526	地籍集積図加除	筆	1, 040			
2	拠点・市街地整備	（予算無）土地利用推進事業	国土は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産など諸活動の基盤である。健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、国土利用計画法・都市計画法など土地利用関連法を遵守し、適正な運用を図る。 （平成22年度権限委譲）	国土利用計画法関連研修会	回	0	土地取引届出処理件数	件	37			
3	拠点・市街地整備	都市計画総務事務	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市施策の立案に必要な各種調査を実施し、常に現況や課題等を把握し、地域の実態に即した都市施策を実施していく。 また、都市施策を決定する過程においては、法定付属機関である笠間市都市計画審議会に諮問し、調査・審議の上、決定していく。その他、開発行為及び建築確認等に必要な都市計画制限等の照会・申請等への対応を行う。	都市計画に関する各種調査事務	回	89	都市計画法（53条・65条）に基づく許可	件	2			
4	拠点・市街地整備	都市計画情報管理事業	都市計画図は、都市計画法第14条に定める「都市計画図書」や同法第6条に規定する基礎調査を行うに当たって必要となる基図であり、庁内各課においても各種図面作成の基本図として使用していることから、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、都市計画図情報として管理を行う。 都市計画支援システムは、窓口や電話における都市計画情報の照会業務や市政業務に活用しており、定期的な保守を行う必要がある。	問合せ対応	件	1, 210	都市計画図の頒布（H29新規指標）	件	165	基本図の貸し出し（H29新規指標）	件	16
5	拠点・市街地整備	宅地創出促進補助事業	人口減少の社会背景の下、居住適地への魅力ある宅地開発を誘導することにより、市内の定住人口を下支えするとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりを図る。 「重点・新規」笠間市立地適正化計画に定める誘導区域内において、一定水準の宅地を整備した場合、事業者に対し最大1,000万円を補助	人口	人	74, 000	建築確認件数（新築・専住）	件	270	宅地面積	km ²	23
6	拠点・市街地整備	都市計画基礎調査事業（5カ年毎）	都市計画法第6条の規定に基づき、おおむね5年ごとに、国土交通省令で定める事項について都市計画に関する基礎調査を実施するもの。 茨城県が主体となり、令和2年度から令和4年度までの3か年に県内市町村が振り分けられ、笠間市は令和4年度の実施が求められている。調査に係る経費の一部について、県補助がある。									
7	拠点・市街地整備	市街地活性化基金事業	「笠間市市街地活性化基金」の繰入及び運用による利子の積立等、基金を適正に管理する。									
8	拠点・市街地整備	畜産試験場跡地利活用促進事業	・事業内容：畜産試験場跡地の利活用策について茨城県との協力と連携を図りながら、各方面との協議調整および誘致活動を実施する。 ・事業内容：「重点」畜産試験場跡地は効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点となることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、進出意向調査やヒアリングなどを行いながら利活用策の検討を進める。 ・特定財源：無									
9	拠点・市街地整備	駅前駐車場管理事業	・市内の駅前にある駐輪場及び駐車場の管理業務（使用許可、使用料の徴収、施設の見回り） ・有料駐車場：3箇所（笠間駅北、稲田駅前、福原駅前）・有料駐輪場：3箇所（笠間駅北、稲田駅前、友部駅北） ・無料駐輪場：4箇所（福原駅前、央戸駅前、岩間駅西・東口）平成22年度より指定管理者制度導入 ・笠間駅北駐車場・駐輪場を笠間観光協会に委託 ・福原駅前駐車場、稲田駅前駐車場・駐輪場をＪＲＯＢ会に委託・無料駐輪場については、業務の一部をシルバー人材センターへ委託。少子化と不況により年々利用者が減少している。	放置自転車の処分	回	1						
10	拠点・市街地整備	笠間PA周辺事業	北関東自動車道笠間パーキングエリアと隣接した多目的広場の維持管理費	物販イベントの開催	日	74	物販イベント売上高	円	4, 353, 255			
11	拠点・市街地整備	駅前トイレ管理事業	JR水戸線の福原・稲田・央戸の各駅前公衆トイレの維持管理業務 ・稲田駅前トイレ 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 ・福原駅前トイレ 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 ・央戸駅前トイレ 木造瓦葺 21.84㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2	施設の清掃業務	回	315						
12	拠点・市街地整備	かさま歴史交流館井筒屋運営管理事業	本市の歴史及び観光情報の発信と市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図るため、「かさま歴史交流館井筒屋」の運営管理業務を実施する。 友部駅南北自由通路、北・南口駅前広場維持管理費用	開館日数	日	284	来館者数	人	76, 334	関係団体等の利用回数	回	308
13	拠点・市街地整備	友部駅南北自由通路・駅前広場管理事業	【施設概要】 ・友部駅南北自由通路 延長：80m 幅員：5m 延床面積：1,270㎡ 付帯施設：エレベーター2基、エスカレーター4基 電気室、公衆トイレ（南北2カ所） ・北口駅前広場 面積：約5,000㎡ 付帯設備：駐車場管理システム ・南口駅前広場 面積：約6,000㎡ 付帯設備：駐車場管理システム	施設（日常・定期）清掃	日	365	駐車場（機械警備・精算器システム）管理	日	365	自由通路昇降機保守点検	回	12
14	拠点・市街地整備	笠間駅北区画整理整備基金事業	笠間駅北区画整理地区内の整備事業に要する資金に充てるため、笠間駅北区画整理整備基金を設置した。笠間駅北区画整理事業終了後に、同組合からの寄附金をもって原資とする基金が創設された。	基金の積み立て額	円	226	基金の取り崩し額	円	0	年度末基金残高	円	15, 124, 261

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
15	拠点・市街地整備	岩間駅東西自由通路・駅前広場管理事業	岩間駅東西自由通路維持管理経費 【施設概要】 ・東西自由通路、東西駅前広場、駐車場（東西）、エレベーター2基、公衆トイレ（東西2カ所）	施設（日常・定期）清掃	日	365	駐車場（機械警備・精算機システム）管理	日	365	自由通路昇降機保守点検	回	12
16	拠点・市街地整備	友部駅橋上化及び自由通路整備基金事業	友部駅橋上化、自由通路及び友部駅周辺整備の充実を図るための資金に充てるため設置した基金である。 友部友部駅橋上化及び自由通路については、平成20年に完成した。 現在は、友部駅周辺整備のため基金を活用している。	基金の積み立て額	円	2,514	基金の取り崩し額	円	7,051,000	年度末基金残高	円	127,375,754
17	拠点・市街地整備	笠間駅前広場管理事業	笠間駅前広場の整備及び管理	修繕工事	件	5						
18	拠点・市街地整備	開発指導事務	笠間市開発事業指導要綱に基づき1,000㎡以上の宅地開発行為等について指導を行う。 また、県から権限移譲を受けた都市計画法に基づく3,000㎡以上の宅地開発許可について、都市計画法の技術基準等に基づく審査、許可及び完了検査を行う。 ○開発登録簿の写し交付（手数料500円/1枚）　○租税特別措置法に基づく優良宅地認定 ○都市計画法施行規則第60条証明（手数料400円/1通）	開発行為許可等申請	件	19	開発行為の完了検査	件	15			
19	拠点・市街地整備	建築確認取扱事務	本市において、建築確認申請に関する審査は県（特定行政庁）が所管するが、県との委託契約に基づき、県へ建築確認申請する場合は、市が用途地域等の確認を行った上で経由する。（均等割4,000円＋件数割400円×件数） 住居表示区域内（友部地区の一部）に新築された建築物について、建築主からの申請に基づき住居表示番号を設定する。 ○道路の位置の指定申請（建築基準法第42条1項5号）の経由　○特定公共的施設新築等工事届出（県ひとにやさしいまちづくり条例）の経由	建築確認申請の県への経由	件	7	住居表示番号の設定	件	31			
20	拠点・市街地整備	木造住宅耐震化推進事業	震災（防災）対策の一環として、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認申請）の木造住宅について耐震化の促進を図る。（令和3年度末の目標耐震化率：95%） ○耐震化への意識啓発　○耐震診断士派遣事業：負担割合（国1/2、県1/4（限度額14千円/1棟）、個人2千円/1棟） ○耐震改修総合支援補助（補助限度額：1,000千円、国1/2、県1/4、市1/4）	耐震診断士派遣	戸	2	耐震改修工事	戸	0	住宅の耐震化率（推計）	%	81
21	拠点・市街地整備	（未定）住宅整備事業	下市毛住宅及び石崎住宅のガス管、給水管の補修工事	改修工事	件	0	修繕工事	件	0			
22	拠点・市街地整備	住宅管理事業	市営住宅13団地353戸の維持管理 入退去、家賃管理、修繕及び維持管理経費	維持管理委託	件	1	住宅使用料	円	52,218,700	入居戸数	戸	239
23	拠点・市街地整備	被災住宅復興支援利子補給補助金交付事業	東日本大震災による被災者生活再建支援制度の補完を目的とし、被災者が金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧（補修等）を行う場合の利子を補助することにより被災者の負担軽減を図る。 ●期間：5年間（令和6年度事業完了） ≪利子補給率≫ ○平成28年3月31日までに融資を受け、平成28年12月28日までに申請した場合：年2%（県1%・市1%） ○平成28年4月1日から平成31年3月31日までに融資を受け、令和元年12月28日までに申請した場合：年1%（県1%）	申請受付（新規）	件	0	補助件数	戸	21			
24	拠点・市街地整備	公営住宅子育て世帯支援事業	県営及び市営の福原住宅の入居促進を図る事業	パソコンリース	台	10	学習支援教室	人	4			
25	公共交通	公共交通維持確保事業	○既存公共交通（路線バス）の維持確保を図るため、3路線の運行に伴う損益に対し、路線バス運行対策費補助を交付する。また、損益額を抑制するため、広報周知活動により利用を促進する。 ・岩間駅～下安居酒屋前間　・友部駅～中央病院間 外2路線 ○稲田・福原駅乗車券類簡易販売業務委託により稲田・福原駅の無人化防止（防犯・安全対策）及び鉄道施設の機能を確保し（乗車券類販売）周辺住民の利便性を確保する。 ○高速バス「益子・笠間～秋葉原線」PR 平成19年10月に廃止となった高速バスについて、震災時の臨時運行を契機に再開への気運が高まり、平成24年6月に運行が再開された。また、平成25年4月には 益子町まで延伸された。以来、順調に利用者が増加している。 ※公共交通対策事業と統合	補助路線数	路線	4	無人化解消駅数	駅	3			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
26	公共交通	デマンドタクシーかさま運行事業	公共交通空白地域の解消や高齢者を中心とした交通弱者の医療・福祉・商業施設等へのアクセス強化、地域の活性化、市民福祉の向上を図るために、平成20年2月から運行を開始している。 ○平成21年度：デマンドタクシーかさまの運営業務の委託を実施 ○平成22年度：運行当初の7エリアを3エリアに統合 ○平成24年度：運行支援システムの更新 ○平成27年度：土曜日試験運行の実施 ○平成28年度：土曜日本格運行の開始 ○平成30年度：エリア見直しによる試験運行の実施 ○令和元年度：試験運行の本格運行開始、料金改定 管理不全空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に 基づき空家等所有者に行政指導する。 居住誘導のため、立地適正化計画に定める、居住誘導区域および準居住誘導区域における空家の既存ストックとして有効活用し、居住誘導区域および準居住誘導区域への居住地集積を積極的に図るため、 空家バンク登録物件利用促進事業の拡充、空家バンク登録物件家財処分支援事業の拡充、管理不全空家の解体撤去支援事業の拡充をし、本市への移住・定住人口、二地域居住人口増加を目指す。	デマンドタクシーかさま年間利用者数	人	42,806	年間乗車券販売額	千円	16,405			
27	空家・空地対策	空家政策推進事業	管理不全空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に 基づき空家等所有者に行政指導する。 居住誘導のため、立地適正化計画に定める、居住誘導区域および準居住誘導区域における空家の既存ストックとして有効活用し、居住誘導区域および準居住誘導区域への居住地集積を積極的に図るため、 空家バンク登録物件利用促進事業の拡充、空家バンク登録物件家財処分支援事業の拡充、管理不全空家の解体撤去支援事業の拡充をし、本市への移住・定住人口、二地域居住人口増加を目指す。	空家関連補助金交付件数（解体）	件	8	管理不全状態空家等改善件数	件	18	空家バンク制度成約件数	件	23
28	道路・河川	国県補助事業調整事務	笠間市内を通る国道や県道・河川の整備・充実に早期に図るため国や県と連携を密にし、国県事業の事業調整・整備促進を図る。 土砂災害特別警戒区域に係る、急傾斜地崩壊対策事業に伴う事業調整・整備促進を図る。 ・全体計画（L=約210m）・全体事業費（500百万円・県事業費）・事業期間（R4年度～R11年度予定）・市町村負担金（県事業費の10%）	国県へ要望活動	件数	19						
29	道路・河川	笠間PAスマートIC整備事業	観光地へのアクセス向上と周辺渋滞の緩和、高度医療施設へのアクセス向上を目的とした整備促進を図る。 ・全体延長（L=620m、W=7.5/6.0m）　・全体事業費（980百万円・補助対象事業費）　・事業期間（R4年度～R8年度予定）	用地買収	筆	0	改良工事	m	0			
30	道路・河川	市道新設改良事業（友部地区）	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道路の整備を図る。	用地買収	筆	5	改良工事	m	150			
31	道路・河川	来栖本戸線整備事業	防災・安全社会資本整備交付金（計画12）国土強靱化に向けた防災・減災のための道路整備 国道50号の渋滞緩和及び、北関東自動車道へのアクセス強化を図る幹線道路の整備事業。	改良工事	m	200	用地買収	筆	1	進捗率	%	71
32	道路・河川	道路台帳更新事業	道路法第28条に基づき、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも道路の区域、道路の構造等、兼用工作物、占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しておく必要がある。 道路台帳の制度は、この制度に基づき設けられたものである。	修正路線の委託	件	4						
33	道路・河川	市道（友）2級5号線整備事業（随分附）	防災・安全社会資本整備交付金（計画12　国土強靱化に向けた防災・減災のための道路整備）による道路整備事業。 県道水戸岩間線と県道友部内原線を結ぶ幹線道路。 全体計画　L=1,630m　W=10m　事業期間　H25年度～R4年度	用地買収	件	1	改良工事	m	380	進捗率	%	88
34	道路・河川	街路事業促進事務	街路事業推進のため、県街路事業促進協議会が行う国等への要望活動、先進地視察等を含む現地研修会への参加、街路事業及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									
35	道路・河川	市道新設改良事業（岩間地区）	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道路の整備を図る。	用地買収	筆	13	改良工事	m	20			
36	道路・河川	市道（友）3207号線整備事業（旭町）	狭あい道路整備等促進事業（社会資本整備総合交付金）による、道路整備事業。 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。 全体計画　L=350m　W=4.7m　事業期間　R1年度～R5年度	用地買収	件	4	道路改良工事	m	0	進捗率	%	21
37	道路・河川	市道（笠）3502号線整備事業（上加賀田）	狭あい道路整備等促進事業（社会資本整備総合交付金）による道路整備事業。拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。 全体計画　L=750m　整備済　L=640m　幅員　W=5.0m　事業期間　H28年度～R4年度　R4年度完了予定	道路改良工事	m	110	排水整備工事	m	110			
38	道路・河川	市道新設改良事業（笠間地区）	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道路の整備を図る。	用地買収	筆	0	改良工事	m	299			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
49	道路・河川	道路水路維持補修受付事務（笠間支所）	道路・水路・河川等は、常時良好な状態で維持してこそ機能を発揮できるので、道路の維持・修繕・改良は重要である。市民の利便性を図るため、関係各課への申請書、要望書等を経由し、簡易なものは応急対応を行い、担当課へ安全管理や対応を依頼する。また、集成図、一筆図等の交付を行う。 道水路・河川等の修繕等や集成図等の交付は、管理課所管 道水路・河川等の新設、改良は、建設課所管 交通規制に関する標識（速度規制、横断歩道、信号機等）は、市民活動課所管	修繕要望等の受付	件	136						
50	道路・河川	道路水路維持補修受付事務（岩間支所）	道路・水路・河川等は、常時良好な状態に保持されて、その機能を発揮することができるように維持補修は、その建設と並び重要な事業である。市民の利便性を図るため、安全管理や修繕対応に関して関係各課への申請書、要望書等を経由する。	要望等の受付数	件	151						
51	道路・河川	道路維持事業（友部地区）	道路法第４２条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。 それは常時良好な状態に保持されて始めてその機能を十分発揮することができる。 この意味において道路の維持、修繕は、その建設とならんで重要な道路管理者の責務といえる。	植栽管理及び除草委託	件	1	要望達成率、不良箇所解消率	%	80			
52	道路・河川	道路維持事業（笠間地区）	道路法第４２条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは、常時良好な状態に保持されて始めて、その機能を十分発揮することができる。 この意味において、道路の維持・修繕等の管理は、その建設と並んで重要な道路管理者の責務といえる。	電気施設保守点検委託	件	1	道路除草業務委託	件	6	植栽管理業務委託	件	2
53	道路・河川	道路維持事業（岩間地区）	道路法第４２条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。 それは常時良好な状態に保持されて始めてその機能を十分発揮することができる。 この意味において道路の維持、修繕は、その建設とならんで重要な道路管理者の責務といえる。	植栽管理及び除草委託	件	1	要望達成率、不良箇所解消率	%	80			
54	道路・河川	（未定）舗装修繕事業	市内幹線道路や生活道路において、老朽化している道路舗装を計画的に修繕し、道路環境の整備を目指す。 【全体計画】 ○市道(笠)0223号線(R50北コス西側)L=330.0m(R3～R4)　○市道(笠)0222号線(笠間自動車学校前)L=1,000m(R5～) ○市道(友)1級9号線(友部第二小学校から常磐自動車道付近まで)L=1,700m(R3～R9)　○市道(友)1級6号線（友部小学校から市町村境）L=1,700m(R10～R16) ○市道(岩)1-10号線(下押辺公民館脇)L=500.0m　○生活道路	笠間地区	m	330	友部地区	m	130	岩間地区	m	200
55	道路・河川	道路メンテナンス事業（橋梁）	道路法４２条により、５年毎の橋梁点検が義務付けられたことから、定期点検サイクルを確立し、点検結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。 それにより、橋梁の適切な維持管理に努められ、従来の「事後的な架け替え」から「予防的な修繕及び計画的な架け替え」へ転換するとともに、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け替えに係る修繕費等の縮減を図る。 【道路メンテナンス事業】○定期点検/道路橋梁　全対象数　N＝３４８橋　（Ｒ元より２周目点検開始）　　○定期点検/歩道橋梁　全対象数　N＝１橋 									

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
60	公園・緑地	つつじ公園管理事業	笠間の春を代表するつつじまつりの開催地である、つつじ公園内のつつじの剪定・伐採、消毒、除草等の植栽管理を年間を通して行う。	維持管理面積	㎡	69,901	イベント開催数	回	4	イベント入場者数	人	29,483
61	公園・緑地	危険木伐採事業	佐白山・北山・愛宕山の観光施設周辺の枯損木等の伐採を行い、地域住民や観光客の安全確保及び良好な景観を維持する。 危険性の高いものから優先的に進め、複数年にわたり伐採を進める。	伐採数	本	74						
62	公園・緑地	観光施設整備事業	老朽化した各観光施設等の修繕、整備を行う。	修繕整備費	円	7,475,600						
63	公園・緑地	公園事業促進事務	都市公園等の整備推進のため、県公園緑地推進協議会が行う先進地視察等を含む現地研修会への参加、都市公園等の法令及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									
64	公園・緑地	公園施設管理事業	下記施設の維持管理に係る事務費 ・都市公園23公園の内管理課所管18公園　・管理緑地13箇所　・ポケットパーク6箇所 ・フレンドリーパーク　・岩間工業団地（緑地・調整池）　・岩間駅西口多目的広場 ・自治会管理（緑地・調整池）	公園施設数	箇所	42	維持管理面積	㎡	144,430			
65	公園・緑地	公園施設長寿命化事業	平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づく事業で、都市公園施設の維持管理費の軽減と、平準化を図るための施設整備事業である。 H27～H31　都市公園　　N＝23公園　C＝165、000千円 健全度C（機能に問題がある）の遊具数17箇所 健全度D（使用禁止）の施設数31箇所 27年度　38、000千円（岩間工業団地第一公園/石井街区公園　複合遊具更新） 28年度　30、000千円（笠間市総合公園　複合遊具更新） 29年度　42、000千円（笠間市総合公園/笠間駅北街区公園　複合遊具更新） 30年度　32、000千円（笠間市総合公園　金網フェンス改修　友部第2児童公園　複合遊具更新） ※H31までの計画だがC・Dの判定遊具がないため事業終了									
66	公園・緑地	笠間芸術の森公園管理事業	「県営笠間芸術の森公園」（計画面積54.6ha）において、開園区域35.9haの内陶芸美術館管理区域（1.79ha）を除いた34.11haを笠間市が指定管理者となり、公園使用許可等の業務を含めた公園管理業務・樹木植栽管理業務・電気施設管理業務・水道施設管理業務を行なう	公園管理	㎡	341,100	入園者数	人	179,126			
67	公園・緑地	福ちゃんの森公園管理事業	堂ノ池整備後の公園施設等維持管理業務 「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興事業で、地区内にある「堂ノ入池」を地域振興の拠点となる公園として整備した。 また、地域外の方も利用できる市の公園として位置付けることから、多くの方が公園の自然環境に親しみながら、健康増進等に満足して活用できるように園内の維持管理を行う 当公園は笠間市の芸術・文化・産業の発信基地として、陶炎祭を始め様々なイベント会場として活用されているほか、災害時の避難場所・拠点としての機能も有している。 年間を通して県内外から多くの来訪者の目的地として、また市民の憩いの場として活用されており、「人が集い憩える公園・緑地があるまち」だけでなく「活発な交流を生むまち」としての役割も果たしている。 今後、新たな年齢層や国内外から幅広い誘客、国内外の企業等からも注目される機能・施設が求められることから、茨城県と共同し既存施設の機能充実（リニューアル）に加え、新たな質の高い施設の設置を進める。 R3年4月には笠間芸術の森公園スケートパーク（ムラサキパークかさま）がオープン。 今後、施設運営管理について指定管理者や関係機関と連携しながら円滑に進めるとともに、未開園区域の利活用についても検討を進めていく。	維持管理料	千円	8,259	入園者数	人	1,496			
68	公園・緑地	笠間芸術の森公園機能充実事業		公園開園面積	ha	38	イベント等来場者	万人	18			
69	公園・緑地	笠間中央公園管理事業	笠間中央公園の維持管理（清掃、除草等）に係る事務費	公園管理	㎡	24,400	入園者数	人	36,000			
70	公園・緑地	公園施設整備事業	岩間駅西口多目的広場に利用者等から要望が多数あることから公衆用トイレを建設する。	公衆用トイレ設計・建設	棟	0						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
71	公園・緑地	都市緑化推進事業	〇いばらき都市緑化フェスティバル 笠間芸術の森公園内イベント広場に於いて行う緑化推進を目的としたイベント（県・市などの共催）。インテリアグリーン教室やガーデニング教室、球根のつかみ取り、風船の無料配布などを行い、緑に親しんでもらう。 市民の利便性向上のため、上下水道課に代わり上下水道諸届出の受付事務を行う。	緑化祭開催回数	回	0	イベント参加者数	人	0			
72	上水道	上下水道諸届出受付事務（岩間支所）	平成26年4月から上下水道課が上下水道お客様センター（業務委託）を設置し、問い合わせについては一本化されている。									
73	上水道	水道料金徴収等業務委託事業	平成26年度から水道料金等における窓口・電話受付業務、開閉栓業務、検針業務、水道料金等請求業務、収納業務等を民間事業者に包括的に委託し、民間事業者の知識や技術の活用により、事務の効率化及びお客さまサービスの一層の向上を図ってきた。平成29年度からは、更なる事務の効率化を目指し、検測量水器の交換業務、給水装置工事の受付・検査、浄水場施設等の管理業務、水質検査業務を追加した。また、今後においても業務委託を拡大し、将来においては地域連携により近隣水道事業体間で共同発注をすることで経費削減を図り、安定した水道事業経営を目指す。	現年度水道料金徴収率	%	99	過年度水道料金徴収率	%	35	給水装置工事の受付	件	688
74	上水道	水道情報管理システム保守・修正業務	市内全域の給配水管情報を網羅した水道情報管理システムの保守業務と、新設及び更新された給配水管情報をデータ化し、管路の維持管理及び市民サービスの向上、更に災害時のライフラインの早期復旧等を支援する。	業務委託の発注	件	2	給配水管台帳の発行	枚	2,088			
75	上水道	上下水道諸届出受付事務（笠間支所）	市民の利便性向上のため、上下水道及び小型合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行・受付等を支所で行う。 事務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センターに業務委託（常陽メンテナンス）したことから、業務に関する問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。	届け出の受付	件	231						
76	上水道	施設維持管理事業	お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。水道事業者は、安全な水道施設の管理運営を行うことによって事故、異常事態等の早期発見に努め、安全な水を供給していくことが必要である。また、災害時の給水の確保が必要である。配水池容量 箱田配水池2,500m3×2池 飯田配水池800m3 宍戸浄水場1,500m3×2池 南友部高区配水池3,000m3 南友部低区配水池2,000m3 吉岡浄水場1,300m3 愛宕配水池2,000m3 安居配水池600m3	委託の発注	件	4	修繕発注	件	17	工事発注	件	2
77	上水道	漏水修繕・漏水調査事業	令和2年度末 配水管総延長859km 給水人口62,104人 給水戸数26,540件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。	配水及び給水漏水工事	件	128	有収率	%	80			
78	上水道	宍戸浄水場建設事業	「重点」 現宍戸浄水場は建設から40年以上が経過し、老朽化が深刻となっており、浄水場内配水池の耐震診断不良や、茨城中央工業団地等への水道水の安定供給のため、更新が必要である。 現敷地内での計画・施工は狭隘かつ住宅隣接のため拡張困難であり、導配水経路の観点からも隣地に用地を確保し、設浄水場(浄水処理能力9,500m3/日)を建設する。 笠間市水道事業第2次基本計画における宍戸浄水場更新事業計画に基づき、令和3年度より浄水場建設工事及び導水施設整備事業に着手し、令和5年度に第1期工事を完成する計画である。	建設工事	件	1	設計・調査等委託	件	0	建設用地取得	m ²	0
79	上水道	石綿管更新事業（老朽管更新事業）	笠間市全域における配水管の老朽化に伴い、老朽管更新計画に基づき、計画的な老朽管の更新を行い、安全安心な水道水を安定的に供給し、健全で信頼性の高い水道事業経営を推進する。 ・事業期間 令和3年度～令和12年度 ・更新予定延長 L=23,160m ・概算工事費 C=1,478,200千円	工事発注	件	7	老朽管更新延長	m	2,070	老朽管更新進捗率	%	9
80	上水道	水道建設改良事業	道路改良工事等に伴う、配水管の布設及び布設替を実施する。 また、未普及地域からの要望等による配水管布設を実施することにより、安全安心な水道水の安定供給を推進する。	工事発注	件	13	布設延長	m	1,118			
81	上水道	旭町導水中継場新設事業	笠間市水道事業第2次基本計画に基づく宍戸浄水場更新事業に伴い、導水施設整備が必要である。 したがって、導水中継場及び、導水管の新たな整備が必要である。 導水中継場建設（敷地面積A=830m ² ） ・中継ポンプ井 SUS製 V=400ℓ ・導水ポンプ φ100mm×30kw N=4台 導水管布設 ・導水管 φ250mm L=1,400m	建設工事	件	0	導水管布設工事	m	0	設計・調査等委託	件	1

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
82	生活排水	下水道施設長寿命化計画推進事業	国では、下水道に関する事故の未然防止並びにライフサイクルコストの最小化を図るため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設した。さらに、平成31年度からは下水道ストックマネジメント支援制度となり、笠間市は、制度に基づき下水道長寿命化・更新計画を策定し、下水道施設の延命を図るとともに、トータルコストの削減を実施することとした。									
83	生活排水	接続支援事業	森林湖沼環境税を原資とする、茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の開始に伴い実施。公共下水道へ接続するための工事費の一部を補助し、接続率の向上を図る。供用開始から3年以内に接続する場合に限り、支援策として4万円の補助を交付している。	補助金交付	件	35	接続率（世帯）	%	91			
84	生活排水	公共下水道維持管理事業	常時稼働を続ける下水道施設は、停止させることなく健全に運転していくことが必須条件となる。また、供用区域内の道路に埋設された管及びマンホールについては、地震による管路の不具合や道路維持管理上の形状の変化等に対し柔軟な対応が必要となってい	処理水量	m3	7,807,350	汚泥処分量	t	4,000			
85	生活排水	公共下水道供用賦課徴収事務（使用料）	公共下水道供用開始区域において、公共下水道に接続した家庭に対し、下水道使用料を賦課徴収する。水道課を経由して、民間委託。	調定額	円	657,371,000	使用料徴収率（現年度分）	%	80			
86	生活排水	公共下水道供用賦課徴収事務（分担金・負担金）	公共下水道工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。また、対象地積に公共下水道事業受益者負担金を賦課する。	調定額	円	23,481,000	受益者負担金徴収率（現年度	%	94			
87	生活排水	地方債元金償還事務（公共下水道）	公共下水道事業債及び資本費平準化債借入に伴う元金償還。									
88	生活排水	予備費管理事務（公共下水道）	公共下水道事業会計の会計年度中に予算外や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費充用額の管理を行なう。									
89	生活排水	下水道総務事業	職員給料、負担金、積立金および公課費等の総務事業全般									
90	生活排水	都市下水路管理事業	笠間市の都市下水路の役割は、主に雨水を排出する幹線として使用されており、ゲリラ豪雨時などにおいて、浸水を防止する重要な役割を担っていることから、常に流水の障害を取り除くための維持管理を必要としている。									
91	生活排水	下水道料金・受益者負担金未納者対策事務	滞納の長期化、高額化に対する取組みを行う。下水道使用料金については、民間委託を実施。	戸別訪問	件	40	受益者負担金徴収率（過年分）	%	17			
92	生活排水	地方債利子償還事務（公共下水道）	公共下水道事業債及び資本平準化債借入に伴う利子償還。									
93	生活排水	浄化センターともべ管理棟管理事業	浄化センターともべ庁舎管理、各種保守点検									
94	生活排水	不明水調査・修繕事業	下水道供用開始から20年を経過する管路は、経年劣化により不明水が増加傾向にあることから、不明水進入箇所を把握し修繕していくことが急務とされる。	T Vカメラ調査（当該年度実施	m	0	管路修繕工事（当該年度実施分）	m	100			
95	生活排水	公共下水道整備事業	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を整備する。 ○管渠布設工事 ○公共樹設置工事 ○浄化センターともべ水処理施設増設工事	管渠布設工事	m	200	整備面積	ha	1			
96	生活排水	農業集落排水使用料賦課徴収事務	農業集落排水事業における工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。また、排水設備工事を終了した受益者から、使用料を賦課徴収する。	収納率（現年度）	%	97	収納率（過年度）	%	47			
97	生活排水	地方債元金償還事務（農業集落排水）	農業集落排水事業に係る地方債（長期）元金償還の事務を行う。									
98	生活排水	地方債利子償還事務（農業集落排水）	農業集落排水事業に係る地方債（長期）利子償還を行う。									
99	生活排水	農業集落排水事業特別会計繰出金事務	農業集落排水事業特別会計への一般会計からの繰出金									
100	生活排水	農業集落排水維持管理事業	平成6年度から生活環境の改善、また農業用水路、公共水域の水質改善を目的に整備を行って6地区が共用開始している。6地区の処理施設の維持管理を包括的に民間業者に委託しており、令和4年度からは公共下水道事業と一緒に包括的維持管理業務を委託する。また令和4年度から供用開始後20年を経過した市原地区の更新工事を実施する。令和5年4月から企業会計へ移行するための準備を進めている。	接続率	%	75						
101	生活排水	予備費管理事務（農業集落排水）	農業集落排水事業特別会計の会計年度中に、予期できなかった緊急を要する予算外の支出や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法217条第1項に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費充用額の管理を行う。									
102	生活排水	合併処理浄化槽整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付します。	補助金の交付	件	100						
103	景観	景観計画推進事業	景観法に基づく景観行政団体として、令和3年3月策定の笠間市景観計画に基づき、景観まちづくりのルールや街並みの景観コントロール等の景観形成に関する施策を進める。	届出対象行為申請件数	件	26						
104	景観	屋外広告物適正化事務	茨城県屋外広告物条例に基づく事務の一部を権限移譲された事務であり、屋外広告物の表示の許可及び違反に対する措置を実施している。平成29年度に屋外広告物管理システムを導入し、申請許可の効率化及び屋外広告物の適正管理を促進する。	許可申請	件	115	許可	点	1,172	是正指導	件	57

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
105	防災・危機管理	国民保護事業	武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進す	訓練回数	回	3						
106	防災・危機管理	自主防災組織育成事業	大規模な災害発生時には、建物の崩壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、公的な防災関係機関だけの力では十分な防災活動が出来ないことが考えられ、「共助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図るとともに、地域における防災組織の育成強化を図る。	説明会開催数	回	2	結成組織率	%	64	組織数	団体	152
107	防災・危機管理	防災訓練事業	防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。	防災訓練	回	3	防災訓練参加人数	人	300			
108	防災・危機管理	自主防災組織結成事務（笠間支所）	大規模な災害に備えて、行政区や町内会が自発的な防災活動を行う。自主防災組織の防災活動によって、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県、笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実施	回	0	組織率	%	63			
109	防災・危機管理	自主防災組織結成事務（岩間支所）	大規模な災害に備え、行政区や町内会等が自発的防災活動を行う。自主防災組織の防災活動が、災害による被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実施	回	2	組織率の向上	%	62			
110	防災・危機管理	防災設備機能強化事業	防災機能を更に強化するため、防災設備を整備する。									
111	防災・危機管理	防災無線管理事業（本所）	災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう、防災情報の伝達手段である防災行政無線の管理を行う。	保守点検	年度	0	保守点検	業務	0			
112	防災・危機管理	災害対策事業	災害発生時において迅速かつ適切な活動が行えるよう、笠間市防災会議での検討や拠点避難所開設訓練の実施、災害対策本部緊急参集訓練の実施、また、非常用食料の備蓄や拠点避難所における資機材の確保など、災害時の活動体制の強化を進める。	購入数	食	600	備蓄食料	食	6,000			
113	防災・危機管理	防災士育成事業	防災士の資格が取得できる、茨城県が実施する「いばらき防災大学」の受講者を募集し、資格取得後に日本防災士機構に登録した者に対し受講経費の一部を補助する。資格取得に対して支援をすることで、防災活動に十分な知識と技術を持った防災士が育成され、市の防災力を向上させる。	広報	回	2	受講者数	人	0			
114	防災・危機管理	防災・災害対策事務（笠間支所）	①防災訓練を、年1回実施する。②洪水・土砂ハザードマップを作成し、危険地区に指定された区に配布した。	防災訓練	回	0	参加者	人	0			
115	防災・危機管理	防災・災害対策事務（岩間支所）	災害時に備え、防災訓練を年1回開催する。	防災訓練	回	0						
116	消防・救急	非常備消防車両・資機材管理事業	消防団車両・資機材の維持管理事業	車検、修繕	回	56						
117	消防・救急	救急高度化推進事業	救急隊員の資質、技術の向上を図り救急体制の強化を構築する。	資格取得のための研修	人	1	事後検証会 参加回数	回	6	特定行為件数	件	56
118	消防・救急	消防庁舎管理事業	消防庁舎（本部及び各消防署）を維持管理し、長寿命化を図る。	修繕	回	12						
119	消防・救急	緊急消防援助隊派遣事業	・消防応援協定・受援計画に基づき大規模災害に対応する。									
120	消防・救急	非常備消防施設管理事業	消防団機械器具置場兼詰所等の維持管理事業	消防団詰所建設	棟	0	修繕費	万円	44			
121	消防・救急	非常備消防車両等更新事業	更新計画に基づく消防団車両の整備事業	ポンプ車等の更新	台	2						
122	消防・救急	退職消防団員報償金事業	消防団活動に一定期間従事した消防団員の功績に対し、報償金を支給する事業	団員数	人	603	条例定数に対する団員の実員数	%	84	5年以上在籍する団員数	人	521
123	消防・救急	常備消防車両更新事業	更新計画に基づく常備消防車両の整備事業	消防車両更新	台	0	その他の車両更新	台	1			
124	消防・救急	消防庁舎整備事業	消防庁舎（本部及び各消防署）を整備する。	消防体制見直し提言書作成	回	0	庁舎建設設計	件	1	庁舎建設	件	0
125	消防・救急	防火水槽整備事業	消防水利不足地域への防火水槽（耐震性貯水槽）の設置を進める。また、老朽化した防火水槽の更新及び消防水利の基準に満たない防火水槽（40立方メートル未満）の撤去を行い、有効的な整備を実施する。 ※国庫補助金有り	新設、更新	基	2	撤去	基	3	点検	基	1,169
126	消防・救急	常備消防車両・資機材管理事業	常備消防車両・資機材を整備し、維持管理を図る。	車検	回	13	保守点検	回	1	修繕	回	23
127	消防・救急	消火栓整備事業	消火栓の修繕、維持管理及び水道管敷設替えに伴う更新。 新たに水道管が整備される地域への整備は、周辺の水利状況を精査したうえで、継続して行っていく必要があるため、水道課と協議しながら事業を推進していく。	新設、更新	基	2	撤去	基	0	点検	基	1,313
128	消防・救急	火災・救急・救助関連事務	正確な消防業務の実態を把握することにより、消防体制の改善・対策に繋がる。市民の生命・身体・財産を災害から守るため各地区の危険区域に対する警防戦術の確立、各種訓練により消防職員の更なる技術の習熟、練磨を図る。	各種訓練	回	1,148	TA/PA連携出勤	件	864	各種広報出勤	件	210
129	消防・救急	岩間消防署整備事業	岩間消防署庁舎建設に関する事業									
130	消防・救急	常備消防事務	就労環境の向上、研修等による人材育成など消防事務全般を行う。	予算執行事務	回	603	消防職員委員会の意見	件	6	教養等企画	回	2

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
131	消防・救急	民間救急ボランティア育成・啓発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当普及員の養成を行う。 民間救急ボランティア（KHS）は、救急講習会やイベント等において応急手当の普及啓発活動を行う。	応急手当普及員養成講習会及び再講習会開催	回	3	民間救急ボランティア登録数	人	98	民間救急ボランティアがイベントに参加した	人	20
132	消防・救急	防火クラブ育成指導事業（岩間署）	幼年防火クラブ、婦人防火クラブを通して火災の恐ろしさや命の尊さを認識させ、火災予防の普及啓発を訴える。	防火パレード	回	0	認定式	回	0	婦人防火クラブ防災研	人	0
133	消防・救急	防火クラブ育成指導事業（笠間署）	幼少年防火クラブ（市内各幼稚園及び保育所）の園児をちびっ子消防隊として認定し、幼年期からの防火に対する意識付けを図る。運動会、イベント等や各種事業所等において、防火に関するPR活動を実施。	幼年消防隊による防火広報	回	0						
134	消防・救急	消防団員支援事業	消防団活動の安定的な運営を図ることを目的として、活動上必要な免許取得に対し補助を行う事業	免許取得補助	人	1						
135	消防・救急	防火クラブ育成指導事業（友部署）	幼少年防火クラブ、婦人防火クラブを通して火災の恐ろしさや命の尊さを認識させ、火災予防の普及啓発を訴える。	防火パレード	回	0	認定式	回	0			
136	消防・救急	非常備消防運営事業	消防団員の報酬、費用弁償など消防団事務全般を行う。	入団促進説明	回	0	消防団応援の店加盟店	店	68	女性消防団活動	回	15
137	消防・救急	非常備消防施設整備事業	消防団施設の付帯設備の更新、移設等整備を行う。	消防団詰所及び付帯設備の整備	件	1	消防団詰所建設（設計含む）	件	1			
138	消防・救急	茨城消防救急無線・指令センター運営事業	茨城消防救急無線、指令センター運営に関する事業	機器保守点検	回	1	地図データ等の更新	回	2,000	対象機器更新	回	0
139	消防・救急	応急手当普及啓発事業	住民の救命率の向上を目指し、バイスタンダー（その場に居合わせた者）としての応急手当の重要性についてPRし、普通救命講習会等を通じて市民に理解と手当ての習熟を目指す。				普通(上級)救命講習会参加人数	人	14	市広報誌等を利用したPR活動	回	13
140	消防・救急	防火対象物、危険物施設規制事務	防火対象物、危険物施設等において法的根拠に基づき、消防用設備等を含め、関係者との事前打ち合わせ及び書類審査（消防同意・許可申請等）を実施。適正に建設工事等及び設置維持管理状況を 検査し、無届出、無検査及び無許可施設における指導も行い違反是正を図る。 * 概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	完成検査（防火対象物）	件	95	許可件数（危険物施設）	件	111			
141	消防・救急	防火管理者、危険物保安監督者の育成指導事務	防火管理者の講習会を実施し重要性、役割についての育成に努め、防火管理者、危険物保安監督者不在事業者等については立入検査等で指摘選任を促し、防火管理業務の適正な遂行を指導。また自衛消防訓練において各事業所で実施することにより、訓練の必要性の再認識及び責務の重要性を指導している。	防火管理者育成	人	107	検査時の育成指導	施設	169			
142	消防・救急	防火管理協会、危険物安全協会事務	防火管理協会、危険物安全協会会則を基に、年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員との連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識の向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。 * 概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	研修会	人	15	救命講習会	人	0	防災講演会	人	0
143	消防・救急	啓発広報事業	市民等に対し広報誌やホームページの利用及び各種イベント、訓練等において、防火思想の啓発また住宅用火災警報器の設置を促し、火災等による被害の軽減を図る。	防火リーフレット作成掲載	世帯	0	住宅用火災警報器設置率	%	78	ひとり暮らし防火診断	件	250
144	防犯	防犯意識啓発事務（岩間支所）	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。空き巣や車上狙い等の被害防止を訴える横断幕・のぼり旗を掲示するとともに、通行人等に防犯の広報チラシ・啓発物を配布しながら被害防止を呼びかけ、防犯意識の高揚を図る。近年、官民一体となった防犯対策の普及により、犯罪発生は減少傾向にあるが、振り込め詐欺、空き巣やひったくりなど、老人を狙った狡猾な犯罪が増えており、従来にも増して自己防衛の必要性が高まっている。	青色パトロール車の貸出し	回	9						
145	防犯	防犯意識啓発事務（笠間支所）	防犯キャンペーン等地域安全運動の実施、青色パトロール車の貸し出しなどにより防犯活動を推進し安心、安全な街づくりをめざす。	青色パトロール車の貸し出し	回	21						
146	防犯	民間交番運営管理事業	市民活動課が所管 ・地域の防犯力を高めることで、犯罪を減らし、子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう防犯連絡員や防犯ボランティアが積極的に防犯パトロール等の活動を展開している。地域の防犯力の推進する施策として、民間交番を設置する動きが全国的に広がった。民間交番は警察官や地域住民の立ち寄り所として、地域における犯罪、事故等に関する情報の交換の場として、警察署から犯罪情報等により、地域住民へ注意喚起を行うなど地域安全活動の発信拠点となるものです。	セイフティサポーター	人	47						
147	防犯	防犯活動推進事務（笠間支所）	地域犯罪を抑止するため、防犯連絡協議会、防犯ボランティア等が自主活動を行っているほか、夜間のパトロールを業務委託し安全な街づくりを行う。 防犯連絡員は、地区防犯協会長と警察署長が協議して委嘱します。 市民活動課が所管	防犯連絡員数	人	180						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
148	防犯	防犯活動推進事務（岩間支所）	防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員（防犯連絡所）が任命（設置）されている。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。	青色パトロール車の貸出し	回	53						
149	防犯	防犯活動推進事業	・茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員（防犯連絡所）が任命（設置）された。・平成１６年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等へ施策が講じられる。被害者の心のケアなどの被害者支援事業がますます重要視される。	防犯連絡員数	人	465	防犯ボランティア	人	998	防犯キャンペーン活動数	回	1
150	防犯	防犯灯整備事業	東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1、100基をLEDに交換した。また、行政区が管理する防犯灯約5、500基をLEDに交換した。防犯灯は、犯罪対策を目的として設置及び補助をして防犯施設の整備を図ることで、防犯力を高める。	防犯灯設置数	基	0	防犯灯交換数（LED化）	基	23	防犯灯設置数（行政区への補助）	基	105
151	防犯	防犯灯管理事業	・安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1、100基をLEDに交換した。	防犯灯修繕数	基	28	市所有防犯灯数	基	1,680			
152	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。 防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。 前年度１０月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請を受け付ける。	防犯灯設置数（新設）	基	37	防犯灯交換・ポール・点滅器等	個	15			
153	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。 防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。 前年度１０月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請を受け付け									
154	防犯	行政区防犯カメラ整備事業	・地域の自主防犯活動の補完として、新たに防犯カメラを設置する地域団体を対象に設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置数を増やし、公共の安全安心の確保、犯罪に強い社会づくりを推進する。	行政区防犯カメラ設置数	台	1						
155	防犯	行政区防犯灯管理事業	・平成20年度より行政区管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を推進するため設置助成を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し行政区の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、行政区が管理している防犯灯約5、500基をLEDに交換した。	防犯灯設置数（行政区への補助）	基	5,538						
156	防犯	まちなか犯罪抑止事業	・犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として設置するカメラ等の運用及び維持管理を行う。	防犯カメラ設置数	基	103						
157	交通安全	自動車臨時運行許可事務	・道路運送車両法第３４条の規定に基づく臨時運行の許可（仮ナンバー）の貸出事務。少子高齢化により、自動二輪車、自動車の利用者は減少傾向にある。	許可件数	件	818						
158	交通安全	交通安全啓発事務（笠間支所）	警察、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室、立哨、高齢者運転免許自主返納支援を行なっている。 県民交通災害共済の加入を促進し、不慮の事故の備えとするため、県民交通災害共済の加入事務を行う。 市民活動課が所管	立哨，街頭活動	回	14						
159	交通安全	交通安全啓発事務（岩間支所）	笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた各種事業（交通安全運動やキャンペーン等）を交通ボランティア等との協働で推進する。 笠間警察署・交通安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室・高齢者運転免許自主返納支援等を行う。 不慮の交通事故の備えとして、県民交通災害共済の加入を促進するとともに加入事務を行う。	交通安全教室	回	11	県民交通災害共済加入件数	件	138	県民交通災害共済加入者数	人	286
160	交通安全	自動車臨時運行許可業務	車検登録を受けていない自動車でも、新規登録や車検期間が満了した自動車が検査審査をうける場合に、自動車臨時運行許可番号票を貸与して運行できるようにする。	交付件数	件	304						
161	交通安全	交通安全啓発事業	市民活動課が所管 ・第11次笠間市交通安全計画の第３節２「これからの取り組み」の（２）「交通安全思想の普及徹底」の実現にむけた各種事業（交通安全運動やキャンペーン含む）を交通ボランティア等との協働で推進する。・高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和４５年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	交通安全教室の開催	回	40						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
162	交通安全	交通ボランティア等活動支援事業	・交通安全協会や交通安全母の会（交通ボランティア等）に対する補助金等の交付事務。協働による交通安全対策の中心的役割を成す。近年、新しい公共の理念の普及により、市民とともに交通マナーの普及、向上を図る必要性が高まり、住みよいまちづくりの一翼を担っている。	笠間地区交通安全協会負担金	千円	2,000	笠間市交通安全母の会補助金	千円	300			
163	交通安全	交通安全活動推進事業（岩間支所）	交通事故防止活動として、安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通安全への啓発キャンペーンや街頭立哨活動、小中学校等の交通安全教室、交通指導車による広報パトロール活動等を行う。 自動車臨時運行許可証（仮ナンバー）の申請受付、交付を行う。	仮ナンバー受付件数	件	275						
164	交通安全	交通安全活動推進事業	・第11次笠間市交通安全計画の「講じようとする施策」の実現にむけた各種事業を交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	協働（イベント参加）	回	4	交通事故死亡者数	人	1	交通事故発生件数	件	185
165	交通安全	自転車ネットワーク路線整備事業	令和2年3月に定められた笠間市自転車活用推進計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間で、路面標示等により安全で快適に利用できる自転車通行空間を整備して、市県国道の自転車ネットワーク路線の実現を目指す。 ◎事業名 防災・安全社会資本整備交付金（計画10 誰もが安心・安全・快適に利用できるサイクリング環境の整備・向上） ◎事業年度 R3～R5 3ヵ年事業 ◎路線数 23路線 ◎整備路線延長L＝30.78km ◎全体事業費 27,000千円	整備延長	km	7						
166	交通安全	交通安全対策事業	・道路法第29、42条に基づき安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。 ・未就学児のお散歩コースの危険箇所交通安全施設を設置する【R4事業完了見込】	交通安全施設工事	件	47	解消率	%	100	就学児の交通安全対策	件	9
167	交通安全	交通安全対策事務（笠間支所）	交通事故防止活動として、安協笠間支部笠間分会、交通安全母の会笠間支部によるドライバー向け啓発キャンペーンや街頭啓発活動、児童生徒の新入学に於ける立哨活動、小中学校の交通安全教室や交通指導車による広報パトロールや催事等の立哨等の活動を行う。 交通規制標識等の新設・更新・変更要望相談、受付を行う。	交通災害共済加入件数	世帯	305	交通災害共済加入人数	人	631			
168	消費者行政	消費者行政推進事業	・近年、消費者トラブルが多様・複雑化しており、大人も子供も消費者トラブルの被害者になっている。消費者の自己防衛力（自己責任による消費者力）の向上を図るため、消費生活講座などの機会を通して被害防止に関する情報提供などの啓発活動を推進していく。 平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託してい	講座開催	回	30	受講者数	人	769			
169	消費者行政	消費生活啓発活動事業	・団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元し、消費者問題に適切に対応できるよう、消費者団体を育成することに努め、合わせて活動の支援を図る。	団体活動参加延人数	人	591	補助金交付額	千円	274			
170	消費者行政	消費生活相談事業	・消費生活に係る相談は、時代を反映して複雑、多岐、高度化しており、さまざまな消費者問題の解決や被害救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関と連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の整備を図っていく。 ・平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。（特定非営利活法人消費者サポートいばらき）	相談窓口開設日数	日	269	被害防止金額	千円	2,289			
171	消費者行政	販売事業者への立入検査事業	・平成24年度から第2次一括法により家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る事務が市に移譲された。笠間市家庭用品品質表示法事務処理要綱、笠間市消費生活用製品安全法事務処理要綱、及び、笠間市特定保守製品取引事業者立入検査実施マニュアル（内規）に基づき地域の小売店等の立ち入り検査を実施し、一般消費者の安全確保を図る。	検査店舗数	店	9	検査品目数	種類	9	適正表示品目数	種類	9
172	斎場・墓地	笠間地方広域事務組合事業	笠間市・水戸市（旧 内原町）・城里町（旧七会村）で構成する「笠間地方広域事務組合」は、火葬場、セレモニーホールをあわせ持つ総合的施設である。負担金については各市町村の均等割合、人口割合及び利用実績割合により決定され笠間市から運営費として負担金を支出をしている。 利用希望者に埋火葬許可証及び斎場使用許可証の発行をする。	笠間市民利用「火葬・通夜・告別」	延べ件	981	水戸市民（旧内原）利用「火葬・通夜・告別	延べ件	102	城里町民（旧七会）利用「火葬・通夜・告別	延べ件	33
173	斎場・墓地	墓地管理事務	市内の墓地は、寺院墓地や霊園墓地、各地区に点在する共同墓地等が利用されており、これらの変更又は新設の相談や申請を受け、許可や指導を行う。	相談件数	件	0	広報回数	回	1	届出等件数	件	0
174	環境保全・公害防止	環境基本計画推進事業	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。	取組方針事業数	事業	229	取組方針実施数	事業	164	アクションプランの決定	事業	16
175	環境保全・公害防止	環境アクションプラン促進事業	環境に関する基本理念の実現に向け、将来に向かって有効な環境形成に関する第2次笠間市環境基本計画の重点事業をアクションプランにより計画的かつ積極的に実施し、快適で住みよい環境づくりの促進に努める。	アクションプラン	事業	16	アクションプラン実施数	事業	14			
176	環境保全・公害防止	動物愛護事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、鳥獣の捕獲許可等、鳥獣の保護と管理に関する事業と、狂犬病予防法に基づく、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の促進等に関する事業	集合注射	日	13	予防接種実施率	%	61			
177	環境保全・公害防止	愛玩動物適正飼養推進事業	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫など愛玩動物の飼い主に対するマナーの向上や県動物指導センターに収容される犬猫の削減を目指した取り組みに関する事業	不妊去勢手術実施数	頭	267	動物指導センター収容数	頭	126	犬の不妊去勢率	%	25

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
178	環境保全・公害防止	環境対策事業	公害の防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。	一般立入検査件数	件	33	指導件数	件	3	水質環境基準達成率	%	77
179	環境保全・公害防止	犬の登録・狂犬病予防・動物愛護事務（笠間支所）	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の義務（生後91日以上が該当）があり、飼い犬の登録・集合注射・マナー向上の啓発を行う。 環境保全課が所管	狂犬病予防接種頭数	頭	931	飼い主へのマナー向上看板配布数	枚	12	犬の登録数	頭	1,652
180	環境保全・公害防止	公害防止に関する事務（岩間支所）	公害防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 近年は、公害とまではいかないが、野焼きや空き地の雑草等に関する苦情が増えてい	公害等苦情・相談対応件数	件	52						
181	環境保全・公害防止	公害防止に関する事務	最近では管理不全状態空き家や空き地が増えている。 公害とまではいかない、焚火（野焼き）や悪臭等の苦情処理。 環境保全課が所管	苦情・相談件数	件	50						
182	環境保全・公害防止	犬の登録・狂犬病予防・動物愛護事務（岩間支所）	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の義務。 生後91日以上が該当。	狂犬病予防接種頭数	頭	683						
183	環境保全・公害防止	脱炭素社会実現事業	【脱炭素】 地球温暖化の一因である二酸化炭素の排出量を2050年までに正味ゼロとする目標に向けて、国は、2050年カーボンニュートラル宣言をしました。本市においても、令和3年4月にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年脱炭素社会の実現に向けて、取り組みを行っていきます。	住宅用太陽光発電補助数	件	0	蓄電池補助数	件	0			
184	環境保全・公害防止	環境学習推進・市民環境活動促進事務（岩間支所）	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する。	環境学習イベント開催	回	0	環境学習イベント参加	人	0			
185	廃棄物対策	分別収集事業	循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が一体となっており、ごみの減量化・再資源化・廃棄物の適正処理に取り組む。併せて更なる資源循環を促進する。 ・市指定ごみ袋、不燃物・資源物回収コンテナの作成 ・新住民への不燃ごみ回収用コンテナ、資源物回収用コンテナの交付 ・一般家庭からごみ集積所に出された可燃・不燃ごみ及び資源物の回収・運搬 複数年事業（R1～R5年度）	市指定ごみ袋（大）売払数	箱	6,867	市指定ごみ袋（小）売払数	箱	711			
186	廃棄物対策	資源物集団回収等補助事業	ゴミの減量化を図るための事業 ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。 ・廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、循環型社会の形成に寄与する。 ・子ども会などの廃品回収に対する補助事業 ・補助額 1kgあたり5円	資源物分別回収参加団体	団体	87				資源物回収団体の回収量	t	331
187	廃棄物対策	資源物集団回収に対する補助事業（岩間支所）	ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。	資源物分別回収参加団体	団体	8				資源物分別回収量	kg	32,742
188	廃棄物対策	一般廃棄物処理基本計画推進事業	一般廃棄物処理基本計画の実施に伴うごみ処理体制の統一に向けた検討委員会の設置。	検討委員会の開催	回	0	市民への周知	回	0			
189	廃棄物対策	資源物集団回収に対する補助事業（笠間支所）	ごみの減量化と再資源化を図るため、市民団体が行う資源物分別回収に対し奨励金交付申請を受付する。 環境保全課が所管	資源物回収登録団体	件	19	回収奨励金の交付	千円	436			
190	廃棄物対策	ゆかいふれあいセンター運営事業	焼却施設からの余熱を温水プールや浴場施設に利用し、またトレーニングマシンやフィットネススタジオ、水泳教室など、地域住民のスポーツ及び健康維持・増進のため、全ての世代が利用できる健康増進施設の管理事業 水戸市負担金（R6まで）有り。余熱利用施設運営負担金（指定管理料の23.56%）	入館者数	人	51,317						
191	廃棄物対策	一般廃棄物処理基本計画策定事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した、笠間市一般廃棄物処理計画の改定を行うもの。	委員会の開催	回	0	市民への周知	回	0			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
192	廃棄物対策	分別収集事務（岩間支所）	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別処理									
193	廃棄物対策	古布回収事務（笠間支所）	ごみ集積所の新設・変更及び補助申請に関する事務。 笠間市環境基本計画に基づき、資源の循環型社会を推進する事業の一環として衣類のリサイクルを行う。 環境保全課が所管	古布収集・分別実施回数	回	1	古布収集量	kg	1,100			
194	廃棄物対策	環境センター塵芥処理事業	環境センターはごみ焼却処理施設（焼却能力105 t /16 h）、粗大ごみ処理施設（処理能力35 t /5 h）、リサイクルセンター（処理能力2 t /日）において笠間市から排出されるごみの処理処分を行う。	搬入量（友部地区）	t	11,862	搬入量（岩間地区）	t	4,365			
195	廃棄物対策	分別収集事務（笠間支所）	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別事務。 ごみ集積所の新設・変更等の申請受付。集積ボックス補助申請受付・完了検査を行う。 環境保全課が所管	集積ボックスの設置補助	個	4						
196	廃棄物対策	使用済乾電池収集事務（笠間支所）	今後の自然環境を見据え、住環境向上のため資源の循環型社会をめざす 乾電池の分別収集を3、10月末に実施し適正に処分する 環境保全課が所管	実施回収	回	2	回収量	kg	8,320			
197	廃棄物対策	廃棄物処理推進基金事業	ごみ処理施設に対する更新及び修繕費に充てることを目的として、笠間市廃棄物処理推進基金に積み立てをする。	積立金	千円	39,742						
198	廃棄物対策	最終処分場運営事業	環境センター（中間処理施設）で燃えるごみは焼却して減容化、無害化し、燃えないごみは資源物（鉄、アルミ、カレット類）を回収し、その残りの灰やせともの類などの埋立て及び管理を行う。	埋立量（焼却灰）	t	1,960	埋立量（不燃残渣）	t	366			
199	廃棄物対策	環境不法行為監視事業	廃棄物の不法投棄事案や不適正残土事案は、悪質かつピンポイントで廃棄物等を投棄していくなど、一般行政職による対応には限界がある。そのため専門的な知識を有する者の配置が必要となる。また、地元警察署との告発も見据えた連携を円滑に図るうえでも、警察OB又は現職警察官の配置が有用となる。 また、道路敷きなど、市が管理する土地に不法投棄された廃棄物で、環境センター等で処理できない廃棄物について、許可業者による処理を委託するもの。 【業務内容】 ①廃棄物不法投棄事案や不適正残土事案の監視パトロール及び現場指導②廃棄物を中心とした環境全般の、一般市民からの相談やその現場の対応③地元警察署との連携対応（平成25年度より警察OBを1名任用）④不法投棄された廃棄物の許可業者による処理委託⑤市内一斉クリーン作戦⑥非常勤職員等による不法投棄の監視及び回収 住みよい環境を作るため、不法投棄を防止し、資源の再利用を目指す。	不法投棄処理収集量	kg	39,030	警察官OB任用	人	2	不法投棄通報件数	件	17
200	廃棄物対策	環境不法行為監視事務（笠間支所）	事業者、関係機関及び市民と連携し廃棄物 の不法投棄を防止し適正な処理を行うことにより公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る。 不法投棄の未然防止に努める ・ポイ捨て禁止看板の交付 ・不法投棄物の収集運搬を行う。 環境保全課が所管	粗大ごみの回収（テレビなど）	件	5	ごみ捨て禁止看板の配布	枚	12			
201	廃棄物対策	環境不法行為監視事務（岩間支所）	事業者及び関係機関と連携し廃棄物の不法投棄を防止し適正な処理を行うことにより公衆衛生の向上と生活環境の保全を図る。 不法投棄の未然防止に努める・ポイ捨て禁止看板の交付・不法投棄物の収集運搬を行う ・市内の民間保育所に対し、一時預かり保育の充実強化を図るため、事業内容に応じた補助金を交付する。	不法投棄処理数	件	8						
202	子ども・子育て支援	一時預かり事業	・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業。 補助率：国1/3、県1/3、市1/3	実施施設数	園	1						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
211	子ども・子育て支援	地域医療センターかさま病児保育事業	【病児保育室】 ・児童の保護者が就労等により、病気の児童を自宅で保育が困難な場合、「病児保育室」で病気の児童を一時的に保育することにより安心して子育てができる環境を整える。 ・「地域医療センターかさま」に病児保育室を30年4月開設。予算は子ども福祉課で確保するが、事業は市立病院で実施となる。	病児保育事業のPR活動	回	20	市立病院との連絡会議	回	2	利用児童	人	115
212	子ども・子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	子ども子育て支援交付金・県子ども・子育て支援交付金 子育て家庭への経済的負担の軽減策として、2人以上子どもがいて、三歳未満児が保育所等に入所している世帯に対し、三歳未満児の保育料を第2子（保育料階層4～5階層の一部）が半額、第3子（保育料階層4～8階層）が無償化とする。（県事業 県補助1/2） 子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より生活保護世帯で幼稚園・認定こども園・保育所等に入所している児童の保護者に対し、施設で必要な日用品・給食費・文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業。	対象者数	人	116						
213	子ども・子育て支援	実費徴収給付事業	・給食費（副食材料費相当額）4、500円/月限度（新制度未移行幼稚園に入所している収入360万円未満の世帯） ・教材費と行事費等 2、500円/月限度（1号～3号認定児） ・補助率 国1/3・県1/3	申請延べ件数	件	34						
214	子ども・子育て支援	公私連携認定こども園事業	公立認定こども園（かさまこども園・いなだこども園）が、31年度より公私連携認定こども園となった。 協定書で交わした修繕補助金、建物の損害保険を計上。歳入は、土地の貸付使用料 建物については無償貸付、土地については、使用料として収入する。収入分は子ども福祉課では充当しない。	施設整備補助の金額	円	67,103						
215	子ども・子育て支援	認定こども園施設整備事業										
216	子ども・子育て支援	保育所等整備交付金事業	施設の老朽化により安全な保育環境の保持が限界となった施設の施設整備（建替え）費を補助し、安心安全な保育の提供と子供を安心して生み育てる環境を整備をする。	整備施設数	施設	1						
217	子ども・子育て支援	ともべ保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童（0～5歳）を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・ママ・ホリデー事業 どこにも入所していない満1歳児から5歳児までの保育。 ・延長保育 保育所を19：15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	日	293	保健衛生管理と安全管理	回	12	地域社会活動	回	14
218	子ども・子育て支援	保育士就労支援事業	保育士不足解消のため笠間市内の私立認可保育所等に保育または看護師として正規雇用された者に対し、就職準備金として一時金20万円を支給する。	補助金交付者数	人	4						
219	子ども・子育て支援	民間保育所運営事業	・内閣府から示される公定価格に基づき、民間保育所等へ施設型給付費を支払う。 ・負担割合 国：2号公定価格×50% 3号公定価格－利用者負担額（国基準）×57.72% 県：2号公定価格×25% 3号公定価格－利用者負担額（国基準）×21.14%	入所児童数	人	1,570						
220	子ども・子育て支援	くるす保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童（0～5歳児）を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・ママ・ホリデー事業 どこにも入所していない1歳児から5歳児までの保育。 ・延長保育 保育所を19：15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	日	292	保健衛生管理と安全管理	回	12	地域社会活動	回	6

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
221	子ども・子育て支援	保育対策総合支援事業	保育所、認定こども園に対し、保育人材の確保や子どもを安心して育てることができる環境整備を総合的に行うため必要な費用を補助する。 【保育体制強化事業】 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けなど保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置し保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とする。 補助単価：1施設あたり月額100,000円×実施月数 補助率：保育所 県3/4（県1/4・国1/2） 市1/4 【保育補助者雇上強化事業】 保育士等の業務負担を軽減するため、保育所等での実習等を終了した者等の保育補助者を雇上げ、保育士の離職防止を図ることを目的とする。 補助単価：1施設あたり4,666,000円（最大） 補助率：保育所・認定こども 県7/8（県1/8・国3/4） 市1/8	実施施設の数(体制強化事業)	園	4	実施施設の数(補助者雇上事業)	園	2			
222	子ども・子育て支援	子育てのための施設等利用給付事業	令和元年10月から子ども子育て支援法改正による幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり。 病児保育、ファミリーサポートセンターに係る利用料（施設等利用費）について補助する。（施設に支払った利用料を利用者の請求に基づき償還払いする。） ・補助率 国1/2、県1/4	対象者数	人	117						
223	子ども・子育て支援	病児保育事業	病児保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えるための事業。 【病後児対応型】 病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 【体調不良児対応型】 児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において安全な体制を確保し、緊急的な対応を図る事業。 補助率：県1/3 国1/3 市1/3	事業実施施設数	園	8	サービス利用者数	人	3,702			
224	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ推進事業 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 （各事業の詳細については子ども福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,854						
225	子ども・子育て支援	特定教育・保育施設等指導監査事業	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により市が行う質問、立入り、検査等及び同法の規定により市が行う行政指導（以下「指導等」と総称する。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により市が行う監査について、必要な事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図る。									
226	子ども・子育て支援	認可外保育施設立入調査事務	市内の認可外保育施設3園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。 笠間市内認可外保育施設 ○事業所内保育施設3園 事業所内保育所：茨城県病院局内保育所ひまわり保育園・水戸ヤクルト販売㈱友部センター保育所・央戸ヒルズカントリークラブ保育所									
227	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所受付事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ入所受付事務 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 （各事業の詳細については子ども福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	2,328						
228	子ども・子育て支援	幼児教育・保育無償化円滑化事業	茨城県安心こども支援事業費交付要項の規定に基づき、令和3年度から認可外保育施設の幼児教育・保育無償化に伴う事務経費の補助（国補助：10/10 上限有） ※令和元年度は、幼児教育・保育無償化業務支援事業として実施。 ※令和2年度は、認可施設を含む無償化全般の事務及びシステム改修費が補助対象。 事業実施期間：令和2年度～令和5年度	認可外施設無償化対象延人数	人	1,232						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
237	子ども・子育て支援	児童クラブ管理事業	・放課後児童クラブ（市内小学校 1 1 校設置）の施設管理事業。 ・施設の維持管理業務 各クラブの電話代、水道光熱費等の支払業務。 必要備品等の修繕・購入。 消防設備、浄化槽等の保守点検。 ・平成 2 7 年度の法改正により、保育室 1 室の定員（ 4 0 名以下）、児童 1 人当たりの保育面積（1. 65㎡以上）とする。 補助率：基準額 国1/3 県1/3	平均利用者数（公設）	人	914	平均利用者数（民設）	人	318			
238	子ども・子育て支援	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的に、研修会、スーパーヴィジョン等を実施し、子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関（子ども家庭総合支援拠点）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（笠間市要保護児童対策地域協議会関係機関）の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業。									
239	子ども・子育て支援	要保護児童対策事業	児童福祉法の一部改正に伴い、市町村が、子ども等に対する必要な支援業務を行わなければならないことが明確化され、それらの機能を担う拠点整備を2022年度末までに市町村子ども家庭支援拠点の設置を目指すこととされた。 子ども及び妊産婦の福祉に関する実情の把握・情報提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うため、令和3年4月より子ども家庭総合支援拠点を開設する。 子ども家庭支援拠点では、集中的・専門的な相談業務や支援を実施していくことにより、児童虐待等の未然防止に努め、さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、DVの相談を合わせて行う。									
240	子ども・子育て支援	児童クラブ運営事業	・放課後、保育ができない家庭の保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図る。 ・対象児童：小学 6 年生まで ・クラブ数：11の小学校単位（運営は、NPO法人へ委託） ・入所申込みの受付及び承諾通知 児童の怪我等による保険金請求事務 主任指導員会議の開催 指導員の資質向上研修 運営委託料等の支払事務 ・笠間市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき民設児童クラブへ補助金交付。	平均利用者数（公設）	人	914	平均利用者数（民設）	人	318			
241	子ども・子育て支援	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し情操を豊かにするため、また、子育て世帯の相談・情報交換及び子育て親子の交流拠点とすることを目的として児童館を設置し、児童の健全育成及び子育て支援に関する事業を行う。児童館の管理運営については、指定管理制度を導入している。 ※児童館運営事業において実施している子育て支援センター事業のみ、国・県補助を充当。 【特定財源】子ども・子育て支援交付金（補助率：国1/3、県1/3）	児童館開所日数	日	288						
242	子ども・子育て支援	児童手当事業	児童手当法に基づき児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、0歳～中学校終了前の児童を対象に手当を支給する事業 ・ 0 歳～ 3 歳未満 月額15, 000円 ・ 3 歳以上小学校終了前 月額10, 000円(第 1 子・ 2 子)、15, 000円(第 3 子以降) ・ 中学生 月額10, 000円 ・ 所得制限以上 月額5, 000円 （令和 4 年 6 月以降）・所得上限限度額以上 支給なし 支給申請受付、支給決定通知書・支払通知書の送付、手当支払事務、現況届に関する事務 特定財源 ・ 0 歳～ 3 歳未満(被用者) 国37/45・県4/45	新規認定件数	件	253	現況届受付件数	件	4, 411			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
243	子ども・子育て支援	子ども家庭総合支援拠点事業	児童福祉法の一部改正に伴い、市町村が、子ども等に対する必要な支援業務を行わなければならないことが明確化され、それらの機能を担う拠点整備を2022年度末までに市町村子ども家庭支援拠点の設置を目指すこととされた。 子ども及び妊産婦の福祉に関する実情の把握・情報提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うため、令和3年4月より子ども家庭総合支援拠点を開設する。 子ども家庭支援拠点では、集中的・専門的な相談業務や支援を実施していくことにより、児童虐待等の未然防止に努め、さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、DVの相談を合わせて行う。									
244	子ども・子育て支援	母子生活支援施設入所措置事務	児童福祉法に基づき、虐待やDV等を受けている母子の安全な生活を確保するための支援を行う。また、今後の生活についての支援を行い母子が安定した社会生活を営めるよう指導する。	措置件数	件	1						
245	子ども・子育て支援	児童扶養手当事業	・児童扶養手当法に基づき、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している母子・父子家庭等に対し、所得額に応じて手当を支給する。 【1月当たり支給額】 1人の場合：全部支給43,160円 一部支給43,150円～10,180円 2人の場合：全部支給10,190円 一部支給10,180円～5,100円 3人の場合：全部支給6,110円 一部支給6,100円～3,060円 ・8月の現況届に基づき、支給対象者に対して手当を支給。自宅調査や関係機関との連携により資格要件を確認する。不正受給者の認定取消を行い、適正に手当を支給する。 不正受給者実態調査のため、会計年度任用職員2名を雇用。母子等支援事業費より移行。	現況届受付件数	件	683	不正受給者調査	件	209			
246	子ども・子育て支援	母子家庭等高等技能訓練促進事業	母子父子家庭の母、父の就業を有利にさせるための資格取得を促進させることを目的に、養成機関で修業している期間において訓練促進費を支給する。									
247	子ども・子育て支援	母子・父子家庭等高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父・母が、就職の際に有利であり生活の安定に資する資格の取得を促進するために、養成訓練の受講期間に給付金を支給する。 対象者は、児童扶養手当を受けている又は同等の所得水準にある者。養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる者。 支給額は、月100,000円（課税世帯は月75,000円）また、課程の修了最後の12か月は月40,000円を加算する。その他修了一時金として50,000円（課税世帯は25,000円）を支給する。 【特定財源】母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（補助率：国3/4）	新規申請者数	人	3	支給者総数	人	5			
248	子ども・子育て支援	母子保健事業	・安心して子どもを出産し、子どもがより健やかに育つために、妊娠期から子育て期に渡るまで継続的に関わり、切れ目ない支援を推進していく。 ・サポートの必要な妊産婦を把握し、適切な支援につなげ、フォローする。 ・子どもの疾病や発育・発達の問題等の早期発見に努め、子育ての負担や不安・孤立感が和らげるように、相談支援の充実を図る。	1歳6か月児健診	回数	15	3歳児健診	回数	18	妊婦健診	人	4,865
249	子ども・子育て支援	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センターは、平成27年3月に設置され、妊娠中から子育て期にわたるニーズに対し総合相談支援を提供している。具体的には、妊産婦への積極的関与により、 支援が必要な場合には個別の支援プランを作成のうえ、継続した支援を行うとともに、関係機関に切れ間なくつないでいくものである。また協議会を設け、事業の推進を図るとともに対象者への対応方針を検討するなど	電話等により支援を行った妊婦の数	人	390	電話等により支援を行った産婦の数	人	405	協議会の開催回数	年間回数	4
250	子ども・子育て支援	子育て・福祉オンライン相談システム管理事業	【コロナ】【DX】 新型コロナウイルス感染症対策及び相談者の希望に応じた相談手法を取り入れることで、相談支援の強化を図る。									
251	子ども・子育て支援	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症まん延予防を目的に実施。国の風しんの追加的対策として、抗体価の低い年代の男性に抗体検査を実施する。任意予防接種のロタウイルス・おたふくかぜ・小児インフルエンザ、先天性風しん症候群の発症予防対策としての風しんについては経済的負担の軽減並びに重症化及びまん延予防のため、接種費用の一部助成を実施する。また、骨髄移植等特別な理由により任意での再接種が必要な方への接種費用の助成を行う。	定期接種（A類疾病）勧奨回数	回	28	任意接種実施数	種類	3			
252	子ども・子育て支援	未熟児養育医療事業	身体が発達が未熟なまま生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費負担する。入院医療費のうち、健康保険等適用後の自己負担額を公費負担した後、世帯の市民税額等に応じて 入院治療費の一部を自己負担額として徴収する。	申請・審査件数	件	9	養育医療券発行件数	件	9	給付件数	件	22

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
253	保健・医療	がん検診推進事業	国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、平成29年度より、年度内40歳の方に対し、5大がん（子宮頸がん・乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん）について個別の受診勧奨および再勧奨を行う。継続しての検診受診を目的に41歳で前年度がん検診受診者へ個別勧奨を実施。 また、要精密検査となった方で、未受診者の方への受診勧奨を行う。婦人科未受診者に対し個別の受診勧奨を実施。	個別勧奨通知数	人	791	検診受診率	%	20			
254	保健・医療	（廃）ファミリー健康体験事業（医療・保健・福祉連携強化事業）	平成30年4月、地域医療センターかさまに、市立病院、保健センター、地域包括支援センターが集約されたことにより、今後はこれまで以上に3機能が連携し機能を強化させるとともに、市民にとって開かれた相談しやすい場となることが求められている。この一環として、市民が家族単位で参加し、子どもは医療・介護食への興味を持つことができ、大人は健康について改めて学び考える場となるような、医療・保健・福祉の体験型の学習の場をつくる。									
255	保健・医療	各種検診推進事業	生活習慣病予防対策として、健康の維持増進、疾病の早期発見及び早期治療を目的に各種がん検診及び循環器健診を実施する。	がん検診受診率（平均）	%	17	生活習慣病予防健診受診者	人	700			
256	保健・医療	健康増進事業	生活習慣病の発症予防や重症化予防、また、健康増進を図るため、健康相談や健康教育、健康講座、運動教室を実施する。	健康教育	人	156	健康相談	人	67			
257	保健・医療	睡眠医療ネットワーク事業	笠間市内の医科・歯科・薬科の連携によるネットワーク構築により、ありふれた、隠れた病である睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療に寄与するとともに医療費の削減を図る。	実務者研修会参加者数	人	0	出前講座参加者数	人	0			
258	保健・医療	訪問歯科保健事業	通院困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、訪問による歯科保健サービスを行う。	訪問回数（診療）	回	167	訪問回数（保健指導）	回	103	利用者	人	34
259	保健・医療	歯科保健推進事業	【永久歯対策事業】 歯科保健計画に基づく、ライフステージ別の歯科保健事業。 むし歯予防対策として、幼児〔保育所（園）・幼稚園・認定こども園〕及び児童・生徒（小・中・義務教育学校）を対象に講話及び実技指導（歯みがき教室等）を行う。	歯みがき教室の開催回数	回	24	歯みがき教室参加者数	人	1,143			
260	保健・医療	保健センター管理事業	地域医療センターかさま（行政棟）施設、付帯設備の管理・運営・修繕を実施し、保健施設として適切に維持管理する。 平成30年度より、保健センターが地域医療センターかさまに移転したことに伴い、地域医療センターかさまの施設維持管理は、市立病院と共同実施することとなった。									
261	保健・医療	健康づくり推進事業	【健康づくり推進事業】 健康な食のあり方や食生活の改善などについて、実践的で分かりやすく推進するため、地域に健康づくりのリーダーとなる「ヘルスリーダー」を育成・養成をし、食育の推進や生活習慣病予防事業を実施する。 【食育推進事業】 「食」や「食育」の重要性を市民に広め、食の営みを支援する多様なネットワークと連携・共同し、乳幼児から成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた食育活動を推進する。特に若い世代に対して食育推進活動を実施し、正しい食習慣の確立や生活習慣の予防に結びつける。	研修会受講率	%	90	活動参加者数	人	6,316	ネットワーク会議開催回数	回	1
262	保健・医療	健診web予約システム運営事業（新型コロナ対策）	【コロナ】【DX】 新型コロナウイルス感染症対策として、市が実施する集団健（検）診にweb予約システムを活用する。 同システムを活用することで、受診者の利便性の確保、職員の事務量の圧縮を図る。	利用者数	人	1,925	登録者数	人	8,882			
263	保健・医療	保健衛生総務事務	健康増進課所管の各事業に属さない経費及び総括的に管理すべき人件費、需用費、役務費、各種負担金の管理・執行。									
264	保健・医療	安定ヨウ素剤購入事業	安定ヨウ素剤について、県は原子力発電所から半径30Km圏内の対象市町村に配備している。当市は、30km圏内と30km圏外の地域があるため、独自に30Km圏外の住民分の安定ヨウ素剤を配備することにより、緊急事態に迅速に対応できるようにする。	管理責任者による、定期点検	回	1						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
265	保健・医療	地域医療対策事業	【平日夜間・休日初期救急】平日夜間・日曜日は笠間市立病院で、祝日・年末年始（12/30～1/3）は市内医療機関（在宅当番医制）で、初期救急診療を実施している。 【救急医療二次病院運営事業】二次救急医療圏水戸地域内の重症救急患者の医療を確保することを目的に、水戸地域内の11市町村と共同して、二次救急告示医療機関に負担金を交付している。 【茨城県中央地域定住自立圏事業】県中央地域9市町村で定住自立圏を構成している。医療部会では、初期救急医療の充実、医師及び看護師等確保に向けた取組の推進を目的に、事業を実施している。	平日夜間日数	日	243	休日診療日数	日	51	休日当番医日数	日	21
266	保健・医療	平日夜間・日曜初期救急診療事業	市立病院、医師会、薬剤師会、県立中央病院が連携し、市立病院において初期救急診療を実施することにより、笠間地区における医療サービスの向上を図るとともに県立中央病院との機能分担を明確にし、市民が安心して暮らせる地域社会を推進する。	初期救急診療日数	日	294	1日平均夜間診療患者数	人	1	1日平均日曜診療患者数	人	6
267	保健・医療	献血推進事業	【事業目的】 ①十分な血液を確保することを目的に計画的な献血運動の推進と献血意欲の高揚を図る事業を行っている笠間献血連合会に対し、活動費の補助を行う。 ②骨髓ドナーへの経済的負担の軽減を図り、骨髓移植を推進する。 【事業概要】 ①街頭・事業所における献血実施及び献血広報・啓発活動の実施 ②笠間献血連合会役員会の実施 ③笠間献血連合会総会の実施 ④骨髓移植の推進	献血協力事業所	箇所	21	献血者	人	921			
268	保健・医療	感染症対策事業	感染症発生の防止対策や感染症発生における拡大防止を図るため、市民への、広報活動や健康管理等の予防対策を実施する。感染症法に基づく65歳以上の結核健診については、健診方法が胸部レントゲンであり、肺がん検診と同時に行うため、各種検診事業で実施する。	結核健診受診者数	人	6,000						
269	保健・医療	笠間市立病院改革プラン推進事業	総務省の「公立病院改革ガイドライン」及び茨城県が策定する地域医療ビジョンに基づき「第3次市立病院改革プラン」を策定・推進することにより、公立病院としての役割を果たすとともに経営基盤を強化し経営の安定化を図る。	外来診療日数	日	242	1日平均入院患者数	人	27	1日平均外来患者数	人	96
270	保健・医療	筑波大学病院連携事業（指導医派遣・研修生受入）	筑波大学との連携により、市立病院に「地域医療研修ステーション」を開設し、指導医及び後期研修医と研修生を受入れ理想的な地域医療教育を実践することで、地域医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図る。	指導医の外来診療日数	日/週	5	指導医の診療枠（午前・午後）	コマ/週	8			
271	保健・医療	PCR検査集中実施事業	【コロナ】新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査を実施する。									
272	社会保障	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に要した費用を支給する。 一般会計から3分の2繰入れ 1件当たり420,000円上限	出産育児一時金支払件数	件	46	支給額	千円	19,302			
273	社会保障	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。 県へ交付申請を行う。 1件当たり 50,000円	葬祭費支払件数	件	121	支給額	千円	6,050			
274	社会保障	国保健康づくり推進事業（保健カレンダー）	市民の健康管理に繋がるよう保険事業の年間スケジュール、医療機関情報等を広報するため、保健事業予定表を作成し笠間市全世帯へ配布する。 経費は国保特別会計から支出。	作成部数	部	27,000	国保加入世帯	世帯	11,500			
275	社会保障	国保連合会負担金事務	国保の円滑な事業運営を図るとともに保険者の共同目的を達成するために必要な会員負担金を国保連合会へ納付する。	支払金額	千円	2,242						
276	社会保障	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。 委員12名	会議開催	回	2	事務費繰入額	円	126,969			
277	社会保障	一般被保険者保険税還付加算金事務	一般国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	一般国保還付加算金件数	件	15	一般国保還付加算金	千円	64			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
278	社会保障	退職被保険者等保険税還付加算金事務	退職国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	退職国保還付加算金件数	件	0	退職国保還付加算金	千円				
279	社会保障	直営診療施設勘定補助事業	市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金（国庫補助金特別調整交付金）を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	特別調整交付金（市立病院分）	千円	3,000						
280	社会保障	国民健康保険特別会計繰出金事務	一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務 ・保険基盤安定繰出金 ・保険税軽減分（県3/4、市1/4）法定軽減分→低所得軽減 ・保険者支援分（国1/2、県1/4、市1/4）◎軽減対象数に応じて平均保険税の一定割合を繰出すことで中間所得層の負担軽減を図る。 ・職員給与費等繰出金 ・出産育児一時金繰出金（出産育児一時金の支給基準額の2/3） ・財政安定化支援事業繰出金（国保財政安定化のため当該年度に交付税措置分）	繰出金総額	千円	612,968						
281	社会保障	一般被保険者医療給付費分支払事務	国保税等を財源として、県へ医療給付費の財源として納付する。	支払額	千円	1,097,134						
282	社会保障	高額療養費貸付事業	療養に要した費用が著しく高額であるために支払が困難な者に対し、医療費の一部（高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額）を貸し付け、必要とする療養の機会を確保することにより福祉の向上に寄与する。	貸付者数	人	2						
283	社会保障	（実績無）出産育児費資金貸付事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金（支給見込額の10分の8を限度）を貸し付ける。									
284	社会保障	一般管理事務	国保事業の健全な運営を図ることを目的とし、適切な事務の執行に係る事業を行う。	支払額	千円	21,592						
285	社会保障	一般被保険者療養給付事業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険者療養給付費支払件数	件	286,840	1人当たり支払額	千円	245	支払総額	千円	4,431,832
286	社会保障	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険者療養費保険者分支払件数	件	3,820	1人当たり支払額	千円	2			
287	社会保障	退職被保険者等保険税還付事務	退職被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	退職国保資格喪失異動処理数	件数	0	所得異動処理数	件数	0	退職国保還付金額	千円	0
288	社会保障	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。 平成31年3月退職制度終了、遡及分該当者減少のため縮小となる。	支払金額	千円	1						
289	社会保障	国民健康保険財政調整基金事業	急激な医療費の増加に対応するための基金を確保する。	基金額	千円	660,246						
290	社会保障	一般被保険者保険税還付事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	一般国民資格喪失異動処理数	件数	242	所得異動処理数	件数	14	一般国保還付金額	千円	7,185
291	社会保障	予備費管理事務（国民健康保険）	不測の支出が発生した場合に対応するための予算を確保する。									
292	社会保障	一般被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間（前年8月～7月）自己負担限度額を越えた部分を支給する。 県へ交付申請を行う。	支払件数	件	22	一件当たり支給額	千円	24			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
338	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務（岩間支所）	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所までも行かなくて済み、住民サービスに寄与している。									
339	社会保障	新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業（コロナ交付金）	新型コロナウイルス感染症の入院患者の増加に備え、重症者に対する医療資源を確保する観点から、軽症者向けの自宅療養の体制を整備することは重要であるため、患者が自宅で療養をする際に、個別の実情に応じて生活に必要な食料品等を送付し、外出せずに自宅での生活を継続できるよう支援を行うもの。	支援件数	件	299						
340	社会保障	国民年金事務（笠間支所）	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。 支所で受け付けることにより本所までも行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	319	免除申請書（学生・一般）	件	315	老齢、障害年金請求書、その他	件	94
341	社会保障	国民年金事務（岩間支所）	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	205	免除申請書（学生・一般）	件	173	老齢、障害年金請求書、その他	件	60
342	社会保障	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことが出来ることから、市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。 平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。 平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定され、現在も継続中である。	関係届出書（本庁のみ）	件	806	免除申請書（本庁のみ）	件	909	裁定請求書（本庁のみ）	件	188
343	地域福祉	民生委員事業（笠間地区）	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 民生委員児童委員60名	地区民児協 定例会・研修会	件	9	委員1人当たりの活動日数	日	10			
344	地域福祉	遺族会事業	遺族会は、戦没者等の遺族が会員となっており、恒久の平和を祈念する事業を行なうことで英霊の顕彰と戦没者遺族の相互扶助及び平和な郷土建設に貢献する。	市戦没者追悼式 年開催数	回	1	市戦没者追悼式参列者数	人	145			
345	地域福祉	保護司会事業	犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。 ・笠間地区保護司会は保護司31名が、犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、関係機関及び団体等との連携を強化し、研修会、社明運動の推進、 冊子「やまなみ」の発行等の事業を行っている。 ・笠間市更生保護女性会は、犯罪者の更生保護及び青少年の不良化防止の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、矯正施設への慰問及び助成、社明運動の推進、子育て支援（子育てサロン）、 募金活動等の事業を行なっている。 ・R3年事業計画 保護司会を中心として関係団体との連携し、7月の強調月間に「社会を明るくする運動」の実施する。	社会を明るくする運動参加者数	人	0	駅・街頭啓発活動	回	0			
346	地域福祉	災害見舞金・弔慰金支給事業	住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている者で、被災時において被災住家を現に住居とする者に災害見舞金（当面の生活費支援）として50、000円を支給する。 根拠法令 笠間市災害見舞金支給規則。									
347	地域福祉	社会福祉事務	・社会福祉総務諸経費（社会保険料、賃金、旅費、消耗品、負担金） 社会福祉総務事務に対応するパート会計年度任用職員1名の雇用に要する経費。要支援者台帳の作成・管理。 ・都市福祉行政の情報交換及び各市が抱えている福祉行政の課題や調整事項等についての意見調整	都市福祉事務所 所長会議・研修	回	2	協議事項	件	65			
348	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・遺族会関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・特別弔慰金請求事務 ・日本赤十字社事務 ・人権擁護委員協議会事務 ・生活保護相談及び給付事務 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・住宅確保給付事務 ・災害見舞金・弔慰金支給事業（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	694						
349	地域福祉	戦傷病者等援護事業	戦没者等の遺族に対し、国家補償の精神に基づき、特別給付金・特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成23年度より県から権限委譲された。	特別弔慰金受付件数	件	42						
350	地域福祉	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に日赤茨城県支部と共同で特別社資募集を行っている。 火災等の被災者に対し、日常生活用品の支給を行う。笠間市赤十字奉仕団による啓発活動、災害ボランティア派遣活動への支援。	社資募集（一般・特別）の協力	件	8,739	奉仕団活動のPR・充実	回	5			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
351	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・生活保護相談及び給付事務 ・遺族会関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・弔慰金支給事業 ・日本赤十字社事務 ・災害見舞金 ・人権擁護委員協議会事務（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	6, 246						
352	地域福祉	民生委員事業	・民生委員児童委員数：笠間地区60名、友部地区59名、岩間地区32名。計151名 民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 地域住民の「生活課題」に第一線で向き合い、福祉ニーズを包括的にとらえ、問題の所在を的確に把握するため、研修及び意見交換を重ねて委員個人の資質を向上を図っている。 民生委員協議会組織を個々の委員の活動をバックアップ、支援する場として機能強化を図る必要がある。 ・民生委員推薦事業【民生委員欠員発生時および一斉改選時に推薦会を開催し、民生委員児童委員を県知事に推薦する。】推薦会委員 14名	地区民児協 定例会・研修会	回	11	連合民児協 研修会（主任児童委員含む）	回	15	定例会出席率	%	94
353	地域福祉	民生委員事業（岩間地区）	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	地区民児協 定例会・研修会	回	14	委員一人あたりの活動日数	日	10			
354	地域福祉	生活保護給付事業（扶助費）	生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費の部分である。 [特定財源] ・国庫支出金 生活保護費負担金：負担率3/4	ケースワーカーによる 訪問調査活動	件	2, 750						
355	地域福祉	災害対策福祉備蓄品整備事業	要支援者の災害対策として、市内5か所の福祉避難所へ備蓄品を整備する。									
356	地域福祉	生活保護給付事業（扶助費以外）	生活保護とは、日本国憲法第25条に規程する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費を除く部分である（会計年度任用職員報酬・共済費・需用費・委託料・負担金補助及び交付金等）。 本事業は、生活保護の適正な実施を図るため、新規申請に対しての各種調査、医療扶助の適正化、保護費支給事務等の業務効率化、関係職員の研修、就労可能な被保護者に対する就労自立支援等を行うものである。	ケースワーカーによる 訪問調査活動	件	2, 750						
357	地域福祉	生活保護適正化事業	[特定財源] ・生活困窮者関連国庫負担金(被保護者就労支援事業)：負担率3/4 ・生活困窮者関連国庫補助金(生活保護適正化事業等)：補助率1/2、3/4	扶養義務者・関係機関等に対する調査	件	3, 100	レセプト点検による医療扶助過誤調整額	円	-270, 000	就労支援事業による保護廃止や増収等	人	10
358	地域福祉	地域福祉計画策定事業（5年毎）	第3次地域福祉計画の計画期間が令和4年度で終了することから、国や県の動向、市民のアンケートや統計資料から本市の現状を踏まえ、新たな課題の解決や地域福祉の推進の指針とするべく、令和5年度から令和9年度を計画期間とする笠間市第4次地域福祉計画を策定する。									
359	地域福祉	地域自殺対策強化事業	全国の自殺者数は近年減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移するなど今だ深刻な状況にある。 このことから、平成28年に自殺対策基本法が改正され、翌年7月に国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されており、当面の目標として2026年までに自殺死亡率を30%減少させることとした。 笠間市においても、これまで啓発活動やゲートキーパー（養成）研修などの自殺対策に取り組んできたが、このような国の動きを受け、令和元年度に「笠間市自殺対策計画」を策定した。 この計画において、2024年までの5年間で自殺者数を25%減少させることを目標とし、関係機関との連携のもと更なる取組を進めることとしている。	笠間市（発見地）の自殺者	人	15	ゲートキーパー養成研修会 開催	回	1	重点啓発活動実施	回	2

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
360	地域福祉	ひきこもりサポート事業	令和元年度に市内のひきこもりの実態調査を実施したところ約１００人の該当者がいることが判明した。 この実態調査の結果を踏まえ、ひきこもり状態にある方の社会復帰を目指し、地域の精神医療機関等と連携した多職種チームにより、ひきこもり者の自宅へ訪問し、本人及びその家族に対する支援のためのアウトリーチ活動を実施するもの。	調査の対象者数	人	0	調査票の回収率	%	0	アウトリーチの対象者数	人	3
361	地域福祉	社会福祉協議会事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講じることにより地域福祉の拠点として運営を委託及び補助する。	地域福祉センター開所日数	日	359	ボランティア活動組織数	組織	82	福祉センター利用者数	人	28,332
362	地域福祉	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活困窮者自立相談支援事業等の実施。 多岐にわたる課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、また子どもに対しては、どもの学習支援事業【直営：生涯学習課】など包括的な支援を提供し、就労自立と安定した生活が送れるよう支援する。	新規相談件数	件	157	被支援者数	人	415	就労者数	人	9
363	地域福祉	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障がい者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	相談等件数（延べ）	件	2,355	在宅ケアチーム数	件	538			
364	地域福祉	行旅死亡人等取扱事務	・行旅中に病気等で倒れ、入院治療を要する状態に陥ったが救護者のない者や、身元の引取者のない者を救護する。 ・行旅中に死亡し住所、居所、若しくは氏名が知れずかつ引取者のない死亡人の埋火葬等を執り行う。	行旅病人・死亡人取扱件数	件	4						
365	障害者福祉	特別障害者手当給付事業	旅行者にかかる医療費、死亡等取扱処理費用 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当として、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給する。 ・特別障害者手当/在宅の２０歳以上の重度障がい者に手当を給付する。 ・障害児福祉手当/在宅の２０歳未満の重度障がい児に手当を給付する。 ・経過福祉手当/旧法の手当の受給資格を有した者で、特別障害者手当の支給要件に該当せずかつ障害基礎年金を支給されないものに経過措置として手当を給付する。	特別障害者手当受給者数	人	45	障害児福祉手当受給者数	人	26	経過福祉手当受給者数	人	2
366	障害者福祉	子ども総合育成支援事業	未就学児に対する育成支援として、専門職による質の高い児童発達支援事業を展開するとともに、保護者や支援者に対する適切な助言・指導等を行う。 また、親子フォローアップ事業において、小集団や個別の教室を通じ、対人関係や基本的生活習慣の確立を支援する。 【コロナ】新型コロナウイルス感染症防止のため、児童発達支援事業所及び親子フォローアップ事業の消耗品を購入する。	言語聴覚士等の専門的指導回数	回	95	親子フォローアップ事業延べ利用者数	人	2,274	幼児施設巡回相談件数	件	242
367	障害者福祉	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。	掛金払込者数	人	23	年金支給者数	件	21	支給件数	件	272
368	障害者福祉	障害者地域生活支援事業	障害者総合支援法第７７条及び第７８条に基づく、障害者地域生活支援に関する取り組み。 障害者地域自立支援協議会を設置運営しながら、課題等の共有・解決に向けて協議し、よりよい地域の包括的な支援体制を整備していく。 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて	日常生活用具給付件数	件	2,189	相談支援件数（延件数）直営のみ	件	2,965	自立支援協議会活動（開催回数）	回	10
369	障害者福祉	徘徊障害者見守り事業	徘徊のおそれがある障害者等を介護している家族に対し、位置情報端末機を貸与することにより、障害者等の保護を支援し、当該障害者等の安全を確保するとともに家族の負担軽減を図る。	制度利用者数	人	1						
370	障害者福祉	障害者福祉事務	身体障害認定及び身体障害者手帳の交付、更生指導台帳管理の適正な執行に努めるとともに、茨城県をはじめとする関係機関との連携のもと療育手帳や精神保健福祉手帳の更新や窓口交付等の事務を行う。また、窓口や電話等での相談支援を通じて対象者のニーズを把握するとともに、関係機関との連携のものと対象者の状態に応じた適切な支援につなげていく。				3障害手帳所持者数（交付件数）	人	3,936			
371	障害者福祉	子ども総合相談支援事業	福祉・保健・教育分野の連携のもと、０歳から１８歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方、その保護者等を対象に、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。子どもに関する総合的な相談支援として、窓口のワンストップ化を図るとともに、適切な支援につなぐため、ケース会議等を実施する。また、地域の中核機関として、子どもの支援に関わる方への適切な助言や指導を行う。 【コロナ】新型コロナウイルス感染症防止のため、相談や検査実施の際に使用する消耗品を購入する。 【Dx】心理検査や発達指導のデジタル化を図り、情報の共有、支援への活用及びペーパーレス化を進める。	相談受付件数	件	1,394	ケース会議スーパーバイズ開催数	回	30	ペアレントトレーニング延べ参加者数	人	130

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
372	障害者福祉	障害者医療給付事業	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により軽減する。 【更生医療・育成医療】 障がい除去・軽減する手術等の治療に係るものに対し医療費を支給する。 【療養介護】 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等のうち、医療に係るものに対し医療費を支給する。	育成医療給付件数	件	16	更生医療給付件数	件	427	療養介護医療給付件数	件	188
373	障害者福祉	在宅心身障害児福祉手当支給事業	20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する。 重度障害児を介護している保護者に対して月額3,000円を支給する。 特別児童扶養手当2級相当（身体障害者手帳3級、療育手帳判定B等）月額1,500円（支払月：9月、3月の年2回）	重度障害児給付件数	人	32	中度障害児給付件数	人	81			
374	障害者福祉	難病患者等支援金支給事業	難病等患者本人又はその保護者に対し、長期にわたる闘病及びその労苦に報いる激励を目的に笠間市難病患者等支援金を支給する。 対象疾病等：指定難病、小児慢性特定疾病、一般特定疾患、先天性血液凝固因子障害	支援金給付者数	人	471						
375	障害者福祉	障害者見守りあんしんシステム事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する体制整備事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務（看護師を含む相談体制）を委託する。 利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	利用者数	人	2						
376	障害者福祉	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽中度難聴児の補聴器の購入費用を助成し難聴児のコミュニケーション支援と子育て世代の負担の軽減を図る。 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する経費を助成する。	給付件数	件	1	給付者数	人	1			
377	障害者福祉	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童で障がい者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具の費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図る。	小児慢性特定疾病児童への給付	人	0						
378	障害者福祉	障害者自立支援給付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（補装具支給を含む）の利用に応じて給付する。給付にあたっては民間システムを活用した請求内容のチェックを行うことで適正な給付につなげる。	障害福祉サービス給付件数	件	16,388	障害児入所等サービス給付件数	件	3,835			
379	障害者福祉	第4期障害者計画等策定事業	本業務は、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法にそれぞれ基づく障害者計画等の策定業務で、現計画の計画期間が令和5年度末に満了することから、次期計画を一体的に策定するものである。 策定にあたっては、国・県動向を踏まえるとともに、当事者、支援者等のニーズを把握し、向こう6ヶ年の障害福祉施策の方向性と具体の取組みを決定する。また、障害福祉サービスの提供実績や取組の成果について、各種基礎データを活用し適切な分析を行うとともに、向こう3ヶ年のサービス量の見込み、その確保に向けた方策を検討、決定するものである。なお、策定に際しては本市の上位計画となる笠間市第2次総合計画並びに、笠間総合戦略に即し、関係する市個別計画と整合性を図りながら策定する。 ＜策定する計画＞ ・第4期障害者計画（6年） ・第7期障害福祉計画（3年） ・第3期障害児福祉計画（3年）	障がい手帳交付件数	人	3,936	支援者等（市内事業所数）	事業所	72	自立支援協議会開催回数（部会含む）	回	10
380	障害者福祉	障害者自立支援支給決定事務	障害者総合支援法に基づく、障害者介護給付費等の支給決定を行うと同時に、サービスの提供に関連して、初期の相談から適切なサービス提供までの包括的な相談業務を行う。	審査件数	件	177	意見書作成依頼件数	件	177			
381	障害者福祉	精神保健事業	在宅の精神障害者を対象にグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をする。 こころの相談の窓口となり、助言・指導をする。 精神保健に関する正しい知識の普及を図り、理解を深めるための講座を開催する。	デイサービス	回	24	面接相談	人	12	家庭訪問・電話相談	人	222
382	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者更正医療給付事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,460						
383	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者厚生医療給付事業 ・障害児親子通園事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・障害児通園施設施設運営事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業（各事業の詳細については社会福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	947						
384	障害者福祉	重度障害者住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障害者（児）に対して住宅設備の整備をするために要する費用の一部助成し活動の拡大又は介護者の負担軽減を図る。 工事費50万円を限度として4分の3を助成する。	助成制度利用者数	人	2						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
385	障害者福祉	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。 移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、経済的な負担の軽減を図る。 資格要件：身体障害者手帳１・２級、療育手帳○Ａ・Ａ、精神障害者１級 ・自動車税減免を受けている方は、該当しない。 ・年間（年度切り替え）１冊（４８枚綴り）ただし、人工透析患者は３冊（１４４回枚）まで交付することができる。 ・利用１回定額につき６００円を補助する。 ・自動車税（軽自動車税）減免対象外の障がい者が交付対象となる。	助成制度利用者数	人	48	交付冊数（ ）	冊	50	助成件数	件	739
386	障害者福祉	福祉有償運送事業	道路運送法に基づく有償運送の適正な運営を確保するための協議の場として、福祉有償運送運営協議会を設置運営する。 ・地域における公共交通をはじめとする移動等の現状及び課題について共有を図る。 ・地域における有償運送の必要性や安全な運行体制、運送の対価等について協議し地域の合意形成を図る。	協議会開催回数	回	0						
387	高齢者福祉	高齢者保健福祉基金事業	高齢者保健福祉基金への積立									
388	高齢者福祉	高齢者クラブ事業	地域を基盤とする自主的な組織であり、永年培った知識と経験を活かして「健康」「友愛」「奉仕」の基本活動を軸として様々な活動を行っている高齢者クラブの運営と活動を支援する事業である。 高齢者団体の自主的な活動及び役割は、介護予防、相互の生活支援、社会参加、生きがい活動という観点から、健康寿命の延伸と地域づくりに今後ますます期待されているところであることから、その拠り所となる 高齢者クラブ及び高齢者スポーツ団体の運営に支援を図るものである。 茨城県老人クラブ連合会は、県内市長村老人クラブの連携や活動振興のための指導者の研修会、スポーツ大会を開催するなど提言や支援を行っており、高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与している。	単位クラブ数	クラブ	96	会員数	人	3,955	クラブ加入率	%	14
389	高齢者福祉	敬老事業	75歳以上の高齢者を対象に長寿を祝う事業である。 各地区ごとに区長・民生委員・ボランティア等の協力により実行委員会を組織し、自主的に敬老祝賀会を開催する地区に対し、敬老祝賀会運営を支援するため、交付金を交付する。 節目年齢到達者、喜寿（77歳）・米寿（88歳）・白寿（99歳）・100歳に記念品、市内最高齢者に祝状・紙筒・記念品を贈呈する。	開催箇所	箇所	29	参加率	%	10			
390	高齢者福祉	シルバー人材センター事業	定年退職後の高齢者の多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を 図ることを目的とし、笠間市シルバー人材センターが実施する高年齢者労働能力活動事業に要する経費の一部について補助金を交付する。	受注件数	件	3,500	登録会員数	人	350	契約金額	千円	184,900
391	高齢者福祉	いこいの家はなさか運営事業	市民の健康増進や地域の交流などによる地域福祉の向上に寄与する。	営業日数	日	273	利用者数（延）	人	38,906			
392	高齢者福祉	介護予防ケアマネジメント事業	総合事業の利用対象となった者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とし、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、総合事業による介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるようケアプランの作成を行う。	ケアマネジメント（直営）	件	2,792	ケアマネジメント（委託）	件	1,095	ケアマネジメント（延）	件	3,887
393	高齢者福祉	介護予防プラン作成事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防プラン作成等を行う。 指定介護予防事業所としての業務である、契約書作成・ケアプラン作成・国保連への請求・相談支援等をシステムにより行う。	ケアプラン作成件数（直営）	件	4,796	ケアプラン作成件数（委託）	件	2,911	ケアプラン作成件数（延）	件	7,707
394	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務（笠間支所）	高齢者福祉に係る総合的な相談及び各種受付事務 ・介護予防生活支援事業 ・高齢者クラブ事業 ・敬老事業 ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援事業（各事業の詳細については高齢福祉課参照） ・救急医療キット設置事業	相談・申請受付件数	件	610						
395	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務（岩間支所）	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・いきいきふれあい通所事業 ・高齢者クラブ事業 ・敬老事業 ・軽度生活援助事業 ・見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援事業（各事業の詳細については高齢福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	1,481						
396	高齢者福祉	高額介護サービス費貸付金事業	利用者負担額が著しく高額であるため、支払いが困難な者に対し、利用者負担額の一部を貸付けることにより、適切な介護の機会を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする事業。	貸し付けた金額	円	0	貸し付けた者	人	0			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
397	高齢者福祉	権利擁護事業	高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待・困難事例への対応等、専門的な視点から高齢者の権利擁護のため、必要な支援を行う。	講演会回数	回	1	参加人数	人	23			
398	高齢者福祉	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務	「老人福祉法」（第20条の8）の規定に基づき、高齢者福祉の向上を目的とし、令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定。	計画書	部	0	概要版	部	0			
399	高齢者福祉	介護認定審査事務	介護サービスの利用申請者に対し、審査判定を実施し介護度を決定する。 【DX】審査会をオンラインにより開催する。	年度内介護認定件数	件	3,030	要支援・要介護認定者数	人	3,991			
400	高齢者福祉	包括支援センター運営事業	地域包括支援センター業務の遂行のため、必要な主任介護支援専門員・介護支援専門員を確保し、質の向上を図る研修を受け、円滑な事業運営を実施する。 H27年度から包括支援センターの職員配置基準条例が施行されたことにより、適正な人員配置のため専門職を配置する。 利用者や介護予防対象者にパンフレット等を配布し、適正なプラン作成や事業の推進を図る。 また、健全な運営のため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域にあった政策運営や評価を実施する。	ひとり暮らし高齢者へ訪問件数	回	126	在宅ケアチーム構築数（延）	件	538			
401	高齢者福祉	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度 の利用につなげる等の支援を行う。 相談支援実績 H29：2,363件 H30：1,880件 R1：1,849件 R2：2,482件	相談日数	日	250	相談者数	人	2,003			
402	高齢者福祉	地域ケア会議推進事業	笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に必要な会議の経費を支出する。 代表者会議・各種ワーキング・毎月実施の地域包括ケア会議を実施することにより、地域の多職種間のネットワークによる地域ケア体制を推進する。	地域包括ケア会議	回	9	参加者数（延）	人	98			
403	高齢者福祉	ケアマネジメントリーダー活動等支援事業	地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、地域包括支援センターの職員の他に居宅介護支援事業者や関係機関とも連携の上、事例検討会・制度や施策等に関する情報提供や研修を実施する事業。 円滑な支援のための情報共有と地域のケアマネジャーの資質の向上・育成を図るため、かさまケアマネ会において勉強会等を定期的に行う。 今後の介護保険の適正な活用のために、地域の専門職の育成及び確保が重要となってくる。専門職不足を解消するためにも、地域でお互いに支えあい相談しあえる組織づくりの推進を図る。	ケアマネ研修会	回	2	ケアマネ研修会参加者（延）	人	103	ケアマネ交流会（ケアカフェ）参加者（延）	人	0
404	高齢者福祉	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職を講師として介護予防教室を開催したり、住民主体の地域の運動教室へ行き、相談や指導を行うなど、地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリ職の関与を促進する。 リハビリ専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、関係機関と連携し介護予防の取り組みを総合的に支援する。	施設支援	回	1	巡回相談	回	0	地域ケア会議参加人数（延）	人	0
405	高齢者福祉	認知症高齢者見守り事業	○高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域に根ざした見守り体制（在宅ケアチーム）の構築を図る。 ○笠間市地域包括システムネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者等要援護者の異変を発見した際の市への連絡体制を整備（見守り協定の締結）し、 認知症等での徘徊による行方不明者や身元不明者の早期発見・早期保護に寄与する徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を構築した。 ○平成31年度より、認知症等により行方不明になるおそれがある高齢者を介護する家族を支援する事業として「認知症高齢者等支援事業(GPS器機貸与事業)」を開始した。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	見守り協定締結事業所数	件	73	GPS利用者件数	件	12			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
406	高齢者福祉	日常生活支援サービス基盤整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図る。（民間とも協働して支援体制を構築する。） 生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、地域に不足する資源の開発、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングするなどのコーディネート業務を担い、地域づくりを推進する。	人材育成研修会	回	1	参加人数	人	12			
407	高齢者福祉	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。 地域包括ケアネットワークや介護健診ネットワークシステムを運用する。 在宅医療・介護連携推進センターの設置を検討し、医療介護関係者の連携調整や家族の相談支援を実施できるよう、専門職の適正な配置等を進めていく。	参加事業者	件	78	クラウドID発行数	人	253			
408	高齢者福祉	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。 認知症の方や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するために、地域関係事業所等のキャラバンメイト（サポーター講師）の協力により養成講座を実施する。 認知症サポーター数 H30年度：3,867人 R1年度：4,439人 R2年度：4,571人	認知症サポーター養成講座	回	7	認知症サポーター数（延）	人	4,911			
409	高齢者福祉	認知症地域支援推進事業	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制「認知症初期集中支援チーム」を構築し、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 また、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築する。【拡充】	初期集中支援チームでの訪問	回	7	認知症カフェ参加者数（延）	人	40	介入件数（実）	人	6
410	高齢者福祉	成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介等を行う。 申立立ての親族がいない、親族が申出の意思がない場合は、市が申立ての申請手続きを行い、また、生活困窮により成年後見人への報酬支払が困難な場合その費用を支援す	制度周知回数	回	2	成年後見市長申立	件	0			
411	高齢者福祉	住宅改修支援事業（理由書作成）	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修 について十分な専門性があると認められる者が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、市が委託料を支払う事業。	委託料の支払い件数	件	1	理由書作成件数	件	1			
412	高齢者福祉	老人保護施設措置事業	65歳以上で、日常生活において身体的、精神的又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームに措置入所させる。 入所者17名(8施設) 入所予定者1名 R3.10月現在	措置費支弁額	千円	41,681	養護老人ホーム入所者	人	20			
413	高齢者福祉	在宅福祉サービス事業	高齢者や障がい者がいる家庭に対し、適切な家事及び介護等の援助を行い、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	利用回数	回	2,401	利用時間	時間	2,917	利用会員数	人	272
414	高齢者福祉	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対して、短期間の施設宿泊による一時的な日常生活の指導及び支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助することにより、 これら高齢者の福祉の向上を図るとともに、要介護状態への進行を予防することを目的と高齢者等の方々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置を貸与し、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートする。	利用者数	人	2	契約施設数	ヶ所	5			
415	高齢者福祉	高齢者見守りあんしんシステム事業	緊急時を含む家庭内事故に対応した事業とすることで、地域支援事業の対象となっている。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対に対応する事業として平成27年9月から実施している。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	緊急通報回数	回	258	救急搬送	回	19	利用者数	人	271

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
446	高齢者福祉	障害者控除等対象者認定事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	障害者控除等申請者数	人	150	障害者控除等認定者数	人	150			
447	高齢者福祉	サービス事業者振興事業	介護サービスを提供する事業者と保険者である笠間市がお互いに情報交換を行い、連携を密にすることによって、利用者によりよいサービスが提供できるようにし、ひいては介護保険の円滑な推進に資する。	会議開催回数	回	0	会議開催回数	回	0			
448	高齢者福祉	高額介護予防サービス事業	介護予防サービス利用者に対し、介護予防サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	高額予防サービス受給件数（年	件	61			
449	高齢者福祉	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、評価結果に基づき事業全体の改善を図る。	サロン参加者数（延）	人	0	住民主体の運動教室参加者数	人	43,000			
450	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務（岩間支所）	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。（各事業の詳細については高齢福祉課参照）	相談・申請受付件数	件	454	介護保険料滞納整理件数	件	0			
451	高齢者福祉	介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、訪問による支援をすることで、サービス利用の勧奨や見守り体制の整備、介護予防活動へつなげる。	介護予防のための健康講話	回	65	参加人数	人	816			
452	高齢者福祉	特定入所者介護予防サービス事業	要支援者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの予防サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方（利用者負担第1段階から第3段階までの者）にとつて	適正給付率	%	100	負担限度額認定者数	人	829			
453	高齢者福祉	地域密着型介護予防サービス給付事業	要支援者が、地域密着型介護予防サービスである「介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの	適正給付率	%	100	地域密着型介護予防サービス受給者数	人	7			
454	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス費相当事業	介護予防サービスを受けたときに予防給付（9割分）をおこなう。医療費、介護予防・生活支援サービス費のそれぞれの自己負担限度額適用後、同じ世帯で両方を合算した負担額が高額になった場合に適用される。	適正給付率	%	100	高額医療合算介護予防サービス受給件数	件	10			
455	高齢者福祉	介護サービス事業所指定・指導事業	広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。平成28年度以降、権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定・指導業務を実施している。	事業所指定数	所	0	事業所指導・監査数	所	12	指定を取り消した事業所数	所	0
456	高齢者福祉	家族介護継続支援事業（介護用品の支給）	在宅で要介護3以上の高齢者を介護している家族等に対して、介護用品（排泄ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等）購入券（4,000円/月）を交付し、高齢者の身体の衛生・清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図る。	支給額	千円	18,982	受給者数	人	648			
457	高齢者福祉	財政安定化基金拠出金事務	地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23% 通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納状況の悪化により、介護保険財政に不足が生じる場合や給付の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう県より財政安定化基金の資金の借り受けに対して拠出する。	積立額	円	0	借入れ額	円	0			
458	高齢者福祉	老人福祉法施設指導事務	茨城県より老人福祉法に基づく事務の権限移譲を受け、介護保険事業の老人居宅生活支援事業及び老人デイサービスセンター等に関する届け出の受理、市内にある特別養護老人ホーム等への立入検査、有料老人ホーム管理運営の指導及び立入検査を実施。	検査	箇所	2	特別養護老人ホーム	箇所	2	サービス付き有料老人ホーム	箇所	0

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
474	高齢者福祉	地域医療介護総合確保基金事業	笠間市地域医療総合確保基金事業補助金交付要綱の規定により、本市の計画に定める介護施設等の整備に関する事業に対し補助金を交付する。 ・施設整備 ・施設開設準備経費	公募による事業者の選定	件	0	事業所の整備	件	1			
475	高齢者福祉	介護保険事業計画策定事業	第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（R6～8年）を策定する。 介護保険法第117条により、3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。 なお、高齢者福祉計画と密接な関連性を持つことから一体的に定める。 予算は、一般会計 高齢者福祉計画策定事業費と折半する。	計画策定委員会開催数	回	0						
476	高齢者福祉	特例居宅介護サービス計画給付事業	指定居宅介護支援事業者以外の基準該当事業所による居宅介護支援を受けたとき等、居宅介護サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用（基準額）の全額を									
477	高齢者福祉	特例特定入所者介護サービス事業	基準に市が定める額を償還払で支給する。 介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護サービスを受けたとき等、特定入所者介護サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、									
478	高齢者福祉	特定入所者介護サービス事業	負担限度額を超える額を償還払で支給する。 要介護者が、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの介護サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方（利用者負担第1段階から	適正給付率	%	100	負担限度額認定者数	人	829			
479	高齢者福祉	特例特定入所者介護予防サービス事業	第3段階までの者）にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため介護給付をおこなう。 介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護予防サービスを受けたとき等、特定入所者介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、									
480	企業誘致	安居工業地域整備推進事業	負担限度額を超える額を償還払で支給する。 本地区は市の南東部に位置し、市の都市計画マスタープランにおいて、恵まれた交通利便性を背景に多様な産業の立地集積を目指す地区として位置付けており、適正かつ合理的な土地利用と周辺環境と調和した街並みを形成するため「安居・押辺地区地区計画」を定めている。平成25年度に策定した「安居工業地域整備基本構想」に基づき、道路等の基盤施設の計画的な整備を行い、良好な市街地環境を創出する。	新規進出事業者	社	0	地域内企業の地元雇用者数	人	0			
481	企業誘致	企業立地促進事業	・事業概要：企業誘致にかかる支援制度を創設し、企業立地を促進する。 ・事業内容：①企業立地促進事業補助金（設備投資にかかる経費への補助金）と②水道料金支援補助金並びに③下水道使用料支援補助金の交付事業。②③については、令和元年度末までに土地の譲渡契約をした者が対象。 ・特定財源：無（昨年度までは、企業立地促進基金繰入金） ・過去の経緯：令和元年10月より、補助限度額を引き下げている。最大5億円→2億円。	支援制度活用件数	件	3						
482	企業誘致	企業誘致推進事業	・事業概要：企業立地を促し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図る。 ・事業内容：「重点」茨城中央工業団地（笠間地区）などの産業用地を中心に企業立地を促すため、優れた交通ネットワークの充実や首都圏に近い地理的条件等の優位性をPRし、新たな産業拠点の形成を推進する。 ・特定財源：無	市外企業等へのPR数	社	500	市外企業訪問数	回	20	企業引き合い数	社	10
483	企業誘致	企業立地促進基金事業	・事業概要：企業誘致にかかる支援制度（補助金）の財源として、基金を創設し適切な管理・運用に努める。	基金の運用回数	回	1	基金の積立回数	回	1			
484	企業誘致	（一財）笠間市開発公社運営事業	「重点」 ・事業内容：市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努めて、市民生活の向上に寄与するため、工業・住宅・公共用地等の造成・分譲を実施する。	東工業団地引き合い数	社	0	成約件数	件	0			
485	企業誘致	既存企業支援事業	「重点」 ・事業内容：市内で活動する既存企業からの事業所拡張や市内移転等の相談を関係各部署と調整しワンストップサービスでの対応を図る。 また、既存企業との交流を深めるため「がんばる企業応援連絡会」を組織し、行政と企業及び企業間の連携を図る。	市内企業訪問数	回	0	市内企業PR支援件数	件	0	市内企業情報提供件数	件	0
486	雇用・労働環境	自衛隊事務	法定受託事務として処理することとされている自衛官の募集事務を行い、自衛隊と一般市民との相互理解を深めるとともに、自衛隊の健全な育成発展に寄与する。	広報回数	回	5	入隊者数	人	8			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
487	雇用・労働環境	自衛官募集事務（笠間支所）	自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え組織の精強性を維持する上で極めて重要であることから、募集に関する広報宣伝事務の推進を図る。									
488	雇用・労働環境	自衛官募集事務（岩間支所）	自衛官の募集が自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維持する上で極めて重要であるため、募集に関する広報宣伝事務を推進している。	視察研修	回	0						
489	雇用・労働環境	雇用対策事業	市内民間事業所での就業促進をはかるため、事業者と学生のマッチングを促進するためのマッチング専用サイトの運営を実施する。 また、高校生とのマッチング機会を図るため、市内高校での企業説明会を開催する。 建設業界で活躍できる人材育成を支援するため、笠間地区建設高等職業訓練校協会に対して助成する。	事業調整会議の開催	回	5	職業訓練校協会補助件数	回	1	就職企画開催数	回	2
490	雇用・労働環境	創業支援事業	笠間市商工会や茨城県中小企業振興公社等の創業支援関係機関と連携し、創業希望者の一元管理による手厚い支援とするため、平成27年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、窓口相談や創業塾の開催等による支援を実施するとともに、若者や女性をはじめとした移住定住を視野に、ものづくり作家の創業希望者、第二創業希望者等を支援する。 市内で新たに創業する事業者に向けて、補助金を交付する。	相談受付人数	人	20	笠間市創業塾実参加者数	人	8			
491	観光	笠間の家活用事業	指定管理者制度により、地域活性化を図るための拠点として、都市住民と市民及び市内作家の交流が行える施設として活用する。	開館日数	日	272	企画展開催数	回	63	入場者数	人	3,071
492	観光	工芸の丘管理事業	指定管理者制度を活用し、地場産業の振興、体験型施設、観光情報発信機能として整備された施設の魅力を更に高める。	植栽管理面積	㎡	58,306	工芸の丘売上額	円	201,359,923	利用者数	人	97,300
493	観光	駐車場管理事業	自家用車等で訪問する市民及び観光客のために駐車場の維持管理を行う。 ・荒町駐車場 110台（大型可） ・稲荷駐車場 150台（大型可）	維持管理費用	円	4,888,377	年末年始荒町駐車場駐車台数	台	3,018	年末年始荒町駐車場駐車料金	円	1,505,500
494	観光	菊栽培所管理事業	市営菊栽培所の運営及び管理に関する業務を行い、菊まつりに展示する各種の菊を計画的に栽培する。	菊栽培数	鉢	2,000	菊栽培講習会	回	0	市民菊花展参加者数	人	9
495	観光	石の百年館管理事業	笠間の重要な地場産業である稲田石の振興、観光交流の促進及び地域活性化を図るためＪＲ稲田駅隣接地に「観光交流センター 石の百年館」として、Ｈ26年3月に開館した。 館の運営管理費や企画展などを開催し地場産業ＰＲの場として活用する。	催事参加者数	人	91						
496	観光	観光動態調査事業	茨城県からの委託により、笠間市内の観光拠点において、観光客入込数や観光客の動向を分析するための資料として、年齢・人数・出発地などを調査する。 ○調査地点 ・笠間稲荷神社 ・あたご天狗の森 ・笠間工芸の丘 ・笠間日動美術館 ・茨城県陶芸美術館 ○調査員の手配及び調査資料による分析	入込観光客数	人	2,635,400						
497	観光	観光周遊バス運行協議会事業	協議会加盟団体と連携し、市内観光の周遊促進を図る。 ○1回乗車につき 100円 ○1日フリー乗車券 300円 笠間市内観光周遊バス運行協議会 構成団体：笠間市・日動美術館・笠間稲荷神社・茨城県陶芸美術館・笠間工芸の丘・笠間観光協会・笠間ショッピングセンター・道の駅かさま 各観光施設の維持管理を行う。	運行日	日	316	運行数	便	7	利用者数	人	17,227
498	観光	観光施設管理事業		維持管理費用	円	7,308,920						
499	観光	観光協会強化促進事業	観光事業の振興と健全な発展を図り、笠間市に観光客を誘致し地域経済の発展に資するため、観光協会の育成強化を推進する。	事業収益	円	212,560,368	協会員数	人	330			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
500	観光	観光戦略推進事業	戦略的な観光政策を推進するため、観光振興基本計画の進行管理を中心に、観光関係事業者の連携強化を図る。 第2次計画の指標となる各種調査、関係会議を開催するもの。 ○関係事業者連携会議や講演会の開催 ○教育旅行及び民泊の推進	観光情報WEBアクセス数	件	120,253						
501	観光	ヴァーチャル観光案内システム運営事業	ヴァーチャル観光案内システムの運営及び利用促進を図る。	デジタルサイネージ利用者数	人	299						
502	観光	かさまコンシェルジュ事業	市内外での観光キャンペーンへの参加や、観光案内業務、観光啓発活動を行うことで、PRの推進・観光客受け入れ環境の整備・市民主役の観光まちづくりを図る。 ○業務委託の締結・委託料の支出・運営（観光PR・観光案内所・観光啓発活動） ○観光マイスター等の取得や各種研修参加によるコンシェルジュの参加による研修	派遣人数（観光案内所運営を除く）	人	64	キャンペーン日数	日	50	利用客数（観光案内所）	人	17,542
503	観光	ヴァーチャル観光案内システム導入事業										
504	観光	観光PR戦略事業	笠間の知名度アップと新規観光客の拡大を目的に、観光協会及び観光関連団体と連携のもと、観光事業を展開する。また、通年型チラシや観光パンフレットを作成し、県内外にPR活動をし、誘客に努める。 ○通年行われるイベント、特に春のつつじまつり、秋の菊まつりにおいて旅行会社、新聞社、放送局等を訪問し、PRすることにより観光客の誘客を図っていく。 ○笠間観光協会に一部の業務を委託 ○非常に好評であった情報誌「笠間ジマン」の最新号を発行し、周辺自治体から誘客を図る。	入込観光客数	人	2,635,400						
505	観光	フィルムコミッション事業	笠間市の豊かな自然、歴史的建造物、公共施設等を市ホームページや茨城県フィルムコミッション推進室との連携を図りながら紹介し、魅力を発信することにより、テレビ・映画等での使用を推進し、笠間市のPRを図っていく。 ○テレビ・映画等のロケハン同行 ホームページでのロケ地の紹介 ○茨城県フィルムコミッション推進室との連携 ○ロケ地を生かした誘客促進	ロケ同行日数	日	61	FC関係経済効果	円	4,641,000			
506	観光	連携中枢都市圏構想推進事業（観光課）	連携中枢都市形成に向けて事業を展開する。									
507	観光	筑波山地域ジオパーク推進事業	本市を含む筑波山周辺地域について、本地域の地質、自然環境、歴史文化等に関する教育及び学習の振興、並びに観光産業等における付加価値化を図り、経済を含めた地域の活性化を図るため、 本市の外5市（つくば市、土浦市、石岡市、桜川市、かすみがうら市）等で連携するジオパークを推進する。 また、令和2年度に再認定されたため、さらなる連携強化を図り、ジオパークの継続を推進する。	ジオパーク啓発活動	件	14	ジオ関連施設訪問者（石の百年館来訪者数）	人	3,780			
508	観光	広域観光推進事業	周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源と笠間市内の優れた観光資源を紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る。 【参加団体】 笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会、かさましこ観光協議会、水戸・笠間・大洗・ひたちなか観光協議会、漫遊いばらき観光キャンペーン協議会、いばらき県央地域観光協議会、 茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会、茨城県公園間交流連携促進協議会	入込観光客数	人	2,635,400						
509	観光	市内誘客促進事業	市内誘客を図るための事業を展開する。									
510	観光	市内誘客促進事業	もんぶらりマップを活用した市内誘客の促進を図る。	応募者	人	0						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
511	観光	菊まつり事業	平成19年に100回を迎えた菊まつりを市民参加型の永続的な催しに発展させることを目的に関係団体や協賛企業の事業と連携して、菊花を取り上げたイベント等を充実させながら、より一層市民全体を上げて の菊まつりとして開催する。 産官学連携による菊装飾を行うことにより活性化を図り、また、台湾との菊による交流も深め誘客を推進する。協議会によるテレビ・新聞社・旅行会社等へのキャンペーンを行い、観光客の誘致に努める。 ○笠間の菊まつり連絡協議会での企画及び観光客の誘致協議 ○市内の菊装飾及び管理（10月中旬～11月下旬） ○まつり関連業務委託の締結	開催期間	日	32	入込客数	人	727,000			
512	観光	笠間ファン倶楽部推進事業	笠間市に対する理解や関心を深めるための各種情報や特典等を提供して「笠間ファン」を増やすことにより、本市を広く宣伝し、イメージアップ、観光客誘致、定住化等につなげ、産業振興や地域活性化を推進することを目的とする事業。 主な事業は、会員情報の管理、登録店情報の管理、年2回の通信発行、各種情報発信。 ※令和2年10月1日現在　会員数1,777名 沿革／ ・平成16年12月「笠間ファン倶楽部通信」創刊。会員募集開始 ・平成23年度、有料会員制度導入。会員特典として特産品を送付 ・平成27年度、有料会員制度を廃止し、ふるさと納税制度と連携。無料会員一本化 ・平成28年1月及び29年1月、笠間市成人式にて「笠間ファン倶楽部通信特別号」発行 ・平成28年度、笠間ファン倶楽部公式ホームページをリニューアル	情報発信数 （ホーム ページ・ フェイス ブック	回	10						
513	観光	外国人旅行者受入事業	外国人旅行者の受入態勢を整え快適に滞在できる観光地を目指し、観光客の増加を図るため、多言語によるパンフレット等を作成し、市内観光施設の受け入れを図る。 また、開設された台湾事務所と連携をとり、誘客の推進を行う。	会議数	回	2	観光案内所 外国人利用 者数	人	63			
514	地場産品	地場産材活用促進事業	笠間市で産出された資源を建築資材として使うことにより、地産地消を促し地場産業の活性化を推進する。 「重点」地場産材を使用した住宅等の工事費や材料費の一部を補助 ○対象地場産品：稲田石、笠間焼　○対象建築物：市内の住宅及び店舗等　○対象事業：新築、増改築、リフォームにおいて、地場産材に係る工事費が10万円以上の工事 ○補助率：対象となる工事費の2分の1　○補助限度額：30万円	申請件数	件	3	交付件数	件	3			
515	地場産品	地場産業支援事業（稲田みかげ石振興）	稲田石材商工業協同組合の機能強化支援と、地場産業である稲田みかげ石の振興を図るため、PR活動を実施するとともに、石材業に携わる技術者の育成を支援する。 「重点・新規」 ・石材業技術者育成支援事業補助金 石材業に携わる技術者の育成を支援し、地場産業である石材業の振興を図ることを目的として、技術者の育成にかかる技能講習・技術検定の費用を対象に補助金を交付する。	調整会議開催数	回	2	補助金活用 件数（技術 者の育成支 援）	件	0			
516	地場産品	地場産業支援事業（笠間焼振興）	国の伝統的工芸品の指定を受けている笠間焼の振興を目的に関係機関と連携し、販路開拓の促進と観光資源としての活用も視野に入れた支援を実施する。 また、市内で創業する陶芸家をはじめとした担い手育成を推進するために、笠間陶芸大学校の学生やその卒業生を対象とした補助金を交付することで、人材育成を含めた活性化を図る。 「重点・新規」 笠間焼が2022年に誕生250年を迎えることから、改めてこれまでの歴史に感謝しながら、将来のさらなる産地の発展につなげるため、柔軟な発想をもった「笠間焼誕生250年祭」記念事業を実施する。	PR事業数	回	6	補助金活用 件数（後継 者育成に限 る）	件	22			
517	地場産品	地場産業支援事業（笠間陶芸修行工房）	茨城県立笠間陶芸大学校の卒業生を対象に、陶芸家として創業するまでの準備期間に利用できる作業場及び作陶設備を貸し出すことで、技術習熟の機会を与え、市内への定住・創業を促すことを目的とした事業。 ・若手育成プラン 月額25,000円で作業場を貸し出す。年間12回分の窯使用料が無料。	広報	回	4	工房利用登 録者数	人	4			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
531	農林業	農林業災害対策（台風24号）特別措置事業	平成30年台風第24号による損失等を受けた農林業者及び農林業者が組織する団体に対し、助成措置や融資を円滑にする措置を講じて、農林業経営の安定に資する。 平成30年の台風24号により被害を受けた農業者で、施設の補修等に資する資金として農協系融資機関から借入したものに利子助成をすることにより、被災者の金利負担を軽減し、経営の再建を図る。 貸付金利0.5%のうち、県が農協に0.25%の利子助成を行い、市は0.25%を助成する。事業費：2,571,233円（令和5年度までの助成）	利子助成件数	件	1						
532	農林業	農作物等災害助成対策費補助金交付事業	令和元年台風第19号による損失等を受けた農林業者及び農林業者が組織する団体に対し、助成措置や融資を円滑にする措置を講じて、農林業経営の安定に資する。 令和元年の台風第19号により被害を受けた農業者で、施設の補修等に資する資金として農協系融資機関から借入したものに利子助成をすることにより、被災者の金利負担を軽減し、経営の再建を図る。 貸付金利0.5%のうち、県が農協に0.25%の利子助成を行い、市は0.25%を助成する。事業費：460,000円（令和4年度まで助成）	利子助成件数	件	1						
533	農林業	笠間市飼料稲利用組合運営事務	国の戦略作物の1つである飼料用稲の生産拡大にあたり、耕種農家と酪農をはじめとする畜産農家との調整を行い稲発酵粗飼料の利用増進と耕畜連携による資源循環型農業を進める。	情報提供数	回	0						
534	農林業	長寿命化対策事業	概要：農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などのリスク管理に資する取組を実施する。 実施要件：交付対象事業1地域当たりの事業費の合計が2,000,000円以上となること。 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が2人以上であること。 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること。 負担割合：国50.0%・県14.0%・市13.0%・地元23.0% 事業期間：令和3年度から令和5年度まで									
535	農林業	会長関連事務・視察研修等事業	農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修を行い、基本的な知識の習得や変化する農業行政に対応し、地域農業の発展に寄与する。	農業委員・推進委員の研修会	回	1	農業委員・推進委員の研修参加者	人	4			
536	農林業	水田農業推進事業	米政策を農業者や集荷業者等に周知徹底を図るとともに、担い手への土地利用集積、集落営農の実践等を推進し、水稻等の生産振興及び産地化を促進する。 （1）米政策の周知徹底及び推進 （2）水田農業の担い手育成（集落営農組織等）	転作奨励金	千円	32,870						
537	農林業	使用済農業用プラスチック適正処理対策事業	使用済農業用プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられており、処理にかかる農家負担の軽減を図り使用済農業用プラスチックの円滑な回収を推進し、施設園芸の経営安定と農村環境の保全を図る。 農業用の使用済ビニール、ポリエチレンの処理業務を農家から委任され、処理業者が回収し処理料・運搬料を負担金として支払う。	回数	日	1	処理量	t	12	利用農家数	人	61
538	農林業	農業振興地域整備促進事業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の定期的な変更（随時見直し）等を行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべき優良な農用地の確保と農業施策の計画的実施を推進する。 農業上の土地利用の展開を図るべき農用地区域の設定及び農業生産基盤の整備計画や農用地等の保全計画などの方針を策定し、農地の利用集積などによる農用地の効率的な利用を促進させ、農業経営基盤の強化を図り、より安定的な生産活動を推進する。	農業振興地域整備促進協議会の実施	回	3						
539	農林業	畜産業推進事業	家畜防疫及び衛生面に関する飼養管理の徹底を呼掛け、茨城県と連携し組織的な対応が必要な疾病の流行防止対策を推進することで、家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産に資する。	情報提供数	回	57	農家巡回数	件	91	家畜伝染病発生予防対策実施数	件	49
540	農林業	担い手対策強化促進事業	新規参入者及び農業後継者の確保を目指し、農業後継者の研修、機械等整備、生活に対する支援を行い、農業後継者の育成を図り地域農業の担い手の育成及び定着を推進する。	補助事業の情報提供数	1回	1						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
541	農林業	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全のため環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行う。 補助単価 14,000円/10a（有機農業）・12,000円/10a（有機農業）・6,000円/10a（カパークロップ）・4,400円/10a（堆肥）※有機農業は取組内容により単価が異なる。 負担区分 国：1/2 県：1/4 市：1/4	周知活動	回	1	事業確認	回	4	環境保全型農業の実施面積	m ²	2,704
542	農林業	農地利用最適化推進事業	遊休農地について、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進を推進していくため、地図、航空写真、農家台帳、農業振興地域、土地改良区、用途地域等の情報を一元化し、タブレットの活用により農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールや農地利用の最適化を進めていくための効率的な運用を図る。 また、農地転用に関する各種申請に対し、適切な審査、許可業務を行うためには、必要なシステムである。 令和2年度に施行された「防災農業用重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、「防災重点農業用ため池」に指定したため池の劣化状況評価を実施する。	農地面積	ha	5,999	利用意向調査対象地	筆	4,473	利用意向調査通知者数	人	2,240
543	農林業	農村地域防災減災事業（不動谷津池）	令和2年度に施行された「防災農業用重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、「防災重点農業用ため池」に指定したため池の劣化状況評価を実施する。									
544	農林業	鳥獣飼養・有害鳥獣捕獲事務	鳥獣飼養事務は、環境保全課所管。 （飼養許可申請は、メジロの許可更新している方が平成30年11月までで最後になり、市内の許可件数は0件になった。） 有害鳥獣捕獲事務は、平成26年4月に環境保全課から農政課に所管替えになった。 5、7、9月が有害鳥獣の捕獲期間となっている。	電気柵設置数	件	39						
545	農林業	主要農産物総合支援事業	小菊、栗、梅など県内有数の産地であるものの、品質に対する評価、面積あたりの収穫量、産出額は低い状態にある。こうした現状を打開するため、労働生産性を高めるための農業生産基盤の整備、儲かる農業を展開する。 【現行】 【拡充】 県補助（儲かる産地支援事業）補助率：事業費の1/3以内 県補助（儲かる産地支援事業）補助率：事業費の1/3以内 市補助（主要農産物総合支援事業）補助率：事業費の1/6以内 市補助（主要農産物総合支援事業）補助率：事業費の1/3以内 ※県補助の対象とならなかったものについては、市補助についても対象外。 ※スマート農業技術の導入に限る。県補助の対象とならなかったものについても、市単独で補助する。	事業内容確認	回	2						
546	農林業	鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣による被害が深刻化している中、被害防止対策の抜本強化を図るため個体数調整、被害防除を総合的かつ計画的に実施する。農作物等への被害軽減を図るため、「笠間市鳥獣被害対策実施隊」による捕獲活動を実施し、効果的な防除対策を図る。 鳥獣被害防止総合支援事業補助金 事業内容：笠間市鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動、農作物の被害状況及び防除状況実態調査 補助率：県10/10（整備事業・鳥獣被害対策実施隊経費・被害防除費・被害状況調査費）市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。	捕獲頭数（イノシシ）	頭	111	捕獲羽数（カラス）	羽	237	捕獲頭数（ハクビシン）	頭	20
547	農林業	遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業	地方創生応援税制を活用して行う事業で、市から事業を委託する笠間市農業公社が、生産者等から管理が行き届かない栗畑や遊休農地を借り上げ、植栽、改植、剪定等を実施し、生産拡大と品質・サイズ別出荷を推進する。	寄付者数	件	4	借入面積	ha	16	収穫量	kg	18,800
548	農林業	鳥獣被害防止地域支援事業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進する。 ・わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入助成。 ・農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ助成。 ・捕獲処分したイノシシに対して、1頭10,000円の補助。	イノシシ捕獲数	頭	302	電気柵設置件数	件	48	被害面積	a	4,500

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
549	農林業	新規需要米流通助成事業	新規需要米(飼料用米・飼料用稲)は、人的資源（水稲生産技術）、物的資源（既存の施設機械、J Aからレンタル）を活用でき、湿田等の土地条件でも作付けできることから、重点作物に位置づけている。 畜産農家の利用促進をすることで、集落営農組織の経営安定につながる。新規需要米への流通助成を実施することは、地域農業全般の振興に貢献する。 補助対象者：飼料用米生産者、笠間市飼料稲利用組合（畜産農家） 補助率：2,000円/10a（飼料用米）、4,000円/10a（飼料用稲） 積算根拠：飼料用米集荷業者取扱手数料相当額（2,000円/10a）、飼料用稲運搬経費相当額（生産量9㍗/10a 運搬代900円/㍗-㍗×9㍗-㍗/10a=8,100円/10a）	取引条件の情報提供	回	5						
550	農林業	アグリビジネス促進事業	笠間産農産品等を農業、商工、観光など多様な分野の事業者と連携し、新たな商品開発、販売促進などの事業を実践するとともに6次産業化などのアグリビジネスに取組み農業経営の発展を図る。	カサマルシェ開催	回数	3	アグリビジネス推進大会参加人数	人	0	旬農産物加工講習会参加人数	人	0
551	農林業	地場農産物振興拡大事業	市内で生産される優れた農産物や加工品のブランド化や地産地消に取り組むことにより付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上につなげ、地域農業の競争力強化及び発展を図る。	料理教室開催回数	回	0	栽培講習会の回数	回	4	栽培講習会受講生数	人	185
552	農林業	連携中枢都市圏構想推進事業（農政課）	【新規】連携中枢都市圏構想に基づき、いばらき県央地域連携中枢都市圏（水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）の長期的な将来像の実現に向けて相互の役割分担のもと、連携して取組を推進していく。農業の分野では、先進的技術の導入、地域ブランドの育成・販路拡大など、地域資源を活用した産業振興に取り組む。									
553	農林業	経営体育成基盤整備事業（友部小原地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の小原、南友部地内の老朽化した用排水路施設や農道整備等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 令和4年度：事業完了	役員会	回	2	関係機関との調整	回	2	整備進捗率	%	99
554	農林業	経営体育成基盤整備事業（友部中央地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水施設や農道等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 概算総事業費：8億2千万円 事業期間：平成30年度から令和7年度まで 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：35.3ha	役員会	回	3	関係機関との調整	回	3	整備進捗率	%	65
555	農林業	市単土地改良事業	全地区の土地改良区において、台帳に記載されている市で対応すべき、ため池や水路の維持管理に係る事業費。	地元調整	回	8	整備完了地区	箇所	3			
556	農林業	水利施設等保全高度化事業	経営体育成基盤整備事業より水利施設等保全高度化事業へ事業名変更。 県営事業により、老朽化した用排水施設の再整備事業（押辺・安居地区） 令和3年度事業採択 総事業費：10億5千7百万円 事業期間：令和3年度から令和9年度まで（予定） 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：108.2ha									
557	農林業	経営体育成基盤整備事業（随分附地区）	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水路及び農道等の県営事業による再整備。 概算総事業費：5億3千万円 事業期間：平成28年度から令和4年度まで 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：26.9ha	役員会	回	3	関係機関との調整	回	3	整備進捗率	%	99
558	農林業	経営体育成基盤整備事業（石井・来栖・稲田地区）	【重点・拡充】 未整備である農地、用排水施設及び道路などの施設を総合的に整備する区画整理事業。 令和4年度事業採択予定 概算総事業費：22億円 事業期間：令和4年度から令和12年度まで（予定） 負担割合：国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積：74.1ha	地元役員会	回	6	地元調査	回	1			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
559	農林業	中心経営体農地集積促進事業	・県営土地改良事業事業において整備した農地を担い手への集積、集約化を促進するため、中心経営体への農地集積率に応じて整備事業費の一定割合を「補助金」として交付し、受益者の負担軽減を図る。 負担割合：国1/2　県1/3　市1/6 （北川根地区・友部市原地区）　令和3年度～令和4年度 （友部小原地区・随分附地区）　令和4年度～令和5年度									
560	農林業	森林整備事業	森林環境譲与税を「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることで、手入れが十分に行われてこなかった森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を行う。	森林整備面積	ha	3	森林経営管理制度	ha	0	意欲と能力のある林業経営体	団体	2
561	農林業	農地中間管理機構関連整備事業	【新規】 農地中間管理機構を活用して集積した農地について、県営事業で農地整備を行う。 事業年度：令和2年度から令和7年度まで 総事業費：3億5千9百万円 受益面積：南友部地区　14.2ha	関係機関との調整	回	6						
562	農林業	経営体育成基盤整備事業（大洲地区）	未整備である農地、用排水施設及び道路などの施設を総合的に整備する区画整理事業。 概算総事業費：9億6百万円 事業期間：令和2年度から令和7年度まで(予定) 負担割合：国50%　県27.5%　市10%　地元12.5% 受益面積：31.9ha	地元役員会	回	19	地元調査	回	19			
563	農林業	石岡台地用水事業	昭和27年用水事業計画が制定され、その後38年に「石岡台地土地改良事業推進協議会」、43年には「石岡台地土地改良区」が設立、45年から国営石岡台地農業水利事業に着手、平成元年に国営事業が完了した。現在は、関係7市町村は、これまでの国営かんがい排水事業の負担金及び基幹農業用水施設の維持管理費を分担して支出している。　受益面積6市1町　6873.7ha　市内受益地　549.3ha	推進協議会	回	3						
564	農林業	林道維持管理事業	既設林道の維持管理を行う。　路線数　17路線　延長　33.4km	補修工事件数	件	5						
565	農林業	多面的機能支払交付金事業	農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会の共通資本である。しかし、これらの資源は、農業従事者の高齢化や混住化などにより集落の機能が低下し、適切な保全管理が困難になっている。このような状況に対応するため、農業者だけでなく農業を営んでいない住民も含めた組織を立ち上げ、これらの資源の適切な保全管理を行うための活動支援を行う。 対象農地：農振農用地　事業実施主体：農家及び非農家から構成される組織（市が認定するもの） 対象組織：44組織（令和4年度）	地元・関係機関調整	回	0	事業説明会・研修会	回	0	活動報告会	回	1
566	農林業	林業振興事業	森林整備や治山事業の推進、林業関係団体との連絡調整を行い、森林基盤の拡充に努め地域林業の振興に資する。	届出件数	件	4	補助金	千円	652			
567	農林業	いばらきの森普及啓発事業	令和元年度をもって、市町村に対する補助が廃止。 森林湖沼環境税の意義や当税を活用した事業の実績・成果及び森林・林業・木材産業の重要性に関する情報発信などの普及啓発活動 補助率：100%（限度額250千円）	普及啓発活動	回	0						
568	農林業	森林クラウドシステム事業	県、市町村、林業事業体等が県内の森林、林業にかかる地図台帳情報を効率的に保管等できるよう、一元的に管理することを背景に、森林整備に必要な様々な情報をひとつのデータベースとして構築し、関係者が常に同一の情報を共有することが可能となる情報システム。	会議	回数	1						
569	農林業	土地改良区事業	旧友部町から継続で負担しているもので、公共用地とするための農業用ため池の埋め立てや都市下水路整備に伴い、水源補償のため設置した深井戸電気料金。また、土地改良事業運営協議会への人件費補助及び土地改良施設改修のための補助を行っている。	人件費補助	団体	1	電気料負担	地区	2	組織基盤強化	式	1
570	農林業	霞ヶ浦用水事業（臨時）	霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川などから用水を取得し、農業用水、水道用水及び工業用水を合わせて供給する総合用水事業である。当市は、農業用水を安定的に供給する体制を確立し、産業基盤の充実のため、事業の推進を図っている。 事業は、水資源機構、農林水産省、茨城県、霞ヶ浦用水土地改良区が連携を図り総合的に事業を展開している。 平成20年度：国営事業前線完了 平成21年度：国営管の基幹水利施設管理を13市町（代表下妻市）が行っている。 県営管（霞Ⅲ期）事業が開始。	地元役員調整	回	5						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
571	農林業	霞ヶ浦用水事業（経常）	霞ヶ浦用水事業は、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山を通過して、各受益地(13市町)へ配水する施設を造る事業で、地域の要請に即した多面的な土地利用・機械力の導入などを可能にし、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資するものである。なお、当市では、本戸地区と友部地区を受益地とし安定的な用水確保を進めている。現在は不動谷津池(小原)に着水し、北川根地区まで管敷設工事が完了している。	地元役員打合せ	回	5						
572	農林業	森林管理システム事業	維持管理に係る市町村負担金 経営管理されずに放置されていた森林を活用し、地域経済の活性化や間伐手遅れの森林の解消、伐採後の再造林を促進し、地域住民の安全、安心に寄与することなどを背景に、市が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐシステムを構築する。									
573	農林業	農道維持管理事業	農道の調査や整備に係る事務、既存農道の維持管理及び補修工事を行う。	資材支給件数	件	2	要望に対する実施率	%	100			
574	農林業	土地改良推進事業	路線数 515路線 延長 93,368m 土地改良事業の推進を図るため、関係機関との連絡調整など総括的な事務を行う。	施設改修助成	件	22						
575	農林業	農地災害復旧事業	地区として公共性のある農業用施設の整備改修に関する補助を行う。	復旧工事地区	地区	0						
576	農林業	県単土地改良事業	県営事業で実施する農業用施設の改修工事に対する補助。 笠間地区土地改良区：用水機場操作盤更新工事（来栖地区） 田利基盤整備組合：用水機場ポンプ更新工事（本戸地区）	地元調整	回	3						
577	農林業	中山間地域等直接支払事業	耕作に不利な中山間地域の耕作放棄地発生防止など、農業生産活動が持続できるよう集落において共同活動に継続支援する。 対象組織：2組織（令和4年度）	協定参加人数	人	43	協定参加面積	m ²	196,966			
578	農林業	生き生き菜園はなさか事業	自然・健康志向、食の安全安心、野菜づくりを通した生きがいがづくりなどの住民ニーズに応えるため、市民農園を整備し利用促進することで、市民が気軽に栽培活動に取り組める環境づくりを行うとともに、耕作放棄地の有効活用を図る。 ○平成19年4月開園 ○施設概要 1区画30m ² 、全84区画、利用料10,470円／1区画、付帯施設：農機具倉庫、水道施設、トイレ、他 ○平成23年度より管理運営業務を一部委託	交流会(共同作業)	回	2						
579	農林業	(未定) クラインガルテン整備事業	笠間クラインガルテンの快適な施設環境を維持するため、必要な整備を行う。	ラウベの修繕	棟	1						
580	農林業	森林環境整備基金事業	森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために基金に積み立てる。									
581	農林業	農業振興事業	農業振興事業推進に係る事業の展開を図る。 ・事業推進に係る消耗品費、各種研修旅費 ・関係団体への負担金									
582	商業	ふるさとまつり事業	【ふるさとまつり】地域の産業振興とPRにより活性化を図ることや地域で活躍する市民団体のPRを目的とした事業として、商工会、農協、社会福祉協議会などの各種ボランティアの共催により、毎年秋の2日間にイベントを行う。 【バザールdeいわま】岩間駅前の活性化と商工業の振興を目的に毎月第2日曜日（年12回）に地域交流センターいわま「あたご」でバザーを実施する。	実行委員会数	回	5	運営委員会数	回	10			
583	商業	商店街活性化事業	市街地内の活性化に向けた事業として、市街地内において商業を中心とした活性化事業に取り組んでいる。笠間地区については、旧笠間市で策定した中心市街地活性化基本計画に基づき笠間市商工会を中心に商店会と連携した事業を実施している。	市街地活性化推進事業対象事業数	事業	1	商店会活動支援事業数	事業	4			
584	商業	笠間たばこ販売組合補助事業	茨城たばこ販売協同組合笠間支部は、市の税収（たばこ税）に貢献するため販売に努力する（販売促進活動）とともに、未成年者喫煙防止事業・喫煙マナー向上事業・喫煙環境整備事業等を行っている。市は、この組合活動が円滑に行われるよう補助を行う。 なお、かつては「笠間たばこ販売協同組合」であったが、組合員減少（組合費減収）を理由に平成27年1月1日に（上部組織である）茨城たばこ販売協同組合と合併。日立たばこ販売協同組合、大子たばこ販売協同組合も同日に合併し、以降「茨城たばこ販売協同組合笠間支部」として活動している。	清掃活動に対する労務支援回数	回	3						
585	商業	中小企業金融支援事業	笠間市内中小企業者に対する事業融資と、これに関する保証を強力にあっせんすることで、笠間市内中小企業の金融の円滑化を図り、もって健全なる企業活動の発展を支援する。	自治・振興金融審査会開催回数	回	12	笠間市中小企業事業資金利子補給金申請窓口	日	0			
586	商業	商工会補助事業	地域経済団体である商工会への補助を通じて、健全な商工業者の育成・支援を図り、ひいては地域の活性化に資する。	商工会関連補助事業数	事業	2	商工会関連補助事業金額	千円	29,701			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
598	学校教育	原子力・エネルギー教育支援事業	原子力・エネルギーに関する教育の推進や平成11年度のＪＣＯ臨界事故を契機として県が交付金を創設し、市町村が行う、原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教員等について必要な教育支援を行う。主に発電実験器具及びエンジンキットなどを購入しエネルギーに関する教育を行う。	エネルギー関連実験器具数	個	10	小中義務教育学校数	校	16			
599	学校教育	教育委員会事務局運営事務	教育委員会が所管する一般職非常勤職員の社会保険・労働保険料一括事務。 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行う外部評価委員会の開催。									
600	学校教育	学校運営事務	学校運営を図るために必要な事業の展開。									
601	学校教育	公営住宅入居者学習支援事業	R元年度より、県営福原アパート及び市営福原住宅入居世帯の稲田小・中学校に通学している小学５年生から中学３年生までを対象に、県営福原アパート集会所にて学習支援教室を開設し、 児童生徒の学力向上や学習意欲の向上を図る。	教室開設日数	日	99	参加者数	人	7			
602	学校教育	算数・数学学力向上支援事業	H18年度から実施してきた、「小中学校特色ある学校づくり事業」からH23年度「学力向上支援事業」へ事業移行し、さらに、H25年度より一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、非常勤講師を各校に配置し、複数教員が役割を分担、協力し合う授業を展開することで学力向上を図ってきた。 H31年度より「算数・数学」に課題を焦点化し「算数・数学学力向上支援講師」を配置し、児童生徒の支援にあたる。T T指導中心から習熟度別指導中心の指導体制にすることで、より個に応じた確かな学力向上を図る。	講師の配置	人	14						
603	学校教育	小学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】小学校の教育振興を図るための教材等の整備や各種補助金交付事務。 学校運営を図るための予算の配当。②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。									
604	学校教育	中学校教育振興事務	①【中学校教育振興事務】授業でのパソコンや教材、消耗品等の整備を行い、学力向上や教育環境の充実を図る。②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。 事業計画 適正な教育環境の充実整備 ①教材用備品、消耗品の整備②要綱により各種大会の参加者に学校を通じ補助する									
605	学校教育	学校基本調査事業	①教材用備品、消耗品の整備②要綱により各種大会の参加者に学校を通じ補助する統計法に基づき、文部科学省が主管となり学校に関する基本的事項を調査するものである。 学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等について、各種報告様式により各学校から報告された調書を集計し、県に報告する。	義務教育学校	校	1	小学校数	校	10	中学校数	校	5
606	学校教育	英語教育強化推進事業	国では、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成30年度から段階的に英語教育全体の抜本的充実を図る「英語教育の改革実行計画」を発表した。笠間市においても、今後ますます変化していく社会状況に対応していくため、市独自で雇用しているAET活用により、時代を担う児童・生徒に各段階を通じて英語教育を充実し、児童・生徒の英語力の向上を図る。	講師の配置	人	6	児童・生徒夏季英語研修	人	120	異文化体験生徒数	人	24
607	学校教育	スクールソーシャルワーカー配置事業	市内小・中・義務教育学校において、いじめ、不登校、暴力行為、その他学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、専門的知識を有したスクールソーシャルワーカーを任用し、巡回指導を行う。	スクールソーシャルワーカー配	人	3	相談件数	件	4,051			
608	学校教育	グローバル人材育成事業（旧AET事業）	学習指導要領の改正等に伴ない、小学校では、低中学年１０時間程度の国際理解活動、高学年では、年間３５単位時間の外国語活動において、コミュニケーション能力の素地を養う。また、中学校では、年間１４０単位時間の英語授業を中心に英語でのコミュニケーション能力育成を図る授業を行う中で、AET（英語指導助手）をJTE（日本人英語教師）の助手として小・中学校に派遣し、授業支援を行う。	１名のAETを市内小・中・義務教育学校１校	名	14						
609	学校教育	学校プール民営化事業	現在の学校教育に占める利用状況は非常に頻度が低く、スイミングスクール等の民間事業者によるサービス提供による方が設備維持経費の大幅な縮減が可能であり、併せて専門的指導者による泳力の向上を図るため	学校数	校	2						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
626	学校教育	GIGAスクール運営事業	国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人ひとりに主体的・対話的で深い学びができるように必要な環境を整える必要がある。 児童生徒 1 人 1 台端末、大型提示装置、学習系システムの運用を維持する。									
627	学校教育	中学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区2中学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安心・安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備 の整備箇所	箇所	0	給食提供日 数	日	178			
628	学校教育	コミュニティ・スクール事業	令和3年度より全小・中・義務教育学校において、学校と地域とが学校を核としながら双方向で活性化するコミュニティ・スクール制度を実施する。	学校数	校	16						
629	学校教育	教育情報ネットワークシステム 更新事業	教職員が校務に使用する笠間市教育情報ネットワークシステムの安定した運用のため、耐用年数を過ぎた機器やソフトウェア等の更新を実施する。									
630	学校教育	GIGAスクール運営事業	国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人ひとりに主体的・対話的で深い学びができるように必要な環境を整える必要がある。 児童生徒 1 人 1 台端末、大型提示装置、学習系システムの運用を維持する。									
631	学校教育	通学支援事業	児童生徒の通学に必要な経費の支援を図ることにより、保護者の負担軽減を図る。 ①路線バス、スクールバスの運行委託料 ②【通学支援事業】市内小中学校は通学区域が広く、小学校における自転車通学児童は県内最多であり、また中学校においては、ほぼ全生徒が自転車通学となり、登下校の安全を確保するため、ヘルメットの着用を義務付けしている。通学時の安全の確保と保護者負担の軽減を図るため、ヘルメット購入に対し1,300円補助する。また、バス通学等をする小学生に対して、保護者負担の軽減を図るために経費の一部を補助する。 ③【遠距離通学補助金事務】3キロメートル以上の遠距離から通学する小学校児童の通学に要する交通費であるバス定期代や自転車購入費用の一部または全部を補助することにより、通学児童の通学手段の確保と保護者の負担軽減を図る。	ヘルメット 補助児童生 徒数	人	569	遠距離通学 費補助児童 数	人	48			
632	学校教育	（前倒）友部小学校校舎整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う									
633	学校教育	（前倒）岩間第二小学校校舎整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う									
634	学校教育	教育情報ネットワークシステム 運用管理事業	教育環境の充実・教職員の校務事務軽量化のため、各学校や教育委員会とを結ぶイントラネットを使用して、笠間市教育情報ネットワークを整備してきた。 また、校務系・校務外部接続系・学習系にネットワークを分離することで、セキュリティを確保した運用が可能な整備をしている。									
635	学校教育	中学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る	中学校	校	5	義務教育学 校	校	1			
636	学校教育	特殊建築物定期報告業務（3カ年 毎）	特定財源 国庫補助金 3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する（10小学校、5中学校、1義務教育学校）の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。									
637	学校教育	中学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、中学校5校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	6						
638	学校教育	中学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、中学校5校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	6						
639	学校教育	中学校運営事務	5中学校、1義務教育学校（みなみ学園後期課程）の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。									
640	学校教育	教育委員会運営事業	教育委員会は、教育長と教育委員による合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする。地方公共団体の長から独立した機関。 合議制となっているのは、教育関係の事務が、政治的中立や安定性が強く求められることにあります。また、合議制により、地域住民の多様な意見を教育行政に反映させ、より地域に根ざした教育行政を推進してい									
641	学校教育	小学校運営事務	10小学校、1義務教育学校（みなみ学園前期課程）の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。									
642	学校教育	小学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る	小学校数	校	10	義務教育学 校数	校	1			
643	学校教育	小学校整備事業	特定財源：国庫補助金 学校施設等の環境を整備するため、小学校10校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	11						
644	学校教育	小学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区5小学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備 の整備箇所	箇所	0	給食提供回 数	回	164			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
645	学校教育	特殊建築物定期報告業務（3カ年毎）	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する（10小学校、5中学校、1義務教育学校）の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。									
646	生涯学習	社会教育事業	令和3年度、令和6年度、令和9年度、令和12年度実施予定 社会教育委員や社会教育指導員の報酬、生涯学習関係事業を行うための旅費・消耗品・負担金・団体補助金等	事業数	件	139	助成事業及びP連事業数	件	3			
647	生涯学習	笠間公民館運営事業	○公民館運営審議会においては、社会教育法第29条に規定する審議会であり、館長の諮問に応じ公民館における各種事業等の企画実施につき調査審議する。 ○窓口または電話による適正な貸館受付、貸出業務と料金徴収。 ○定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	73	有料の使用料	円	775,740	無料の使用件数	件	1,383
648	生涯学習	友部公民館施設管理事業	昭和52年に建築され、老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、定期的な点検と必要に応じての改修、修繕を実施していく。	保守点検回数	回	12						
649	生涯学習	公民館講座運営事業（友部）	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し生活文化の振興に寄与することを目的とする。	講座数	講座	13	開催数(延べ)	回	19	参加延べ人(組)数	人(組)	218
650	生涯学習	友部公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。									
651	生涯学習	岩間公民館施設管理事業	岩間公民館を、安全かつ便利に利用するための管理を行う。	利用回数(夜間)	回	98	利用人数	人	936			
652	生涯学習	各種団体支援事業	○市民文化の振興と各文化団体の育成と連携及び広く地域の文化向上を目的とした事業活動を行う。【文化連盟】	開催回数	回	0	参加延べ人数	人	0			
653	生涯学習	公民館講座運営事業（岩間）	市民の教育の向上、健康増進を図れるような講座の企画立案、講師依頼、運営実施。「子ども大学」「かさま志民大学」「サマースクール」等。	講座数	講座	17	開催数(延べ)	回	26	参加延べ人(組)数	人(組)	368
654	生涯学習	岩間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。									
655	生涯学習	友部公民館運営事業	6060窓口又は電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	50	有料の使用料	円	187,140			
656	生涯学習	岩間公民館運営事業	窓口または電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 定期利用団体との利用調整。	有料の使用件数	件	30	有料の使用料	円	134,290	無料の使用件数	件	1,226
657	生涯学習	学校施設開放事業	一般市民に開放できる、多目的室を備える、学校施設（大原小・友部中・岩間中）を開放し、地域住民の社会教育活動の場とし提供している。施設管理及び受付業務は、笠間シルバー人材センターに委託している。	施設利用者数	人	936	施設利用件数	件	57			
658	生涯学習	笠間公民館施設管理事業	笠間公民館を、安全かつ便利に利用するための、施設・設備の保守点検、法定点検及び光熱水費等の管理を行う。 また、職員退庁後の夜間貸出に係る夜間日直等の会計年度任用職員の雇用を行う。	保守点検回数	回	44						
659	生涯学習	地区公民館施設管理事業	○地区公民館における施設の快適な管理・運営を図るため施設・設備の保守・維持管理・修繕を実施する。 ・管理施設数：稲田公民館及び旧稲田付属館跡地。 ○令和5年4月から稲田公民館を、地域交流センターに移管する。	修繕箇所	箇所	14	保守点検	回/年	54			
660	生涯学習	岩間体験学習館（分校）管理運営事業	岩間体験学習館「分校」は、昭和37年に建設され、昭和57年まで学校として使用されていた。その後、分校の形をそのままに、青年会の活動拠点や地域の集会所として利用されてきた。 昭和60年に、旧岩間町と武蔵野美術大学のサークル「アトリエちびくろ」の共催による宿泊体験事業「図工教室」の活動拠点として活用され、その後、武蔵野美術大学主催事業として、夏と春に実施している。 現在は、青少年の豊かな人間形成や地域社会の活動の場として、岩間地区のみならず、笠間地区や友部地区からも利活用されている。 施設管理業務として、利用者への鍵の貸出、低木剪定、花壇管理・トイレ清掃等の軽微なものは、地元組織に委託している。	施設利用者数	人	2,158	施設の維持管理	月	12			
661	生涯学習	地区公民館施設整備事業	○地区公民館施設の経年劣化による改修工事等を行う。 ・稲田公民館の建築年数状況：平成24年12月築。 ・地区公民館数：1館 ○令和5年4月から稲田公民館が地域交流センターの移管に伴う施設の整備工事等を行う。	整備件数	件	16						
662	生涯学習	地区公民館運営事業	○地区公民館は、昭和40年代からの学校統合による土地利用や、土地改良事業の補助による施設整備により、各地区の社会教育の拠点として笠間地区に12施設が設置されている。当施設のより充実した運営を図る。 ○地区公民館数：1館 ○令和5年4月からは稲田公民館を地域交流センターに移管する。	利用回数(全館)	回	1,055	利用者数(全館)	人	11,906			
663	生涯学習	公民館講座運営事業（笠間）	○市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。 ○令和元年度より児童向け講座を「サタデーまなB e」より「子ども大学」とし、大学との連携を含めた講座として実施。 ○令和3年度より一般向け講座を「かさま志民大学」とし人材育成を含めた講座の実施。 ○夏休み児童向け「サマースクール」、高齢者向け「スマホ講座」の実施。 ○上記講座を実施するための企画立案、講師依頼、運営の実施。	講座数	講座	17	開催数(延べ)	回	27	参加延べ人(組)数	人(組)	468

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
664	生涯学習	寺子屋事業	H 2 1 年度より、学校休業日（土曜日）に学習意欲の啓発と学力向上を目的に、小学 5 ・ 6 年生を対象に笠間・友部・岩間公民館で開校。科目は国語・算数・英語・自主学習。学力診断テストや夏季特別講座を実施。	開設日数	日	42						
665	生涯学習	家庭教育事業	講師（学習アドバイザー）は小中学校の非常勤講師や退職教員等に依頼。 子ども達の健やかな成長と、家庭における教育力の向上を目指し、市内幼稚園、保育園・保育所、こども園、小・中・義務教育学校において家庭教育学級を開設（3 4 学級）。 各学級では、学級長を選出し計画を立て年 3 回程度学級を実施（講演会・視察研修・子育て講座など）している。保健センターが実施する 3 ～ 4 ヶ月児相談時、就学時健康診断の際に子育てアドバイスブックのダイジェスト版を配布。 ・リーダースクラブ事業の実施 ・（青少年育成市民会議事業）笠間地区の青少年育成笠間地区市民会議と岩間地区の青少年育成岩間地区市民の会がそれぞれに活動を行っていたが、平成 2 8 年 5 月をもって、笠間地区の市民会議が解散となった。	家庭教育学級開催回数	回	130	家庭教育学級数	学級	34			
666	生涯学習	青少年育成事業	青少年の健全育成を図るため、笠間市青少年センター相談員規則に基づき、笠間市青少年相談員として 4 4 名を委嘱している。 相談員の任期は 2 年とし、主な活動としては、青少年団体との交流活動、「青少年の健全育成に協力する店」の訪問活動・自動販売機（有害図書）の立入調査等である。 また、県主催の研修会やブロック会議等にも参加している。	事業に満足した割合	%	100	事業参加者数	人	116			
667	生涯学習	青少年相談員事業	相談員の任期は 2 年とし、主な活動としては、青少年団体との交流活動、「青少年の健全育成に協力する店」の訪問活動・自動販売機（有害図書）の立入調査等である。 また、県主催の研修会やブロック会議等にも参加している。	活動に参加した延べ人数	人	121	活動日数	日	10			
668	生涯学習	子ども会事業	地域の子ども達を、心身ともに健全に育成することを目的に、旧市町村単位で活動していた子ども会育成連合会を、平成 1 8 年に統合し、笠間市子ども会育成連合会として活動している。 主な事業として、姉妹都市である矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展などがあり、合併前の各地区ごとの連合会事業をそのまま引継いで現在に至る。 事業の参加状況は元々実施していた旧連合会での参加者は多いが、全市に広まらないという現状にある。	参加者の満足度	%	100	連合会主催事業数	件	2			
669	生涯学習	成人式事業	成人式は、合併当初は旧市町毎にそれぞれの公民館で開催していたが、平成 2 0 年度より、民間施設を借用し一箇所で開催していた。しかし、平成 2 7 年度に同施設の営業形態が無くなったことで、 笠間市民体育館へ会場を移し実施している。 成人式の内容は、式典・アトラクション・記念撮影で構成されており、成人者に対する記念品として記念写真を送っている。 また、当日の式典やアトラクションの進行は、該当者で組織する「笠間市成人式実行委員会」が中心となって行っている。	実行委員数	人	12	実行委員会開催回数	回	8			
670	生涯学習	生活困窮者学習支援事業	厚生労働省が所管する生活困窮者就労準備支援等事業の中の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業として、平成 2 8 年度より実施を開始した。 本来は社会福祉課が実施すべき事業であるが、市内部調整の結果、生涯学習課で実施することになった。このため、生涯学習課としては、あくまでも学習支援という観点から、学習習慣や生活習慣の確立と学習意欲の向上を目的に実施している。 平成 2 8 年度は、生活困窮世帯（要保護、準要保護）で、中学 3 年生とその家庭を対象に実施した。平成 2 9 年度からは、中学 1 年生から 3 年生までに対象を拡大した。	学習支援事業参加者数	人	33	学習支援事業開催日数	日	26			
671	生涯学習	岩間図書館サービス事業	・図書館法等に則った各種イベント事業の運営、図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料の管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営、電子図書館の管理運営、子ども読書活動推進、学校・団体の支援連携等。	開館日数	日	271	入館者数	人	77,677	資料貸出点数	点	179,808
672	生涯学習	電子図書館運営事業	I C T の活用により電子書籍を提供することで図書館利用の利便性向上や感染症の拡大防止を図り、市民の読書活動を推進するとともに、その機能を活用して視覚障害者等の読書を可能とする。	電子書籍貸出数	冊	13,358						
673	生涯学習	友部図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	271	入館者数	人	124,417			
674	生涯学習	友部図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営、図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営、子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	271	入館者数	人	124,417	資料貸出点数	点	381,652

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
675	生涯学習	笠間図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集（選定、発注、受入等）、図書館資料の提供（貸出、返却、予約、相互貸借等）、図書館資料管理（資料整理、配架、修理、延滞督促等）、図書館システムの管理運営 子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	271	入館者数	人	126,143	資料貸出冊・点数	冊・点	419,409
676	生涯学習	笠間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	271	入館者数	人	126,143			
677	生涯学習	岩間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適性を保ち、図書館サービス事業が円滑にするために、保守管理と必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	271	入館者数	人	77,677			
678	生涯学習	友部図書館改修事業	築27年を経過し施設設備の老朽化が進む中、利用者が安全安心に利用できるよう施設設備の保守管理と必要に応じて修繕を実施する。また、昨年度実施した特殊建築物定期報告（3年に1回）及び今年度の外壁タイル調査定期報告（10年に1回）の調査結果を精査し、現在の不具合箇所や内容を把握するとともに、改善策の具体的内容等の報告を受け、令和4年度には大規模改修工事（令和5年度実施予定）に向けた実施設計を計画していく。									
679	芸術・文化	公民館まつり事業（笠間）	○公民館まつりは公民館を利用する個人や各団体が日頃学習している成果や、美術など各種の創作を試みる市民の作品を公募し、発表や鑑賞のできる機会を設け、市民相互の交流を通じて芸術文化の振興を目的として実施する。 ○各館の公民館まつりは活動の発表、幼児、個人、団体の作品展示とワークショップを行う。 ○3館合同事業として、笠間公民館大ホールを会場に「笠間市合唱祭」と「笠間市民芸能発表会」を行う。	公民館まつり出展数	点	0	芸能発表会参加者数	人	0	公民館まつり来場者数	人	0
680	芸術・文化	かさま音楽フェスタ～奏～事業	茨城国際音楽アカデミーに代わり、市民に対して質の高い芸術を鑑賞する機会を提供するほか、未就学児が生演奏に触れ、豊かな感性をはぐくむためのコンサートを開催することで、芸術文化に対する意識高揚を図る。	コンサート回数	回	3	入場者数	人	331			
681	芸術・文化	芸術鑑賞事業	65歳以上の高齢者を対象に芸術文化の鑑賞機会を提供（日動美術館、春風萬里荘入場無料）し、芸術文化に対する意識の高揚を図り、地域資源の活用を推進する。	広報活動	回	5	入館者数	人	1,104			
682	芸術・文化	全国こども陶芸展推進事業	陶芸を通して子ども達の豊かな感性を養い、自由な想像力を発揮する場の提供をすると同時に「陶芸の里かさま」を全国に発信する。また、市内の児童生徒を対象に出展する作品づくりのための陶芸教室を開催している。	陶芸教室の開催校数	校	14	作品応募数	点	1,335	展覧会来館者数	人	2,272
683	芸術・文化	市民展覧会事業（笠間）	○市民展覧会は、多くの芸術創作を試みる市民から作品を公募し、広く市民が芸術を鑑賞できる機会を設けるものである。 ○市民美術展覧会実行委員会への補助金支出、運営指導。 ○7部門：日本画、洋画、彫刻立体造形、工芸、デザイン、書道、写真。 ○会場：笠間市立公民館	作品点数(市民展覧会)	点	0						
684	芸術・文化	公民館まつり事業（岩間）	公民館まつりは、公民館を利用する各団体が習得した技術成果の発表の場を設け、市民相互の交流を通して文化交流を図ることを目的としている。	参加団体数	件	0	実施日数	日	0			
685	芸術・文化	文化振興事業	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促すとともに、次代を担う子どもたちの文化芸術活動を推進し、各種文化団体の活動を支援する。笠間市文化協会及び全国こども絵画コンクールinかさまに対して、文化全般の振興と、各種文化団体の交流事業の推進を図るための補助及び負担を行う。	団体数	団体	20	you遊文化スクール参加団体数	団体	0			
686	芸術・文化	公民館まつり事業（友部）	3館同期間で実施し、団体、個人が取得した技術と成果の鑑賞の機会を設け芸術文化と市民相互の交流を図る。	公民館まつり出展数	点	0	参加団体数	件	0	公民館まつり来場者数	人	0
687	芸術・文化	偉人マンガ製作事業	市民芸能発表会は笠間公民館大ホールで3館合同で開催している。 自治体ゆかりの偉人についてマンガを製作し、笠間市内の小中学校へ配布及び授業での活用を通じ、郷土教育・将来の生き方・生活を考えるきっかけ(キャリア教育)につなげることを目的とする。									
688	芸術・文化	埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財は、地域の歴史と文化に根ざした歴史遺産である。その埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地を把握し、開発事業に対して現地確認や試掘調査・発掘調査を実施する。	照会件数	件	123	試掘調査数	件	44	発掘調査数	件	4
689	芸術・文化	文化財活用事業	市内には多数の貴重な指定文化財がある。彫刻・工芸品・書籍等の文化財は、普段屋内に保管されており、一般の方が目にする機会がない状況にあるため、文化財管理者の協力を得て、 公開日を定め特別に公開することにより、文化財への関心を高めるとともに、笠間を知り学ぶ機会を提供する。公開にあたっては、茨城大学・市史研究員の協力を得て、 来場者への対応を行っていく。※隔年開催事業	公開箇所数	所数	6	入場者数	入場者数	1,099			
690	芸術・文化	牧野貞喜没後200年記念事業	牧野貞喜（1758～1822）は、笠間藩主として人口増加策・農民保護策・藩校設立など、長きにわたりきめ細やかな藩政改革を行い、藩政に尽力した人物である。 令和4年は、牧野貞喜没後200年にあたる節目の年であるため、これを記念して企画展示を行い、貞喜の功績を後世に伝えることを目的する。 開催時期：令和4月11月中旬～12月中旬 開催場所：笠間公民館 展示室	企画展示の開催	回	0	来場者数	人	0			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
691	芸術・文化	筑波海軍航空隊展示運営事業	隊員等の遺品の展示や記録映画を作成し、現存する史跡の保存とその史実を後世に伝える。 筑波海軍航空隊記念館の運営は指定管理者による管理運営となる。	業務委託件数	件数	1	入館者数	人	10,255			
692	芸術・文化	市史研究事業	笠間市の歴史を後世に継承し、郷土意識の高揚を図るため、笠間市の歴史に関する史料を収集・整理して、収集した史料の保存・活用、市史の研究に努める。	市史研究員数	人	8	市史研究員作業日数	日	41	歴史資料展示日数	日	17
693	芸術・文化	資料館運営事業	歴史資料・民俗資料等の収集、保存、活用により市民の歴史研究の一助とするとともに貴重な資料を将来に向けて継承していく。	開館日数	日	169	入館者数	人	904			
694	芸術・文化	歴史展示コーナー運営事業	市民の郷土愛を醸成するため、旧井筒屋旅館2階の歴史展示コーナーにおいて、笠間の歴史や偉人を紹介する。	展示回数	回	2	来館者数（井筒屋全	人	76,334			
695	芸術・文化	指定文化財保護事業	市内に残る文化財の保存・活用を図り、後世に継承するため、文化財に関する重要事項について文化財保護審議会で調査・審議し、維持・管理について消防署と連携し、文化財防火デーに合わせた立入検査を実施する。また、指定文化財の修復・維持管理に係る経費に対して一部補助金を交付する。	笠間市文化財保護審議会開催件数	日	4	補助金交付件数	件	3	修復等件数	件	1
696	芸術・文化	笠間城跡保存整備調査事業	笠間城は、現在に至るまで本格的な調査がおこなわれたことがなかったため、考古学、歴史学などの学術関係者とともに調査を進め、市指定部分だけでなく下屋敷などを含めた近世城郭、中世城郭、寺院郡跡の全容を明らかにし、地域全体の保存を図るとともに、県史跡、国史跡の指定を目指す。	指導委員会開催数	回	1	調査件数	件	1	講演会参加人数	人	117
697	芸術・文化	日本遺産推進事業	文化財を含む地域資源の魅力を伝えるために案内板等の環境整備を順次着手し、日本遺産認定を契機に立ち上げた公式サイトやSNS等で広く情報を発信することで、地元における価値認識の深化、国内外に向けての「かさましこ」の認知向上、外国人誘客のための基盤整備を進める。住民や民間事業者、関連団体等が連携して事業実施することで、文化財に対する興味や関心を喚起し、郷土愛を醸成する。	講習会・講演会参加者数	人	179	ツアー参加者数	人	65	年間入込観光客数	人	2,633,628
698	スポーツ	子どもスポーツ能力測定事業	子どもたちがスポーツへの興味・関心を持ち、自分に合ったスポーツの発見、始めるキッカケとなるよう、スポーツ能力測定を実施する。各スポーツ種目での優秀な人材を発掘し、スポーツ振興を図る。	参加者	人	0						
699	スポーツ	かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業	対象 市内小学生（約200人） ・小学生・親子（2km）、中学生（3km）、一般（5km、ハーフマラソン）の4種目で23部門の競技を実施している。 ・運営費用は、参加者からの参加料、企業からの協賛金、市補助金で運営し、実施後、スポーツ振興くじ助成金を収入している。 ・ハーフマラソンコースは、日本陸上競技連盟の公認コースとなっており、茨城県陸上競技協会、市スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの関係団体と連携して運営している。 ・本大会を通して「笠間市」の知名度アップと参加者の健康増進、体力強化に務めている。 ・健康ブームにより、全国各地でマラソン大会が行われ参加者の奪い合いが進み、各地の大会で参加者の減少傾向が進んでいるのが現状であり、本大会も同様である。 ・令和2年度参加者数753人（前年度4338人） ※令和2・3年度はコロナウイルス感染症の影響により規模を縮小しハーフマラソンのみ。	ボランティア係員数	人	137	市民参加者数	人	118	市外参加者数	人	1,058
700	スポーツ	県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業	東京オリンピック（1964年）の開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会である。県内でも歴史あるスポーツ大会で中学生の健全育成と競技力向上を図ることを目的としている。 男子5区間（14.4km） 女子5区間（10.4km） ・令和2年度より参加数の増加を狙い、区間数（7区間）を男女各5区間とし、併せて参加料を1チーム5,000円から3,000円に引き下げた。	参加校数	校	35	参加チーム数	チーム	75			
701	スポーツ	スポーツ推進委員活動支援事業	スポーツ推進委員は、市民の身近な立場からスポーツ振興施策の推進を図る役割がある。そのため各種研修会を通して指導者としての資質の向上を図る必要がある。 スポーツ推進委員数29名	延活動人数	人	174						
702	スポーツ	スポーツ振興事業	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催し、市スポーツ振興計画の策定・計画の見直しを検討する。 また、公益財団法人B&G財団に関する事務のほか、スポーツ・レクリエーションの振興に必要な事務を行なう。	審議会開催回数	回	0	B&G関係出席数	回	5			
703	スポーツ	スナッグゴルフ大会事業	子どもたちの健全育成とクオリティーの高い価値観・道徳観の涵養を図る。現在、市内の全小学校11校が参加しスポーツ振興の一翼を担う。 ・笠間市長杯スナッグゴルフ大会の開催。 ・JGT0カップ全国大会茨城A地区予選大会の支援。 ・宍戸ヒルズスナッグゴルフ親子大会の支援。	大会数	回	3	参加校数	校	11	参加者数（上限あり）	人	64
704	スポーツ	東京2020ホストタウン推進事業	東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして相手国・地域の関係者と交流を実施するとともに、地域の活性化等を推進する。	交流回数	回	3						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
705	スポーツ	パラスポーツ啓発事業	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、パラスポーツの啓発を図る。	実施回数	回	0						
706	スポーツ	水戸ホーリーホックホームタウン地域交流事業	茨城県内の水戸市及び周辺市町村並びに産業経済団体等と連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的・広域的に支援し、次代を担う子どもたちの夢を育て地域に根ざしたスポーツ文化を創造するため、水戸ホーリーホックホームタウン推進協議会に加盟している。 ホームゲームの中の一日を、笠間市の日として、笠間市に在住在勤の方の観戦を優待とし、また、市内のサッカー少年団による前座試合を催し子どもたちに本格的な天然芝のグラウンドでプレイできる魅力的な環境を提供している。	観客数	人	555	うち笠間市民数	人	13			
707	スポーツ	スポーツ奨励金事業	笠間市独自のスポーツ奨励金制度により、笠間市を代表して全国大会等に出場した場合に、スポーツ奨励金を交付しスポーツの振興を図る。	スポーツ奨励金交付者数	人・団体	29						
708	スポーツ	体育施設整備事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の整備を行う。 体育施設18施設（指定管理施設含む） 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。 ・総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海洋センター、岩間工業団地テニスコート									
709	スポーツ	体育施設管理運営事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の健全な維持管理を行う。 体育施設18施設（指定管理施設含む） 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。 総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海洋センター、岩間工業団地テニスコート 設備及び備品の老朽化が著しいため計画的に更新していく必要がある。	体育施設数	箇所	18	延利用者数	人	245,062			
710	スポーツ	学校体育施設開放事業	市民が身近にスポーツを実践することができる場、活発な交流が行われるコミュニケーションの場として学校体育施設を市民に開放する。 平成27年度から廃校となった学校についても、市民に開放している。 小中学校の学校体育施設　体育館18施設　グラウンド18施設（廃校体育館、グラウンド含む） 令和元年度12月から学校体育施設の鍵の保管方法を3地区とも統一し、利用者の利便性を高めた。	利用団体数	団体	125	利用者数	人	2,131			
711	スポーツ	スポーツ少年団補助金交付事業	子どもたちの健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団に補助金交付で支援し、組織の強化、活動の活性化を図る。 少子化の進行と、子どもを持つ親の価値観や生活スタイルの変化により、団員を確保することが難しい状況になっており、団員の減少傾向及び少年団の解散が続いている。 令和3年度スポーツ少年団数　30団　682人	補助団体数	団体	30	登録者数 （団員・指導者）	人	518	小学生加入率	%	15
712	スポーツ	かさまスポーツコミッション事業	笠間スポーツコミッションは、市のスポーツ資源や特徴ある観光資源を生かし、スポーツ大会やイベントの誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民一体で行うことにより、スポーツ振興及び地域活性化を図ることを目的とし設立された組織である。 構成機関（笠間市スポーツ協会・笠間観光協会・笠間市商工会・東日本旅客鉄道（株）・（株）ムラサキスポーツ・（株）茨城新聞社・笠間自転車de街づくり協会・明治安出生命保険相互会社・（株）茨城県民球団・笠間市）									
713	スポーツ	スポーツ協会支援・強化事業	笠間市スポーツ協会加盟団体が開催する各種スポーツ大会やスポーツ教室を側面から支援し、スポーツの振興を図る。　加盟団体数23団体	支援団体数	団体	24	登録人数	人	2,741			
714	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（笠間地区）	市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進するための交流拠点として地域の活性化を図る。 R3.10月から稲田公民館を除く地区公民館（11館）が地域交流センターへ用途変更し、施設運営は地域の代表者で組織する運営委員会に委託する。 稲田公民館はR5.4月に用途変更を予定している。	地域交流センター利用団体数	団体	175	地域交流センター利用者数	人	9,850			
715	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（友部地区）	市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H28.12月から指定管理者へ委託している。（特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会）	地域交流センター利用団体数	団体	2,148	地域交流センター利用者数	人	117,875			
716	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業（岩間地区）	市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H29.12月から指定管理者へ委託する。（株式会社セイウン）	地域交流センター利用団体数	団体	1,480	地域交流センター利用者数	人	33,660			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
717	市民協働・地域コミュニティ	市民活動支援備品貸出事務（公用車貸出含む。）	・子ども会の資源物回収や地域の防犯パトロール、地域の活動等の公益的活動を支援するため、市が所有する公用車及び備品を公務に支障のない範囲で貸出す。	備品貸出数	回	234						
718	市民協働・地域コミュニティ	まちづくり出前講座推進事業	・市民による市民の知識を活かした講座や行政の取り組みを紹介する講座を開催することで、市民の学習機会を増やすことにより、市民生活の充実を図り、市民参加の機会を拡充する。	講座開催	回	89	講座受講者	人	2,864			
719	市民協働・地域コミュニティ	NPO団体設立促進・認証事務	・市民のニーズが多様化する中、公共サービスを提供する上で、NPOと協働して事業を行う必要性が高まっている。行政は、公平・平等・一律を原則とするため、行政だけではすべてに対応することに限界がある。先駆的・機動力にすぐれたNPOを公共サービスの担い手として、「新しい公共」を実現していく。	年度事業報告	団体	34						
720	市民協働・地域コミュニティ	チャレンジかさまネットワークー活動推進事業	チャレンジいばらき県民運動の趣旨を踏まえ、活動に積極的に参加するとともに、地域コミュニティの推進と会員相互の連携を図りながら笠間市民と協力し、市民活動を推進する。	ボランティア活動回数	回	31	ボランティア活動参加者	人	322			
721	市民協働・地域コミュニティ	市民活動助成事業	地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し助成する。対象事業は、団体の設立、NPO法人化を支援する自立促進事業と地域の課題等を解決する事業を支援する地域活性化事業がある。	助成団体	団体	9	助成金交付額	千円	1,974			
722	市民協働・地域コミュニティ	地縁団体認可事務	・行政区、自治会等が不動産の資産を団体名義で不動産登記ができないという財産上の問題があったが、地方自治法の改正により、市町村長が地縁団体を認可することで法人格を持ち、不動産等を団体名義で保有したり、権利を登記したりできるようになった。認可を希望する団体の相談に応じ、地縁団体としての認証を行う。	市内認可地縁団体数	団体	37						
723	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務（笠間支所）	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。 会員数は102名、理事10名 ②区長文書の配布	加入率	%	85						
724	市民協働・地域コミュニティ	地域集会所建設（増改築）事業	・自治活動に必要な地域集会所を新築する場合や既設の集会所を修繕する場合、地元の負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動の拠点整備を図る。	補助金交付団体	団体	9	補助金額	千円	3,176			
725	市民協働・地域コミュニティ	行政区事務	地域住民の自主的な誠意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住民との連携を図ることにより、地域振興の発展を推進する。	説明会開催回数	回	3	行政区加入率	%	71			
726	市民協働・地域コミュニティ	（未定）コミュニティ助成事業	宝くじの収入を財源として（一財）自治総合センターが、行政区や自治会のコミュニティ活動に必要な備品の整備と集会所（コミュニティセンター）の整備に対し助成を行っている。 一般コミュニティ助成事業（備品整備） 補助率10/10 限度額1,000千円～2,500千円 コミュニティセンター助成事業（施設整備） 補助率3/5 限度額15,000千円	助成団体	件	0	助成金	千円	0			
727	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務（岩間支所）	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。会員数は69名、理事6名 ②区長文書の配布	加入促進説明会	回	1	加入率の向上（世帯数）	%	60			
728	女性活躍推進	男女共同参画計画策定事業	第3次笠間市男女共同参画計画は令和4年度が計画期間の最終年度となる。第3次計画を総括するとともに、近年の社会情勢を踏まえた第4次計画（計画期間：令和5年度～9年度）を策定するため、専門的な知識等を有する事業者に委託し作成する。									
729	女性活躍推進	多様な生き方支援事業	年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが平等に活躍できる社会の構築を目指して、セミナーや講演会等を開催する。	市の審議会等における女性委員の占める割合	%	33						
730	国際化	国際化戦略事業	○平成30年8月に開設した笠間台湾交流事務所の運営経費。 ○台湾やドイツなど国際交流に伴う費用	台湾からの笠間市への旅行者数	人	74						
731	国際化	国際交流事業	・市内国際交流協会や日中友好協会等の支援や、市在住外国人が来庁の際の申請や相談等をサポートすることで、外国人が住みやすいまちづくりを推進する。	国際交流事業	回	3	国際交流事業への参加	人	62	外国人相談窓口件数	件	24
732	人権尊重	人権同和対策事業	多種多様な人権問題に関わる理解と認識を深めるとともに、一人ひとりが尊重しあう心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会づくりを目指す。	講演会開催数	回	1	職員研修会開催数	回	1			
733	人権尊重	人権擁護委員協議会事業	市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、啓発活動を実施するとともに人権相談体制の充実や人権教室による児童への教育、啓発を実施する。	人権相談の開設	回	12	人権啓発活動	回	1	人権教室の開催	校	10
734	人権尊重	人権教育事業	市民の人権教育の高揚を図ると共に、人権問題に対する理解と認識を高めるために年1回、人権教育講演会を開催している。 講演会の聴講者として、週報、HP、ポスターやチラシを通じて広く募集を行っている。また、社会教育委員、幼稚園、保育所、保育園、こども園、小・中・義務教育学校、子ども会役員、青少年相談員、市民の会役員、民生委員等にも呼びかけをしてい	人権講演会開催回数	回	1						
735	移住・交流	定住化促進事業	住みたくなる「笠間暮らし」の構築を重点課題と設定し、少子化・高齢化による人口減少の解消を目指し、本市への定住化を促進するため、お試し居住の運営や、移住相談への対応を行う。 また、SNSも活用しつつ、イベントを企画し移住定住をPRする。	移住定住促進PR	回	6	移住体験施設利用者数	人	15			
736	移住・交流	クラインガルテン事業	農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮し、地域農業の活性化を図るため、滞在型市民農園（クラインガルテン）施設を核に都市と農村の交流を通した豊かな農村づくりを目指す。	定例会の開催	回	4						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
737	移住・交流	笠間版CCRC推進事業	生涯活躍のまち（笠間版CCRC）の実現に向け、事業計画の作成、計画に基づく施設整備、生活を支える主体の設立及び運営、移住者確保等に向けたPRや移住促進事業等を実施する。	連携企業等協議数	件	19	移住・二地域居住・短期滞在者（活動者）	件	0	笠間暮らし体験空間利用者数	人	0
738	移住・交流	地域おこし協力隊事業	平成21年度から総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊事業を活用し、都市部に在住する意欲ある人材を受け入れ、最長3年の活動期間の中で、地域活性化を目的とした、地域力の維持・強化につながるような地域おこし活動を 実施する。また、活動期間終了後に、地域おこし協力隊自身の定住及び起業等を目指す。 今年度については、重点課題（住みとなる「笠間暮らし」の構築）の観点から、移住（CCRC）、文化に関する活動分野において地域おこしの推進を図る。	地域おこし協力隊主催事業開催数	回	2	地域おこし協力隊情報発信回数（ブログ）	回	72	移住者数（協力隊）	人	8
739	ライフイベント	連携中枢都市圏構想推進事業（市民活動課）	・9市町村それぞれの観光スポット等において、イベント参加・体験型の婚活支援事業を実施することで、県央地域における魅力を発信し、県央地域での結婚、出産により定住化及び少子化対策を図る。	カップル成立数（イベント開催	回	0						
740	ライフイベント	結婚支援事業	・「マリッジサポーター」や「いばらき出会いサポートセンター」と連携し、結婚支援の充実を図る。 ・「重点・充実」経済的理由で結婚に踏み出せない方を経済的に支援することで、結婚への後押しにつなげ、少子化対策の強化を図る。	補助金交付世帯数	世帯	11	補助金額	千円	2,999			
741	ライフイベント	特定不妊治療費補助事業	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）及び男性不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした治療費補助事業。 補助金額：特定不妊治療1回につき10万円。男性不妊治療1回につき5万円。（治療経費が補助金額に満たない場合は、当該経費額） 補助回数：治療機関の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは、通算6回。40歳から42歳であるときは、通算3回。	不妊治療費助成	件	78						
742	広報・広聴	モニター広告事業	市民ニーズの高度化・多様化に伴い、従来の広報（紙ベースの市の情報、ホームページの運用）以外の新たな情報媒体の活用が必要とされている。そのため、市の情報発信と併せて、有料広告を掲載する情報発信型広告となるモニター 広告を市役所及び各支所に設置し、市役所に来た人にモニター及び音声で行政情報を提供する。長田広告（株）と協定を締結し、広告の募集、デザインの作成は事業者が行うため、財政的負担がなく、少額ではあるが事業収入がある。	行政情報	件	92	設置個所	箇所	3	収入額	円	475,200
743	広報・広聴	広報かさま発行事業	行政情報や生活情報などのさまざまな情報を市民にわかりやすく提供し、市民と行政が情報を共有することで、協働のまちづくりを推進する。 「広報かさま」は毎月発行し、年間12回発行する。 「広報かさま お知らせ版」は、月2回発行し、年間24回発行する。	広報かさま発行回数	回	12	広報かさまお知らせ版発行回数	回	24	広報かさま発行部数	枚	27,000
744	広報・広聴	笠間PR事業	笠間市の施策や事業、催事など情報を各課と協力しながらより多くのメディアへ情報提供を行う。また、ホームページやメール、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ライン、動画配信など、多様な手法の活用し情報の発信力を高め笠間市のイメージアップを図る。また、友部駅自由通路に市の素敵なシーン（写真）を掲示していくことで訪れたか方や利用者に対しPRを行い、笠間への愛着心の醸成を図る。									
745	広報・広聴	ホームページ管理運営事業	市民及び市外からの閲覧者に対して、見やすくわかりやすい行政情報や観光情報を提供するため、ホームページを管理運営する。他の広報媒体（広報紙など）と比較して、公開するまでに時間がかからない、文書量の制約がないというメリットがある。	ページアクセス件数	件	2,520,625	フェイスブックフォロワー	人	4,752	facebook投稿回数	回	996
746	広報・広聴	情報公開制度管理事務	笠間市情報公開条例の規定に基づき、市の保有する情報の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うする。	文書開示請求件数	件	33	審議会等会議の公開件数	件	17	不服申し立ての件数	件	1
747	広報・広聴	新年賀詞交歓会事業	年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する人たちが一堂に会し、賀詞交歓会及び講演会を開催する。	参加者数	人	135						
748	広報・広聴	広聴事務	電子メールや意見箱を活用し、市民の意見・提案の収集を行う。市民の意見・提案を的確に把握することによって、市民の声を市政に反映できる。	電子メール意見数	件	556	意見箱意見数	件	37			
749	広報・広聴	パブリック・コメント事業	市の施策等の形成過程における市民への情報提供を充実し、説明責任を果たすとともに、市民からの提案、意見等を考慮した施策等の効果的、効率的な立案を図り、市民の市政への積極的な参画を促し、市民との協働による開かれた市政の推進に寄与する。	パブリックコメント件数	件	10						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
750	行政運営	行政不服審査制度事務	行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されました。今回の改正は、不服申し立てに対する審理手続きの公平性・透明性を向上させ、より客観的かつ公正な審理手続きを定めるなど不服申立人の手続保障が強化されました。笠間市においても審理員制度や第三者機関の設置など制度に則した適正な手続きを行うための体制を構築します。 ・行政不服審査制度について、市民の権利利益を救済するため、審議に際して第三者機関(行政不服審査会)の設置が義務付けられているもの。 ・行政不服審査会とは、市民からの不服申立てについての採決について客観性・公平性学校において発生した、いじめの重大事態に対し教育委員会の附属機関である、いじめ調査委員会で調査した報告等により、市長が再調査の必要があると認められるときは、市の附属機関であるいじめ再調査委員会で再調査するものとする。	審査回数	回	0						
751	行政運営	いじめ再調査委員会事務		審査回数	回	0						
752	行政運営	税務諸証明交付事務（新型コロナ創生交付金）										
753	行政運営	印紙・証紙取扱事業	パスポート発行事務及び法務局出張所の市役所内開設に伴い、パスポート受領時及び登記事項証明書等申請時に必要な収入印紙及び茨城県収入証紙を売りさばく。 ・地方税法第20条の10の規定等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付する。	収入印紙購入額	円	5,625,000	収入証紙購入額	円	4,520,000			
754	行政運営	税務諸証明交付事務	・市民の利便性向上のため、コンビニ交付により証明書を発行する。 ・諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明発行件数	件	16,809	手数料徴収額	千円	4,381			
755	行政運営	戸籍事務（岩間支所）	戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、戸籍事務を支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	242	戸籍謄抄本等交付件数	件	2,673	戸籍届出件数	件	448
756	行政運営	窓口サービス向上事業（総務課）	【DX】マイナンバーカードや運転免許証を用いて、氏名や住所といった項目を書くことなく申請書作成のサポートをする窓口サービスを提供する。	検討会議の開催	回	0						
757	行政運営	住民基本台帳等事務（笠間支所）	市町村において、住民基本台帳法等が定める住民記録関連事務の簡素化と適正な管理を図ることで、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	242	住民票・諸証明・住基・電子証明交付件数	件	6,110	転入・転出等届出受付及び処理件数	件	888
758	行政運営	戸籍事務（笠間支所）	戸籍は、日本国民の親族的な関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	242	戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍謄抄本交付件数	件	4,731	戸籍届出件数（出生、死亡、婚姻、離婚等）	件	457
759	行政運営	印鑑証明事務（笠間支所）	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に在住者記録のある印鑑登録及び証明の交付をする。笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日数	日	242	印鑑証明書交付件数	件	4,770	印鑑登録件数	件	466
760	行政運営	税務諸証明交付及び市税相談事務（岩間支所）	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行件数	件	2,702						
761	行政運営	税務諸証明の交付及び市税相談（笠間支所）	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行件数	件	3,718						
762	行政運営	住民基本台帳等事務（岩間支所）	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、合わせて住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。市長の責務である住民基本台帳に関する事務を、支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	日	242	住民票・諸証明・住基・電子証明交付件数	件	4,091	転入・転出等届出受付及び処理件数	件	1,207
763	行政運営	印鑑証明事務（岩間支所）	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録及び証明の交付をする。支所で受付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	日	242	印鑑証明書交付件数	件	3,218	印鑑登録件数	件	375
764	行政運営	積算システム管理事業	茨城県土木設計積算システム共同利用運営協議会に加入し、システム使用の提供を受けることにより、県内自治体における積算基準・単価データ利用の標準化及び設計積算事務の効率化が図れる。	利用課数	課	3	利用台数	台	5			
765	行政運営	郵便等発送事務	各課への郵便の仕分け、各課から集約された郵便物の発送業務を行う。	郵便料（総務課払い）	千円	28,865	郵送料（総務課払い）	枚	486,069			
766	行政運営	証明書自動交付機運営事業	マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付機と同様の機械を庁舎内に設置し各種証明書交付することにより住民の利便性と窓口の混雑緩和を図る。	住民票等交付件数	件	218	印鑑証明書交付件数	件	350			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
767	行政運営	住民基本台帳証明交付事務	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。窓口・郵送申請により、各種証明書を交付する。窓口総合案内。転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。	年間開庁日数	日	244						
768	行政運営	印鑑登録・証明事務	【DX】キャッシュレス決済手数料の導入 笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録、登録管理及び印鑑登録証明書の交付をする。 証明手数料 300円 新規登録手数料 300円 再登録手数料 500円	開庁日数	日	244						
769	行政運営	証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書交付をすることにより市民の利便性を図る。	住民票等交付件数	件	3,007	印鑑証明書交付件数	件	2,576			
770	行政運営	戸籍謄本・抄本交付事務	戸籍は日本国民の親族的身分関係を記録登録し、国籍を公証する唯一の制度である。戸籍事務は国からの法定受託事務であるため、戸籍法等関係法令に基づき、戸籍関係証明書の交付を行う。 【DX】戸籍謄抄本等の証明書の電子申請による請求対応 全部・個人事項証明書手数料 450円 除・原戸籍謄抄本手数料 750円 届出受理証明書手数料 350円 死亡証明書手数料 350円 身分証明書手数料 300円 独身証明書手数料 300円 その他の証明書手数料 300円	戸籍証明発行件数（有料）	件	18,830	戸籍証明発行件数（無料）	件	6,338	内戸籍証明郵送申請発行件数	件	5,130
771	行政運営	戸籍システム管理事業	適正な戸籍事務及び戸籍管理のために、電算システムを構築し、戸籍を安全に運営・管理・保管している。【DX】戸籍法改正（マイナンバー関連）に伴う戸籍・副本システム業務委託 【DX】自治体の行政手続のオンライン化のための戸籍法改正（マイナンバー関連）に伴う戸籍・副本システム業務委託（改修及び運用等） 【脱炭素】戸籍事務の書籍をベンダー提供の範囲で電子書籍化（書籍購入6割減） 一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。	本籍受理件数	件	1,799	非本籍人受理件数	件	389	他市町村からの送付件数	件	1,181
772	行政運営	旅券事務	 10年用パスポート 16,000円 5年用パスポート 11,000円 子供用パスポート 6,000円 記載事項変更パスポート 6,000円	交付件数	件	98						
773	行政運営	国派遣事業	国の実務を経験させることにより、職員の視野の拡大等を図り、人材育成に寄与することを目的とするもの。	派遣職員数	人	2						
774	行政運営	人事評価制度管理事務	本市は平成19年度から制度を導入し、職員の評価を給与等の処遇に反映させるほか、評価結果を評価者にフィードバックし所属職員の能力向上につなげるなど、人材育成型の人事評価制度を実施する。	評価者研修会の参加者数	人	212						
775	行政運営	（予算無）組織・職員定数管理事務	少子高齢化・人口減少社会に移行し財政状況が一層の厳しさを増す中で、地方分権の推進や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えていくためには、経常経費の抑制に努める必要がある。簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政組織機構の適正化を推進するとともに、定員管理の取組により義務的経費の抑制を図る。									
776	行政運営	職員研修事業	「笠間市職員人材育成基本方針」に基づき、これまでの行政運営を見直しスピード感や創意工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点に立った行政運営に資するため、毎年度研修計画を作成し、職員の意識改革と資質向上を目的とした人材育成に努めている。	研修数	回	23	受講者（延べ人数）	人	739			
777	行政運営	定年延長制度導入事業	役職定年制や人事評価など多くの自治体で決定する事項のサポートを得つつ制度設計を行い、令和4年9月例規改正を目指し業務を委託するもの。									
778	行政運営	文書管理システム構築事業		収受・起案の件数	件	68,520						

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
786	行政運営	自治体クラウド・共同アウトソーシング事業	茨城県及び市町村で電子申請届出システム、県域統合型GIS、グループウェア、大容量ファイル交換、森林クラウド、いばらきセキュリティクラウドを共同運用（システムにより構成団体は異なる）。 ① 電子申請届出システム ・インターネットを利用し受け付けるシステム ② 茨城県域統合型GIS ・地図をベースに行政サービスなど多くの分野で効率的な活用ができる基盤システム ③ いばらきグループウェア共同システム ・グループウェアをクラウド環境で共同利用するシステム ・ 特定財源なし ・ 令和2年度から茨城県が抜けた影響でグループウェア分の負担金額が増加した。	協議会参加日数	日	14						
787	行政運営	情報系システム機器更新事業	【DX】【拡充】情報系システム及びネットワークの安定・安全運用のため、定期的にサーバ・ネットワーク・端末機器の更新を行う。 ・ 特定財源なし ・ シンクライアントシステム 令和元年6月のRFI、10月に公募プロポーザル（RFP）により日立システムズを選定、令和元年度末よりシンクライアントシステムを導入し集中管理としたことで個別の機器の対応件数を減少したものの、専門技術職員が少ないことが継続的な課題である。（機器、ソフト保守期間 令和7年3月31日）	新規導入端末・装置数	台	13	新規導入システム数	システム	0			
788	行政運営	公衆無線LAN管理事業	市民向けのサービスとしてH26年度にFREESPOT協議会が提唱する公衆無線LAN wifi free-spotを10箇所整備した。ほかにも各公共施設でwifiを提供している。 無線LANルータの管理・更新の他、有害なコンテンツをブロックするためのフィルタリングサービスを行う。 毎月のプロバイダ料金は各施設にて予算計上。 【設置場所】 本庁、友部図書館、笠間図書館、友部公民館、笠間公民館、笠間支所、保健センター、岩間支所 ・ 特定財源なし	提供するAP数	台	8						
789	行政運営	入札参加資格共同受付事業	茨城県及び他の自治体と共同で電子・紙での入札参加資格申請を共同で行う。	入札参加資格者数	者	2,990	共同受付利用率	%	62			
790	行政運営	伝送路管理事業	本所、支所及び出先機関を結ぶ光ケーブルネットワークの維持管理。 笠間地区、岩間地区は笠間市所有の光ファイバ網、友部地区はNTT-ATCの光サービス、本所と支所間はいばらきブロードバンドネットワークで運用。 令和2年度にプロポーザルによりNTT-ATCを選定し、令和3年度途中より従来のNTT東日本の光サービスより安価となった。 令和3年度に全体の機器更新により、高速化対応を実施することに伴ってIBBN負担金額が増。	ケーブルの張替	件	1						
791	行政運営	光ファイバ網運営事業	笠間市が所有する光ファイバ網をNTT東日本に貸し出し（IRU契約）、民間事業者による光サービス未提供地区に、光ファイバによる高速ブロードバンドサービスをNTT東日本が提供する。 ・ 特定財源としてNTTから光ファイバの利用世帯に応じた金額が支払われている。 ・ 国の補助金を受けて整備をしたが、10年を経過し補助金の返還の必要もなく、国から民間譲渡に向けたガイドラインも出ているため民間譲渡に向けて協議を進めている。	巡回点検	回	4	ケーブル張替	件	86	加入率（加入件数／対象世帯数）	%	57
792	行政運営	基幹系システム機器更新事業	【DX】住民情報システムで使用している基幹系システムのクライアントPC、プリンタについて各課の住民サービスの提供に支障が発生しないよう定期的に更新を行う。 国のシステムの標準化の動きを注視するとともに、市としてもベンダに意見を伝え、効率的なシステムとなるよう事務を実施する。 ・ 特定財源なし ・ 一括調達（TKC）としたことで、特別定額給付金の際のスピーディーな対応などのメリットがあった。	基幹系システムクライアントPC更新台数	台	5	基幹系システムプリンタ更新台数	台				

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
793	行政運営	社会保障・税番号制度運用事業	【DX】社会保障・税番号制度の担当窓口として、国や県等と各担当部署及びシステム会社との調整。 中間サーバとは、自治体が保存・管理している個人情報に対して、情報の照会依頼があった場合に情報提供を行う。このとき提供する情報を保管し、情報提供ネットワークシステムと業務システムの中継を行う機能を有するサーバ。 ・ 運用・保守経費は地方財政措置 ・ 令和3年7月より更改後システムに移行済（R3年度まで更改システム移行分として国庫補助金あり） ・ マイナポイント事業は令和3年4月で終了	マイナナンバーカード 交付枚数	枚	31,052						
794	行政運営	I C T化推進事業（行政）	令和4年度より2-T-10-21タブレット管理事業（行政）に付替え 議会对応の効率化及び紙媒体による会議資料の軽減を図るため、タブレットを活用するもの。 併せて庁内会議やWEB会議にも活用する。 ・ 目的 （1）議会对応の効率化 （2）紙資料の軽減 ・ 平成29年度から実施開始 ・ 特定財源なし	議会回数	回	4						
795	行政運営	個人情報保護制度管理事務	笠間市個人情報保護条例の規定に基づき、市の保有する個人情報を適正に管理する。また、開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに公正で信頼される市政の推進を図る。	個人情報開示請求件数	件	23	不服申し立ての件数	件	0			
796	行政運営	情報系システム管理事業	【DX】職員間での情報の共有化及び職員が効率よく業務を行うことができるよう端末を原則一人1台配置し、庁内イントラネットでシステムを構成している。 ・ 従来まで個別に整備されてきた各課業務システムを全体最適化を図るため、令和元年に内部情報系システムを再構築した。（共通基盤、財務会計、備品管理、契約管理、人事・給与、電子決裁、文書管理等） ・ 特定財源なし ・ 内部情報系システム使用料 契約期間_令和元年11月1日～令和6年11月30日（令和元年6月プロポーザルにより内田洋行選定） ・ 人事給与・庶務事務システム使用料 契約期間_令和2年12月1日～令和7年11月30日（令和元年6月プロポーザルにより内田洋行選定）	プリンター保守回数	回	0	管理対象システム数	システム	29			
797	行政運営	電子入札システム共同利用事業	市発注工事等の入札をインターネットを利用し実施する。	選考委員会対象審議	回	13	入札実施件数	回	305	落札比率	%	89
798	行政運営	デジタル推進事業	【DX】【新規】【拡充】令和2年9月にデジタルトランスフォーメーション（DX）計画を策定（令和3年度改訂）し、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に改革し、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指す。 ・ 【新規】オンライン学習サービス ベネッセUdemy（ユーデミー） ・ 【新規】携帯電話GPS位置情報分析ツールの導入 ・ 【新規】統合型GISデータ搭載業務（都市建設部、上下水道部地図デジタル化、Web閲覧化） ・ 公共施設Wifiルータ通信料（令和3年9月補正予算整備） ・ 電子申請キャッシュレス（別途、市民課ほか手数料等キャッシュレス） ・ 公共施設予約システム使用料（現在システム構築中、令和4年2月より運用開始予定）									
799	行政運営	行政改革推進事業	効率的で効果的な行政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に推進するために、第4次笠間市行財政改革大綱（令和3年度策定）及び実施計画（令和4～8年度）の進行管理を行う。 使用料及び手数料について、令和3年度に検討した見直し内容に基づき、金額改定の手続きを進める。 ・ 特定財源なし	実施計画達成率（ほぼ計画通り以上の割合）	%	76	負担金の廃止件数	件	0			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
817	財政運営	地方債利子償還事務（一般会計）	公共施設等の整備や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の利子を支出する。	利子支出額	千円	114,666						
818	財政運営	上水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	1,273						
819	財政運営	予備費管理事務（一般会計）	地方自治法により、一般会計予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならないことになっており、必要に応じて予備費から充当す									
820	財政運営	地方債元金繰上償還事務（一般会計）										
821	財政運営	ふるさと創生基金事業	旧3市町の持寄り金を原資として設置した基金であり、恵まれた自然を生かし、誇りと愛着の持てる「ふるさと笠間市」を自主的・主体的に築き上げる事業に活用する。	活用事業数	事業	2						
822	財政運営	土地開発基金事業	公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための土地開発基金を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	基金積立額	千円	805	基金現在高	千円	1,484,501			
823	財政運営	財政調整基金事業	経済事情の変動等による財源不足や、災害・大規模事業に対応できる財源を確保するため、財政調整基金を適正に管理し、健全で円滑な財政運営を図る。	財政調整基金積立額-取崩額	千円	751,786	財政調整基金現在高	千円	7,432,623			
824	財政運営	市税還付事務（収税課）	地方税法第17条の規定により、出納閉鎖後の賦課の修正や重複納付等により超過納付となった納税者に対して、還付手続を行い過誤納金を還付する。また、同法第17条の2の規定により市税未納分に充当する。	還付または充当手続き	件	18	過誤納金の解消	件	18			
825	財政運営	固定資産標準地評価事務	・地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 ・土地価格の時点修正 ・固定資産税支援システムの更新及び保守	標準地（鑑定地）の価格の時点修正	筆	62						
826	財政運営	固定資産評価替準備事務	地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 不動産鑑定委託、評価替準備業務（継続事業）委託その他の必要な業務を行う。	固定資産評価基準における標準宅地数	地点	485						
827	財政運営	市民税賦課事務	地方税法第294条及び笠間市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、事務所・事業所を有する法人に対して市民税を課する。 ※東日本大震災復興財源として平成26年度から10年間個人市民税均等割500円増額。	申告受付件数	件	9,500	個人市民税調定額（現年課税分）	千円	3,421,605	法人市民税調定額（現年課税分）	千円	603,567
828	財政運営	軽自動車税賦課事務	地方税法第443条及び笠間市税条例第80条の規定により、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割、軽自動車等の所有者に種別割を課する。 【拡充】軽自動車OSS（軽自動車手続ワンストップサービス）がR5.1月運用開始のため、基幹系税務システムの改修を行う。	軽自動車税申告書処理件数	件	12,000	軽自動車税種別割調定額（現年課税分）	千円	243,932			
829	財政運営	税務総務事務	税制度に関すること。その他の税務総務に係る事務を行う。	笠間市税例規改正案件	件	3						
830	財政運営	市税還付事務	地方税法第17条及び第17条の2の規定により過誤納金の還付又は充当をするうち、過年度の賦課の修正や出納閉鎖後の重複納付等による過誤納金に対して、還付金を支出又は充当する。 個人住民税については、株式譲渡割・配当割の還付がある。（所得割額から控除できなかった金額を還付する。） 法人市民税については、確定申告税額が予定申告納付額に満たないための還付があ	還付または充当手続き	件	394						
831	財政運営	収納事務	市税収納の適切な集計処理。口座振替の推進。	収納件数	件	3,694						
832	財政運営	収納事務	市税等の収入の適正な集計処理 常陽銀行岩間支店派出の廃止により、収納件数増加 口座振替、コンビニ納付等の推進	収納件数	件	11,566						
833	財政運営	固定資産税賦課事務	地方税法第342条及び笠間市税条例第54条の規定により、笠間市に所在する土地、家屋及び事業の用に供する償却資産の所有者に固定資産税を課する。	納税通知発送件数	件	34,934	固定資産税調定額（現年課税）	千円	4,636,034			
834	財政運営	ふるさとづくり寄附金制度推進事業	・笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々のまちづくりの参加手法として寄附を募り、連携と協働によるまちづくりを推進する。	寄附金受入	件	11,379	寄附金	千円	143,808			
835	財政運営	収納管理事務	納付済者に対する適正な収納管理、未納者に対する速やかな納付の催促、また、多様な納付手段の提供により納期限内納付を図る。	口座振替件数	件	64,056	納付の督促及び催告数	回	23	口座振替収納割合	%	30
836	財政運営	収納対策事務	滞納整理については、大多数の納税者が納期内に納税していることを念頭に適切な対応により自主納付を促進し、納税に誠意がない者に対しては、税負担の公平性を確保するため、法に基づき財産調査のうえ差押等厳正な滞納処分を実施している。また、徴収嘱託員を任用し、事業整理を実施する。併せて、交通弱者等納付困難者の納税機会を損なわないう訪問徴収も実施する。	催告書及び差押予告書発送	通	17,162	差押件数	件	218	徴収率	%	96

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
837	公共施設等管理	公共建築物長寿命化等対応基金事業	公共施設等の総合的な管理の推進のため、公共建築物の長寿命化を目的とする大規模改修や取壊しに係る費用に対する財源確保のために設立した基金の積立を行う。	基金積立	件	2	基金積立額	千円	555,546			
838	公共施設等管理	営繕工事等事務	営繕工事等依頼を工事内容の専門性、工期や発注時期で整理し、最大限受入れて、工事監理と工事監督を行う。 直営での受け入れが必要でない業務については、助言と指導により、業務の質向上を図る。	営繕工事等受理件数	件	1						
839	公共施設等管理	遊休市有地売却促進事業	「既存ストックの保全及び活用」の一環として、低・未利用地の貸付等による利活用のほか、民間事業者の情報等を活用するなど、売却手法の効率化を図り、遊休市有地の売却を積極的に促進する。 公有財産台帳の整理を進めながら遊休市有地の処分を行ってきたが、更なる有効活用を図るためには、サウンディング方式など市場調査を検討し、処分方法や条件の整理が必要である。 遊休市有地に限らず、公共施設の空きスペースなどについても、行政目的を損なわず有効に活用するため、貸付や使用許可も含め検討を要する。	市有地売却・払下件数	件	10	遊休市有地売却・払下件数	件	3	遊休市有地売却・払下金額	千1円	86,390
840	公共施設等管理	学校跡地利活用推進事業	市内において空ストックとなっている（予定を含む）学校跡地の利活用を推進する。	利活用学校数	校	0						
841	公共施設等管理	公有財産管理台帳システム運営事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づく、公有財産管理台帳の統合型データベース化を進めるため、システムの維持・保守を行う。 内部情報系システムへの移行及び地図情報システムの構築 基幹系システムとの連携による情報整理の効率化を図る	保守業務委託	件	1	加除修正	回	0			
842	公共施設等管理	財産管理事業	公有財産を適切に管理するため、県内市町村担当者等と情報交換、行政財産を目的とする用地の確保等が求められる。 また、大池田財産区からの予算繰入により、財産区内の自治会に対し、施設改修等の補助を行う。	市有財産維持管理対応件数	件	28	市有財産維持管理実施件数	件	28	借地件数	件	2
843	公共施設等管理	みどりの基金事業	笠間市の自然環境の保全及び公共施設の維持管理のための基金であり、その積立金より生じる利子を積み立てる。	基金利子積立	件	2	基金利子	円	24,211			
844	公共施設等管理	事務機器管理事業	本庁舎で使用する事務機器の維持管理と消耗品の調達を行う。（複合機・印刷機・大判プリンター・紙折り機の管理）	機器保守回数（年間）	回	12						
845	公共施設等管理	議会費	大池田財産区に関する事務 ○財産区議会の開催及び全員協議会の開催 ○財産区議会議員視察研修事務 ○財産区所有林の維持管理業務委託発注事務									
846	公共施設等管理	笠間支所庁舎管理事業	①庁舎管理の各種委託事業 ②機械警備の入退室カードの管理 ③庁舎敷地内の除草作業や樹木の害虫駆除等 ④敷地内の安全確保	庁舎の清掃	回	238	敷地内の植栽管理	回	6			
847	公共施設等管理	岩間支所庁舎管理事業	市民センターいわま庁舎、敷地及び付属設備を、行政サービスに支障のないように管理する。	庁舎の清掃	日	360	敷地内の草木等管理委託	回	8			
848	公共施設等管理	公共施設ごみ処理事業	公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務を行う。（本所・笠間支所・岩間支所の他学校等の施設が対象） 【債務負担行為】	資源物リサイクル量	kg	27,300	ペットボトル処理	kg	1,440	紙類処理	kg	18,400
849	公共施設等管理	車輛管理事業（本所）	公用車の車検整備や燃料代等の維持管理及び老朽化した車輛の更新を行う。	公用車更新	台	6	公用車処分	台	14	集中管理公用車稼働日数	日	337
850	公共施設等管理	車輛管理事業（笠間支所）	①安全運転管理者を置かなければならない事業所に該当。②管理車輛２０台の修繕、車検等を行う。	運転日誌の管理	月	12	無駄の無い公用車の管理	台	20			
851	公共施設等管理	本庁舎大規模改修事業	大型天板デスク及び事務チェア等の事務什器購入	業務委託	件	2	工事	件	7	工事発注	件	5
852	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務（本所）	222222 210033333 供用消耗品等の経費。 コピー用紙、フラットファイル、乾電池の単価契約を行うことにより、支出額の削減に努めている。 また、ボールペン、蛍光ペン等については、詰め替え用インクの使用を推進している。	統一した考え方の周知	回	2	理解度	%	100			

令和4年度_施策を構成する事務事業一覧（令和3年度の実績）

No.	施策	事業名称	概要	指標 1	単位	R3	指標 2	単位	R3	指標 3	単位	R3
853	公共施設等管理	車輛管理事業（岩間支所）	①岩間支所地域課管理下の公用車の適切な管理を行う。②安全運転管理者を選任する。 令和2年度中、3台廃車、1台更新。	運転日誌の管理	月	12	無事故率の向上	%	100	公用車の管理	台	18
854	公共施設等管理	電話交換事務	外線電話を関係各課に取り次ぐために、電話交換業務を行う。	電話接遇研修	回	0	電話取次ぎ件数（1日当り）	件	950			
855	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務（笠間支所）	職員が節約の意識を持ち事務費の削減を図る。	事務用品払出表の記入	件	204	前年比より削減	%	31			
856	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務（岩間支所）	岩間支所の一般管理事務用品等の経費 財源が厳しい中で、職員が節約の意識を持ち事務費を削減する。 旅費：市バスの廃止による運転手分の削減。 消耗品費：法令加除の見直し。一部削減。									
857	公共施設等管理	本所庁舎管理事業	本所庁舎に係る維持管理業務を行う。（警備委託・保守点検委託・施設管理委託・植栽管理委託等）	消防設備保守点検（年間）	回	2	ELV保守点検（年間）	回	4	電気工作物保安管理（年間）	回	12
858	広域行政	定住自立圏構想推進事業（企画政策課）	人口減少・少子高齢化社会を迎えるなか、中心市と周辺市町村が相互に役割を分担し、連携・協力して人口定住に必要な生活機能の確保・充実を図り、住民が安全・安心に暮らすことのできる地域を形成していく。また、水戸市が中核市に移行したことによる、連携中枢都市構想への移行作業を開始する。	いばらき県央地域ガイドHPのページビュー	件	154,137	圏域内住民の広域利用者数	人	244,045			
859	広域行政	連携中枢都市圏構想推進事業（環境保全課）		エコライフチャレンジ参加者数	人	650						
860	広域行政	定住自立圏構想推進事業（環境保全課）	地域の活性化、認知度向上、イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り、近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。また、県央地域首长懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。 ・いばらき北関東沿線地域活性化協議会　・県央地域首长懇話会　・茨城空港利用促進協議会　・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会	広報啓発回数	回	1	エコライフチャレンジ参加者数	人	456			
861	広域行政	連携中枢都市圏構想推進事業（高齢福祉課）	成年後見制度の利用促進に係る取組を効率的・効果的に実施する観点から、各市町村において中核機関を設置するほか、連携中枢都市圏構成市町村を業務対象範囲とする広域中核機関を設置、運営する。									
862	広域行政	連携中枢都市圏構想推進事業（企画政策課）	令和3年度に定住自立圏構想から連携中都市圏構想に移行し、更なる広域連携を推進する。 連携自治体：水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 参加分野数：29分野	参加分野数	分野	0						
863	広域行政	公共交通対策事業	○茨城県公共交通活性化会議による地域公共交通の調査研究及び維持・確保・改善に向けた事業の実施 ○各期成同盟会を通じた要望活動により、鉄道輸送力の増強、在来線の維持確保及び鉄道施設の利便性の向上 ○公共交通　地域内の効率的な移動性を確保し活性化を図るため、公共交通の現状と課題を把握したうえで、地域にあった公共交通全体の方針性を決定し、各公共交通の確保・改善を図る各種事業を展開する。 ○乗車券類簡易販売業務委託により無人化防止や周辺住民の利便性を確保する。（福原駅、稲田駅、央戸駅） ○シェアサイクルの運営に係る運営補助の実施	駅乗車人員の減少率	%	2	交通の利便性が高いと感じる市民の割合	%	35			
864	広域行政	広域行政事務	地域の活性化、認知度向上、イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り、近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。 また、県央地域首长懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。 ・県央地域首长懇話会　・茨城空港利用促進協議会　・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会　・	協議会連携数	件	4						